

企業經營研究

年 報

VII



神戶大學

經濟經營研究所

1957

企業經營研究

VII



神戸大學經濟經營研究所

企業經營研究 VII

目次

小売棚卸法の発展……………	渡	進	一
シングル・インダストリー・タウン試論……………	米	花	稔
——經營の地域社会關係——……………			
モルガンによる産業会社支配の特徴について……………	井	上	忠
社会会計と企業部門……………	能	勢	信
エレクトロニク・データ・プロセシング			
における分類機能……………	木	谷	秀
価格水準調整について……………	上	村	久
(研究資料) キー・ソート・メソッドと			
その適用方法……………	灘	波	恒
(資料) 最近三年間における			
わが国工業經營の主要立地動態……………	米	花	稔
(資料) 成長經濟と減価償却……………	能	勢	信
經濟經營研究所企業經營科定例研究会……………			
英 文 要 約 (卷末)			

小賣棚卸法の發展

渡邊進

一

棚卸資産原価配分の方法が適用される棚卸資産の一区分を棚卸単位という。棚卸資産を種類・品質・型（以下種類等という）の異なるごとに区分し、その種類等の同じものを棚卸単位とすることは通常行われている。この場合には一の棚卸単位に含まれている物品は互に代替的であつて（種類等を同じくするが故に）共通の評量単位（箇・トン・ポンド等）で測定される。棚卸資産原価の配分を行う場合には、当該棚卸単位に属する物品の払出数量及び残存数量を測定して、その各々に一定の単位原価（この単位原価は先入先出法・平均法・後入先出法等のうちいずれの原価配分方法が採用されているかによつて異なる。）を適用することによつて達せられる。我々はおかかる方法を数量法と呼ぶ。数量の測定を通じて棚卸資産原価の配分が行われるからである。

しかしながら棚卸資産会計において常に数量法の適用が可能なわけではない。事業の性質により数量法の適用を困難又は不適当とする場合がある。かかる場合には、数量法的観点からみれば種類等を異にする棚卸資産を包括した棚卸単位が形成される。この棚卸単位の内部においては必ずしも共通の物量的評量単位は存在しない。従つて共通の測定尺度として円が用いられる。我々はこの方法を金額法と呼ぶ。

共通の測定尺度を円に求めることによつて、種類等を異にする棚卸資産を無制限に集合して一のグループに包含することが可能となる。しかしながら他面グループの拡大は不正確な棚卸資産原価配分を結果する要因を孕むこととなる。従つてグループの拡大はこの観点から制約される。

我々は本稿において金額法が如何なる要求によつて発生したも

小売棚卸法の発展

のであり、損益計算上それが如何なる意味を有するものであるか、またグループの拡大化を制約する要因は何であるか等について検討しよう。

金額法の先駆をなすものは小売棚卸法である。

小売棚卸法 (Retail Method) は百貨店等多種多様の物品を取扱う小売業の経理に適合する方法として発達したものである。百貨店の取扱う商品は部門別 (又は品番別) に区分せられるが、部門の中にも種類等を異にする多数の商品が含まれており、比較的金額の小さな販売が無数に行われ而もその売価はしばしば値下げ又は値上げによつて変更されるといふ特色をもっている。

かかる事情の下においては、種類等を異にする商品群ごとに棚卸単位を設定しその原価配分計算を行うことは至つて困難となる。(売価と共に、原価を示す符牒を値札に附する等の手段によつて、売上品原価及び棚卸品原価を確める方法も考えられないではないが、かかる方法は至つて手数を要し取引が頻繁であるために却つて誤りを生ずる危険がある。) かくて百貨店等の小売業においては、売価による棚卸資産管理が行われることが普通である。即ち商品の仕入が行われこれに値入れが行われた上は、爾後商品の販売・移動に関する記録計算、商品の管理はすべて売価によつて行われる。売価による管理は、各部門に仕入部からチャー

ジされた売価総額が、販売による現金収入額 (又は売掛金発生額) と手持の未販売品の売価合計額との和に一致しなければならぬという原理によつて達せられる。部門は種類等を異にする多くの商品を含むものであるが、それ等は棚卸資産原価配分目的からは相互に代替的なものとみなされる。甲商品に投下されている円は乙商品に投下されている円と何等選ぶところがないからである。日常の記録計算が売価によつて行われるのみならず、実地棚卸もまた売価によつて行われる。即ち未販売商品の値札に示されている売価の合計額は実地棚卸による商品在高 (売価による) である。これによつて棚卸手続が (数量法の場合に比して) 大いに簡易化される。

右の如く把握された期末棚卸高は期末棚卸品の売価の合計額であるから、小売棚卸法ではこの売価合計額から、当該売価に含まれている利益額を控除して原価を推計する。かく推計された原価額を原価の合計額 (期首繰越原価総額と当期仕入原価総額との合計額) から控除した金額は売上原価である。この計算は部門ごとに行われる。

利益額の控除は附加利益率を手段として行われる。附加利益率は通常、売価合計額から原価合計額を控除した金額が、売価合計額に対する割合として計算される。(売価合計額及び原価合計額

はおのの期首繰越商品の売価及び原価を含む。この率を一から控除した率を原価率と呼ぶこととすれば、各部門の期末残存品の売価にそれぞれの原価率を乗じて得られた金額は、それぞれの部門の残存品の推計原価である。このように小売棚卸法は期末棚卸品の売価から出発してその原価を算定する方法であるが、(期末棚卸品原価の算定はその半面において当然当期売上原価の算定を意味する。)それは小売業における日常の処理が前述したように売価によつて行われていること、いわば棚卸資産原価の配分の以前に既に売価の配分(売上品と棚卸品とに対する)が行われている事実に基づくものであることに注意しなければならない。

通常用いられている小売棚卸法は二重の意味において平均的である。

(一) 期首繰越分の原価及び売価を当期仕入分の原価及び売価にそれぞれ合算して単一の附加利益率を求めこれを期末棚卸品の売価の合計額に適用してその原価を算定することは、(前期繰越分及び当期仕入分のおのの附加利益率は必ずしも均一ではない。)原価配分方法としての総平均法を適用していることを意味する。従つて想定されている期末棚卸品の構成内容は、総平均法の場合において想定される構成内容と同一である。^(註1)

(二) 小売棚卸法における棚卸資産のグループは種類等を異にす

小売棚卸法の発展

る・従つて利益率を異にするであろう・商品から成るものである。このグループについて一箇の附加利益率を求め、これを手段として原価を算定することは、当該商品グループに対する附加利益率の算定に参加した各種の商品の構成割合と同じ割合で期末棚卸品が成つているものとみなして原価の推算をなすものであつて、(一)の意味の平均が縦の関係における(時点的)平均であるとすれば(二)の意味の平均は横の関係における(当該商品グループを含む商品群についての)平均である。^(註2)

小売棚卸法は右の如き仮定に立脚して原価配分を行うものであるから、期末棚卸品の構成内容が右の仮定と合致していない場合には、期末棚卸品について過大評価又は過小評価(半面売上原価について過小評価又は過大評価)を生ずることとなる。

(一) 期末商品が当該商品グループの平均利益率を超える高い利益率(低い原価率)のものを多く含んでいる場合には、小売棚卸法の適用の結果、期末商品は実際原価よりも高く評価されることとなる。

(二) 期末商品が当該商品グループの平均利益率に満たない低い利益率(高い原価率)のものを多く含んでいる場合には、小売棚卸法の適用の結果、期末商品は実際原価よりも低く評価されることとなる。

小売棚卸法の発展

期末棚卸品の過大評価又は過小評価はそれぞれ売上原価の過小計上又は過大計上となること当然である。小売棚卸法において想定されている期末棚卸品の構成内容と実際の構成内容とが異なる場合には、その過大又は過小評価を通じて、当期の損益額は正しからざるものとなるが、同一の方法が継続的に用いられることによつて、数期間を通算した損益額は正しいものとなることも考えられる。しかしながら一期間の損益額をなるべく正しい金額に近づけるために、附加利益率がほぼ均しい商品を集めて一のグループとすることが要請されることとなる。附加利益率がほぼ均しい商品群から算出された平均利益率が当該グループに適用される場合には、小売棚卸法が想定している商品構成と、実際の商品構成とが異なっている場合においても、それが期間損益に与える影響は僅少であると考えることができるところである。^(註3)

(註1) これについては拙稿「平均原価法研究」—企業会計昭和三十一年十月号
所載—参照。

(註2) これについては拙稿「棚卸資産原価配分の諸方法」—国民経済雑誌昭和二十九年八月号所載—参照。

(註3) 附加利益率を求める計算に當つて一旦売価が附せられて後に発生する値下げ額を算入する場合には、純附加利益率が得られ、値下げ額を除外する場合には総附加利益率が得られる。その何れを用いるかによつて損益額に差異を生ずることとなるが、これについては(註2)に掲げた拙稿を参照されたい。

二

アメリカにおける小売棚卸法の起源を明確に指示することは不可能であるが、ニューヨークのメイシー百貨店では、現在の小売棚卸法と類似している利益率法 (Rating System) が既に一八七一年秋に用いられていたことが明らかにされている。^(註1)一八七二年(一月十五日—八月二十四日)の部門別損益計算は次の方式によつて行われている。

先ず売上額から利益額を控除して売上原価を求める。売上額から控除される利益額は、正規の附加利益率(当時は原価の何分の一として計算されていた。従つて利益率が原価の五分の一である場合には、売価の六分の一に当る。)を適用して得た利益額に値上額を加え、値下額を控除した金額である。かくして求められた売上原価額は仕入額と比較せられ、棚卸資産の当期増減額が計算される。売上原価額が仕入額を超えるときは、その差額は棚卸資産減少額(逆の場合には増加額)を示す。この減少額は期首在高から控除(増加の場合には附加)せられ、その残高は期末において存在すべき商品在高を示すこととなる。この金額と実地棚卸による商品在高との差額は棚卸資産過不足高を示し、この金額を前記の利益額に加減して当該部門の見積利益額が算定される。各部

門の見積利益額を合計し、その他の収益及び費用を加減して企業の見積純利益が算定される。

他面資産総額から負債総額及び組合員の資本額を控除して当期の利益額が求められる。財産の注意深い評価に基づくこの利益額は組合員によつて、「**実際**」利益と考えられた。^(註5)

このようなメイシイ方式が十九世紀末葉においてどの程度普及していたかは明らかでない。しかし小売棚卸法の近代的方式が一般に普及したのは一九一五年以降のことであるといわれている。^(註6)

(註4) メイシイ商会の利益率法の運用に関しては、一八七七年六月二十一日附の Abiel T. La Forge と Robert M. Valentine との組合契約書に記載されている。しかし La Forge の元帳は既に一八七一年秋には利益率法が用いられていたことを示している。

(註5) Ralph M. Hower, History of Macy's of New York 1858-1919, 1947, Appendix B.

(註6) A. C. Ernst の一九一三年一月の論文は近代的な小売棚卸法の説明を行っている。それによれば多くの大規模の企業においては小売棚卸法が採用されていた旨が記載されている。しかし大部分の小売業者には未だ知られていなかったようである。(M. P. McNair and A. C. Hersum, The Retail Inventory Method and Lifo, 1952, p. 61. R. M. Hower, op. cit., pp. 418-419, fn.)

小売棚卸法が最初に税法に導入されたのは一九二〇年のことである。即ち一九二〇年八月十六日の財務省決定 (Treasury Decision 3058) によつて施行規則 (Regulations 45) に改正が加えられ、次

小売棚卸法の発展

の条項が加えられた。

第一五八八条 具服小売業者の棚卸 (1) 「小売棚卸法」(本質的には棚卸資産評価に関する「原価」法であるところの) を採用している具服小売業者は、(a) 申告書にこの方法を採用している旨の記載があり、(b) 正確な勘定記録が行われており、(c) 歳入局長官によつて他の方法への変更が認められない限り、この方法が爾後の年度においても継続的に用いられることを条件として、この方法を用いて申告することができる。小売棚卸法とは「附加利益率」と手持商品の「小売価額」から手持商品の「原価」を計算する方法である。

(2) 棚卸資産評価のための「小売棚卸法」を選定する納税義務者は、内国歳入局の職員が調査し得るよう、各部門の値下げ額を示す明細書と共に、各事業年度の勘定及び記録を永続的な形態において、保有し保存しなければならない。この場合値下げ額は(値下げされた商品が実際に販売されたのでなければ)、手持商品の小売価額の計算に含めてはならない。

(3) 「小売棚卸法」によつて棚卸をなす場合に次の一般方式は大部分の具服小売業者の要求に適應するものと考えられる。

(A) 附加利益率は次の如く計算される。受入商品は、部門別に (a) 送状原価と運送費の合計額 (b) 当初の小売価額の二つの

小売棚卸法の発展

価額で記録される。この記録を年間継続することによつて、原価及び小売価額は累積する。小売価額の合計額から原価合計額を控除した金額は附加利益合計額である。この附加利益合計額を小売価額合計額で除することによつて附加利益率が得られる。

(B) 手持商品の小売価額は次の如く計算される。(a) 売上済商品の小売価額 (b) 前期繰越商品の棚卸価額の修正額 (c) 値上げ及び値下げの如き当初の小売価額に対する修正額 (第2項参照) が記録される。期首繰越商品の小売価額に当期仕入分の小売価額を加え (実際に販売された商品については、値上額及び値下額の代数和を加減し) 売上商品の小売価額を控除した金額は手持商品の (帳簿棚卸上の) 小売価額となる。課税年度末に部門ごと手持商品の小売価額による実地棚卸を行い、手持商品の帳簿棚卸による小売価額が修正される。

(C) 手持商品の原価は次の如く計算される。先ず附加利益率を百パーセントから控除して原価率を計算する。この原価率を手持商品の小売価額に適用して手持商品の原価を算出する。

このように初期の規則においては、値下げの行われた商品が期末に残存する場合に、期末商品の小売価額を集計するに当つて、当該商品に含まれている値下げ額を除外することによつて、原価法による評価額に到達することとなつている。かかる評価方法は

手持商品において生じている減価を反映しないこととなり業界の慣行に反するといふ理由で全国百貨店協会 (National Retail Dry Goods Association, NRDGA) によつて反対された。

一九二三年三月三日の財務省決定 (Treasury Decision 3296) によつて前記第一五八八条は見出しを「小売業者の棚卸」としその内容は次の如く改められている。

棚卸資産評価に關していわゆる「小売棚卸法」を採用している小売業者は、申告書にこの方法を採用している旨の記載があり、正確な勘定記録が行われており、歳入局長官によつて他の方法への変更が認められない限りこの方法が継続的に用いられることを条件として、この方法を用いて申告することができる。この方法によれば、棚卸される商品には通常売価が附せられており各部門の商品又は各種類の商品の小売価額の合計額から一定率の金額 (小売販売価額と仕入価額との差を表わす) を控除することによつて、当該商品の近似的原価が求められる。この一定率は部門ごとには又は商品の種類ごとに算定せられ、販売費その他の費用の支弁に充てた利益に相当するものとして商品の原価に附加された金額を、出来得る限り正確に表わすものでなければならない。一定率を算定するに當つては、一切の値上げ及び値下げに対して適正な調整が行われなければならない。

二以上の部門を有し又は各種の商品を取扱っている納税義務者でそれぞれの総利益率が異なっている場合には、全事業の平均を基礎とする利益率を用いてはならず、各部門又は商品の種類ごとに適正な率を算定して棚卸資産を評価しなければならぬ。

右の規則においても「一定率を算定するに当つては、一切の値上げ及び値下げに対して適正な調整が行われなければならない。」と規定されているのみであつて、附加利益率の算定に当つて値下げ額を包含すべきものであるかについては明らかにされていない。

この間實際界においては、値下げ額を無視した附加利益率を適用することが一般的であつた。内国歳入法には「歳入局長官が財務長官の同意を得て、当該業種における最善の会計慣行に合致し、且つ所得を最も明瞭に反映するものと定めた基準によつて棚卸をしなければならぬ」と定められており、業界の右の慣行はこの趣旨に合致するものと考えられたからである。併し多くの例において、税務調査官は原価を算定するに当つて純附加利益率を用いるべきものと考えていた。この問題が最終的に解決されたのは一九四一年のことである。それはリッチ百貨店(Rich's, Incorporated)事件を契機としたものであつて、歳入局調査官が総附加利益率の適用を否認したのに対して、全国百貨店協会(租税委員会)は抗議を行い、(一九四〇年七月十日、審査請求趣意書を内国歳入局

小売棚卸法の発展

に提出)、全国を通じて用いられている標準方式は、附加利益率の算定に当つて値下げ額を考慮せざるものであり、リッチ事件に対する当局の解釈は、「小売棚卸法」の趣旨を破壊するものであると主張している。

この問題は一九四一年六月二日の財務省決定(Treasury Decision 5048)によつて解決した。この財務省決定によつて総附加利益率の使用が税法上公式に容認されたことになる。

なお「小売業者の棚卸」に関する現行規則は次の如くである。(註7)

(39.22 (c)-8)

(a) 棚卸資産評価に關していわゆる「小売棚卸法」を採用している小売業者は、申告書にこの方法を採用している旨の記載があり、正確な勘定記録が行われており、§39.41-2の規定に従い歳入局長官によつて他の方法への変更が認められない限りこの方法が継続的に用いられることを条件として、この方法を用いて申告することが出来る。この方法によれば、事業年度末における各部門の商品又は各種類カテゴリーの商品の小売販売価額合計額から、当該金額に次の割合を適用して得たる金額を控除することによつて、当該商品の近似的原価が求められる。

(1) 期首繰越商品の小売販売価額と当該年度における仕入商品の小売販売価額の合計額(すべての値上げ及び値下げについて当

小売棚卸法の発展

該販売価額を適正に調整する)から

(2) 期首繰越商品の原価及び当該年度における仕入商品の原価の合計額を控除した金額の (1) の金額に対する割合。

この数値は販売費その他の費用の支弁に充てた利益に相当するものとして商品の原価に附加された金額を、出来得る限り正確に表わすものでなければならない。

(b) 小売業者が後入先出法を採用している場合に行われるべき更に必要な調整については §39.2 (c)-1 で規定する。

(c) 二以上の部門を有し又は各種の商品を取扱っている納税義務者で、それぞれの利益率が異なっている場合には、全事業の平均を基礎とする利益率を用いてはならず、各部門又は商品の種類ごとに適正な率を算定して棚卸資産を評価しなければならない。

(d) 予て、低価法に近似する評価を達成するために期首繰越商品及び当該年度における仕入商品の小売販売価額を値上げについてのみ調整し値下げについては調整しない慣行を継続的画一的にとつて来たという点を除いては、前各項の定むるところに従つて棚卸資産を評価して来た納税義務者(後入先出法を採用しているものを除く)は、本条の定むるところに従つて、その慣行を継続して用いることができる。調整は善意、継続的且つ画一的に行われなければならない。値下げが調整に含まれていない場合には、

値下げを取消し又は修正するための値上げも除外されなければならない。値上げを取消し又は修正するための値下げは当該値上額から控除されなければならない。

(e) 事業年度末における手持商品の小売販売価額を決定する場合に、減価及び陳腐化の如き小売販売価額の実際の引下げに基づかない値下げは認められない。

(f) 予て、小売販売価額を調整する場合に値下げを除去する慣行に従わないで棚卸資産を評価して来た納税義務者(後入先出法を採用しているものを除く)は、§39.4-2 の定むる条件に従つて承認を得て、その慣行(値下げを無視して附加利益率を算定する慣行—筆者—)を採用することができる。最初の所得申告書を提出する納税義務者もこの慣行をとることができる。この場合においては歳入局長官は申告書を調査して是否認を決定する。

(g) 小売棚卸法に関連して後入先出法をとる納税義務者は、事業年度末の棚卸商品の時価に関せず、その近似的原価を反映するために、値上げのみならず値下げについても小売販売価額の調整を行わなければならない。

(註7) Regulations 118 (Applicable only to years beginning after December 31, 1951.)

既に述べた小売棚卸法は売価を媒体として原価を推算するところの金額法であるが、原価の流れに関する仮定の見地からみれば、それは平均法に属する。これに対して当然原価の流れに関しては後入先出の仮定を採る金額法が考えられなければならない。小売棚卸法と後入先出法との結合形態である小売棚卸後入先出法 (Retail Lifo Method) はその一である。

元来後入先出法は価格変動によつて期末棚卸資産が再評価せられることによつて生ずる損益計算の歪みを是正することを目的とするものである。この目的から後入先出法では期末棚卸資産のうち期首の数量と等しい数量については期首の評価額を与え、期末数量が期首数量より大なる場合にはその差額 (当期増加量) は当期の原価で評価される。金額法は棚卸資産の原価配分に当つて数量を媒介とすることをやめ、金額を把えこれを基礎として棚卸資産原価の配分を行うものであるから、期首・期末の棚卸資産の大小の比較もまた金額によつて行わなければならない。このために期首・期末の棚卸資産に附せられている金額の比較が行われ当期の増加分又は減少分が測定される。しかしその比較は価格変動の影響を除去するために期首・期末の棚卸資産を同一の価格水準に

小売棚卸法の発展

引直した上で行われなければならない。かくて期首・期末の棚卸資産が同一価格水準の上で比較されるとき、期末の金額が期首の金額よりも大であれば、その差額は当期における増加分を示し、逆の場合にはその差額は当期における減少分を示すこととなる。期末棚卸資産のうち期首繰越分からなるもの、及び当期増減分の評価は後入先出法の原則によつて行われる。ただ小売棚卸法が後入先出法と結合して用いられる場合には、第一次的に把握される金額は売価であるから、更にこれに原価率を適用して推算原価を算定することが必要となる。

かくて小売棚卸後入先出法における計算は通常次の如く行われる。

- (1) 期末棚卸資産の売価を集計する。
- (2) 右の売価合計額を、価格指数を用いて基準年度の価格水準に引直し、同様に基準年度の価格で表示されている期首の売価合計額と比較して当期の増減額を求める。この場合基準価格の1円は数量法における評量単位に代理している。
- (3) 当期の増加分 (基準価格で表示されている) は価格指数を用いて当期の売価に引直しこれに原価率を適用して当該棚卸資産の原価を求める。この金額を期首繰越分与えられている後入先出原価に加算した金額が当期末の後入先出原価である。

第一表

階程	項目又は計算	部門番号		
		1	2	3
	I 帳簿から得られる資料			
1	期首棚卸—小売価額	\$25,000	\$40,000	\$10,000
2	期首棚卸—附加利益率	43.6%	45.2%	44.1%
3	期首棚卸—原価(2により1を還元)	\$14,100	\$21,920	\$ 5,590
4	当期仕入品附加利益率(12a参照)	44.7%	44.8%	44.6%
5	期末棚卸—小売価額	\$36,000	\$39,400	\$10,400
6	期末棚卸—附加利益率	44.4%	44.9%	44.4%
7	期末棚卸—原価(Fifo)(6により5を還元)	\$20,016	\$21,709	\$ 5,782
	II 価格指数			
8	Lifo 採用第1年度期首の価格を100とする年度末の価格指数	108.4%	96.3%	113.7%
	III Lifo 計算			
9	期末棚卸—修正小売価額(5÷8)	\$33,210	\$40,914	\$ 9,147
10	当期増減額(9-1)	8,210	914	(853)
11	当期価格による増加額(10×8)	8,900	880
12a	増加分の原価(4により11を還元)	4,922	486
12b	減少分の原価(2により10を還元)	(477)
13	Lifo 期末棚卸(3+12a又は3-12b)	19,022	22,406	5,113

棚卸資産が当期において減少したときはその減少分はその後入先出原価から控除される。減少分が如何なる「原価の層」からの減少として

第二表 (第一部門)

階程	項目又は計算	第1年	第2年	第3年
	I 帳簿から得られる資料			
1	期首棚卸—Lifo 採用第1年度—小売価額	\$25,000	\$25,000	\$25,000
2	期首棚卸—同上—附加利益率	43.6%	43.6%	43.6%
3	期首棚卸—同上—原価(2により1を還元)	\$14,100	\$14,100	\$14,100
4	当期仕入品附加利益率	44.7%	44.8%	44.9%
5	期末棚卸—小売価額	\$36,000	\$43,000	\$34,000
	II 価格指数			
8	Lifo 採用第1年度期首の価格を100とする各年度末の価格指数	108.4%	110.6%	114.0%
	III Lifo 計算			
9	期末棚卸—修正小売価額(5÷8)	\$33,210	\$38,879	\$29,825
10	Lifo 採用第1年度期首棚卸を超える額(9-1)	8,210	13,879	4,825
	a. 第1年度増加額	8,210	8,210	4,825
	b. 第2年度増加額	5,669
11	増加年度の価格による増加額:			
	a. 第1年度増加額(10a×108.4%)	8,900	8,900	5,230
	b. 第2年度増加額(10b×110.6%)	6,270
12	増加分の原価:			
	a. 第1年度増加分(44.7%により11aを還元)	4,922	4,922	2,892
	b. 第2年度増加分(44.8%により11bを還元)	3,461
	+上記(3)の数値	14,100	14,100	14,100
13	Lifo 期末棚卸(12+3)	19,022	22,483	16,992

取扱われるかについては一般の後入先出法の原則に従うのである。具体的には小売棚卸後入先出法による棚卸資産原価配分は次の如くして行われる。(註8)(第一表及び第二表)

第一表は三つの部門に小売棚卸後入先出法を適用した例である。第一部門及び第二部門では、小売価額による期首棚卸額と修正小売価額による期末棚卸額とを比較すれば判るように（本例は後入先出法採用第一年度の例である。）当期において棚卸資産量が増加している。第三部門では逆に棚卸資産量が減少している。第一部門及び第三部門に適用せられるべき価格指数は上昇し、第二部門の価格指数は下降している。

階程 2 及び 4 の附加利益率は値上げ額は勿論値下げ額をも考慮して計算される。階程 6 及び 7 は後入先出法による評価額と先入先出法による評価額との比較を可能ならしめるために示したものであつて、後入先出法計算のためには直接関係はない。

第二表は第一部門につきその後の二年間の数値を附加して後入先出法適用の原理を説明したものである。第一年度の数値はその後の年度との関連を明らかにするために第二表で繰返し示されている。修正小売価額による期首・期末の棚卸額を比較すれば判明するように、棚卸資産量は第一年度及び第二年度においては増加し、第三年度では減少している。第三年度における減少分は先ず第二年度における増加分次いで第一年度の増加分（本例においてはその一部）から成るものとして計算される。従つて第三年度末の棚卸資産は後入先出法採用第一年度期首の棚卸資産及び第一年

度の増加分の一部から成るものとして評価される。このように後入先出法においては各年度の増加分は区別して計算されていなければならぬ。本表においては各年度末の棚卸資産の小売価額を後入先出法採用第一年度の価格水準に引戻して、各年度の増減額を計算する方式がとられている。

（註 8）ここに掲げる計算例は Income Tax Mineograph 6244 (March 9, 1948) に示されているものである。

（註 6）Income Tax Mineograph 6244 では、「先入先出法」による評価額の比較を可能ならしめるためとしているが、正確には、平均法との比較を可能ならしめるためというべきであろう。

決算目的のための後入先出評価額は年度末において算定される。小売棚卸後入先出法を採用するアメリカの百貨店では期中の記録計算は小売棚卸法で行い、期末に後入先出評価額を算定して、小売棚卸法による評価額を調整することが多い。

元帳における繰越商品勘定の記入方法には次の二種がある。

- (A) 直接、後入先出評価額によつて記入する。
- (B) 小売棚卸法による評価額（以下小売棚卸評価額という。）で示し別に小売棚卸評価額と後入先出評価額との差額を後入先出調整勘定 (Lifo Inventory Adjustment a/c) に記入する。この勘定は繰越商品勘定に対する評価勘定である。

（例）期首繰越商品——小売棚卸評価額…………… ¥ 2,000,000

小売棚卸法の発展

同	——後入先出評価額……………	¥ 1,800,000
当期仕入 (原価)	……………	¥ 22,000,000
期末繰越商品——小売棚卸評価額……………		¥ 2,500,000
同	——後入先出評価額……………	¥ 2,000,000

(A) 後入先出評価額によつて記帳されている場合。

(1) 売上原価	¥ 1,800,000	繰越商品 (期首)	¥ 1,800,000
(2) 売上原価	¥ 22,000,000	仕入	¥ 22,000,000
(3) 繰越商品 (期末)	¥ 2,000,000	売上原価	¥ 2,000,000

(B) 小売棚卸評価額によつて記帳が行われている場合。

(1) 売上原価	¥ 2,000,000	繰越商品 (期首)	¥ 2,000,000
(2) 売上原価	¥ 22,000,000	仕入	¥ 22,000,000
(3) 繰越商品 (期末)	¥ 2,500,000	売上原価	¥ 2,500,000
(4) 売上原価	¥ 300,000	後入先出調整	¥ 300,000
(註)	後入先出調整 a/c 貸方には期首から ¥ 200,000 が繰越されているので (4) の記入によつて、その合計額は ¥ 500,000 となる。		

(B) の方法において生ずる後入先出調整勘定は評価勘定であるから、期末繰越商品 (小売棚卸) 評価額から後入先出調整勘定の残高を控除すれば、その後入先出評価額が得られる。各年度末における小売棚卸評価額と後入先出評価額との差額から期首繰越の後入先出調整勘定の残高を控除した金額が当該年度において後入先出調整勘定に記入を要する金額 (年度調整額) である。かくて後入先出調整勘定には必要に応じて貸方記入又は借方記入が行わ

れる。例えば在庫量が減少し又は価格の下落がある場合には後入先出調整勘定の借方記入が行われその残高を減少せしめる。いま小売棚卸後入先出法によつて算定される売上原価の額を正しいものとすれば、前記の年度調整額は通常の小売棚卸法によつて算定されている売上原価の過小又は過大を修正する職能を有するものであつて、調整勘定を用いない直接法に比して、この金額を区分明示する点において有用であり甚だ興味あるものである。

小売棚卸後入先出法は既にアメリカ歳入法によつて認められている。次にその発展のあとを振り返つてみよう。

四

小売棚卸法と後入先出法の結合 (後に小売棚卸後入先出法として知られるに至つたもの) が要望されたのは一九四〇年以降のことである。それは小売業者 (特に百貨店) が第一次世界大戦の経験 (物価の高騰による架空利益の計上、戦後の物価の下落による莫大な評価損失の計上) を回想し、第二次世界大戦に際して同様な経験を繰返すことを回避しようとしたためである。このことは百貨店の営業報告書からの次の引用からうかがうことができる。

「現在の商品市場の状態、過去数箇月間における各種商品の値上

り、及び将来における大幅な価格変動の見込みから当社の重役会
は「後入先出」棚卸資産評価法を採用することが適當であると考
えた。この会計方法は財務諸表における評価の膨脹を防ぎ、会社
の経営利益をより、明瞭且つ正確に反映するものである。^(註10)

アメリカにおいて後入先出法が税法上認められたのは一九三八
年及び一九三九年の歳入法によつてである。しかし当時は、後入
先出法の適用は、数量法を用いて期首・期末の棚卸資産の比較す
ることが可能な産業（特に石油・ゴム・皮革・繊維・非鉄金属業
等比較的少数種類の基本的資材を保有する産業）において可能な
るものと一般に考えられていた。従つて常時金額法を用いて棚卸
資産經理を行つている百貨店は後入先出法の導入の可能性につい
て考究しなければならなかつた。

かかる時期において夙にマックアンリーが右の如き特定の産業
のみならずあらゆる種類の工業及び卸・小売業に対する後入先出
法の適用の必要性及び可能性を述べているのは注目に値する。彼
は主要次の如くいづつている。

後入先出法が石油業・繊維工業・精鍊業等の特定産業にのみ適
用されるものであると考える者は、事実上あらゆる種類の製造業
者・卸売業者・小売業者も同様に事業運営上棚卸資産に対する継
続的投資を必要とするものであり、後入先出法は棚卸資産投資に

関する基本的な原価主義評価原則であるという事実を閉却してい
るのである。

後入先出法は特定品目の数量に対してのみ適用せられてきた
（金額で処理することの可能性を考究しないで）ことによつて、
後入先出法の用途は大いに制限されている。企業の取扱う棚卸資
産の種類が比較的少数で、共通の評量単位を用いて評価すること
ができる場合には後入先出法の適用は容易である。しかしながら
後入先出法の原理が健全な評価方法であると考えられる限り、無
数の種類の棚卸資産を取扱う製造業・卸売業又は小売業にも適用
し得る実施方法が生成し承認されることとならねばならない。
多くの種類の原材料から複雑な工程を経て多種類の製品を生産す
る事業又は多種類の商品を取扱う卸売業・小売業に対して、数量
に基礎をおく後入先出原理を適用することは全く不可能であるの
みでなく、後入先出法の根本目的（棚卸資産のうち継続的投資を
なすものと考えられる部分の価格変動を排除するという）を達成
し得ないこととなるであらう。

しかしながら、すべての棚卸資産項目は特定の価格水準におけ
るドルを共通単位として表現することができる。後入先出法の適
用に当つては、特定の価格水準として、この方法を採用した第一
年度期首の原価がとられる。このように共通分母として基礎的な

小売棚卸法の発展

ドルを用いることによつて、複雑な棚卸資産に対して後入先出法を適用することが可能となる。

このような観点からマックアンリーは具体的な方法として、期末棚卸資産を期首の原価水準で再計算し、この金額と期首繰越棚卸資産の金額とを比較して（両者は同一の価格水準で表現されているので比較可能なものとなる。）当期における増減分を計測する方法を示している。このように把握された当期増加分は当期の原価に引戻して評価される。^(註1)

(註10) Kaufmann Department Stores, Inc. の December 31, 1941 に終る事業年度の營業報告書中の文言 (McNair and Hensum, op. cit., p. 182.)

(註11) H. T. McNair, A Practical View of the Last-in, First-out Principle of Inventory Valuation (Addresses delivered at Accounting Clinic and the Central States Accounting Conference, May, 1941.) A Practical Method of Keeping Inflation out of Inventory Valuations, Oct., 1941.

小売棚卸法と後入先出法との結合を実現するために大いに努力したのは全国百貨店協会である。その租税委員会は小売棚卸後入先出法の可能性を信じ、指数作成について全国産業調査会 (National Industrial Conference Board, NICB) の協力を求め、加盟会社以後入先出法の採用を勧奨している。それは一九四一年のことである。これに応じて多くの加盟会社は、税目的上後入先出法を採用し一九四一年度の決算をこの方法で行っている。そのうち大部

分のものは NICB の指数を用いたが NICB の方法に準拠して自社の指数を作成して用いたものもある。

しかしながら小売棚卸後入先出法は税務当局の容認するところとはならなかつたので、百貨店側はハッツラー百貨店 (Hutzler Brothers Company) をテストケースとしてアメリカ租税裁判所 (The Tax Court of the United States) に提訴した。一九四五年十一月十三日のことであつてこれが有名なハッツラー事件である。後入先出法においては期末棚卸資産のうち期首繰越数量に相当する数量については期首繰越分の後入先出原価で評価され、当期増加分は当期の原価で評価されるものであることは明らかである。従つてハッツラー事件で中心問題となつたものは、当期増減分の計算に當つて、棚卸資産の同一品目につき期首・期末の数量的比較が必要であるか、又は部門別の（又はその他適当な分類に従つて區別された）棚卸資産について、金額単位による比較（恐らくは指数形態の価格資料を用いて）によつて期首繰越分相当量と当期増減量とを決定することができるかという点であつた。

この問題に対する租税裁判所の下した結論は棚卸資産原価配分における金額法の本質の理解のために有用なものと考えられるので、オPPER (Oppert) 判事の意見（これが多数意見となつた）の概要を次に掲げる。オPPER判事は次の如くいつている。

中心的な問題は百貨店においては棚卸資産がドルの単位で処理されているという点である。価格又は原価が変化しない場合には、ドル額における増加又は減少は数量的変化を示す合理的に信頼し得べき尺度となるであろう。しかし価格上昇期には同一のドル額は従前よりも少量の物品を表わし、同量の物品は従前よりも多額のドル額で表わされる。ここに問題となる根本命題は、ドル額で表示されている棚卸資産のうち、数量の増加を意味せず単にドル額の増大を示すにすぎない部分を除去することが可能であるか及びそうすることが望ましいかということである。

原告は、価格が絶えず上昇する時期においては、棚卸資産の小売価格（従つて表見的な原価）の増加に過ぎないものが利益として表示される結果になるといい、かかる未実現利益を排除するために、一九三九年歳入法によつて追加された第二十二條（d）項の利益を受ける資格があると主張するのである。

この条文は棚卸資産の内容の決定に関していわゆる後入先出概念を適用することを認めるものであつて、当該棚卸資産の実際の物的内容がかかる仮定に合致しているかどうかは問わないものである。

判決を要する争点は、制定法上許容されている後入先出法の使用が、小売棚卸法によつて棚卸資産を処理している納税義務者に

小売棚卸法の発展

も適用され得べきものであるか、またそうであるとすれば、同条の利益を受けるために許容することのできる方法はどのようなものであるかという問題に帰着する。

簡単にいえば、根本的な問題は棚卸資産の特定品目についての同一性の識別が、後入先出法の適用のための先要条件であるかということである。被告はこのことを先要条件であるとするのであるが、このことは論理的にも立法の趣旨からも支持することができない。被告の論拠とする解釈的諸規則を検討したがこれは根拠に乏しいものである。

立法の歴史をみれば税法改正（第二十二條（d）項となつたところの）の運動が特定の業種（当該業種における特別の問題に対して後入先出法による解決が特に適当していたところの）から始まつたものであることがわかる。これらの業種においては、一般に特定品目ごとの棚卸資産經理が行われていたということ、また彼等はこのように決定された品目に原価を割当てる問題に直面したものであることが示されている。しかしこのことから、法が改正されてすべての業種を包含する性質をもつものとなつた現在、最初にその立法化を求めた業種にのみ適用されることが意図されているものということはできない。すべての歳入に関する法律（特に救済的性格を有する）と同様に、立法者の意図はこの条項

小売棚卸法の発展

に該当するすべての者に一般的に適用することであるとの結論が導き出せる。

後入先出法の企図している方法は原価を決定するというよりは、寧ろ我々がそれから原価を発見しようとするところのものを決定することである。後入先出法の方式は期末棚卸商品は最初に購入された商品であると仮定する。かかる仮定がなされる場合、小売業者の場合には、小売棚卸法自体が複雑であるために、決定の手続は困難となる。

製造業者の場合には、最初にとられる手続は原価が割当てられるべき物品を決定することであり、次いでその原価が決定される。この方法に相当するものとして原告のとつた方法は、小売棚卸品の価格水準を期首の価格水準にまで引下げ、期末棚卸商品は、(期首棚卸商品の大きさの限度まで) 期首棚卸商品から成るものとみるのである。数量ではなくドルの名目で表示された商品についてかかる手続がなされるのは、棚卸資産の量をドル金額でのみ表示している百貨店会計にとつて必要条件である。

しかしこの方法が納税義務者の棚卸資産を真に反映するものではないとか、又は数量的表示に代えてドルを用いることが棚卸資産の内容を歪曲する結果となるというのは当らない。小売棚卸法は長年にわたつて被告側の完全な承認を得て使用されて来たもので

ある。従つて、ドルのみによる表現ではすべての目的に役立つようには棚卸資産の内容を満足に表示することができないものであるとの仮定を認めることはできず、また、棚卸資産表示のためにこの方法を用いた場合にはその使用者は他の利益を失うに至るといふ結果を(全く必然的にかかる結果が齎らされるといふのでない限り) 承認することはできない。

期末棚卸品が期首繰越品を含むものとして—即ち最近に購入されたものが最初に販売せられ古い購入分が手持品となるという後入先出法の仮定を用いて—(原告の現在の理論に基づいて行われた) 期末棚卸商品に原価数値を与える手続は簡単なものである。そこでは歴史的な原価の確認が必要となるのみである。換言すれば、それは当該事業年度期首において当該商品に附せられていたのと同じ原価である。(同様に勿論それは前事業年度末の棚卸品の原価である。) かくて、この手続を簡単に要約すれば次の如くである。期末棚卸商品のうち期首棚卸商品の数量に相当する部分(比較し得る価格で計測した)を確かめ、その部分にはその歴史的な原価を与え、残余の部分には小売棚卸法の慣行的方法で計算された当期の原価を適用する。従つて期首・期末共に存在していたとみなされる商品は期首の原価で評価される。当期において棚卸資産が減少すればその減少分はこれと同じ原価(期首棚卸品の原

価)で計算し、当期に増加があればその増加分は当期の購入原価で計算して合算される。

これらの必要な手続—棚卸資産を構成している商品の選定又は当該商品に原価数値を割当てること—の何れにおいても、後入先出法に関する条項は小売業者の会計手続には適用しないことが国会の意図であつたということ(原理上又は適用上)証明するような不当な改変が一般に認められた小売棚卸手続の原則に対して加えられたものとは考えられない。この場合用いられている計算はやや広汎であるが、充分な明瞭性又は条理の何れをも欠いていない。従つて法律上その選択が認められていることに鑑み、かかる計算は不当に煩わしいものとして排斥すべきものではない。ドルの名目で保持されている棚卸資産に、原告によつて一般的に用いられたような方法で、後入先出法の原理を適用することは第二十二条(d)項に定めるところに照らして許容さるべくまた正当であると結論する。

小売業者に後入先出法を適用するという一般目的を達成するに當つて適正に細目を定めることは、充分行政的規定の問題となり得るであろう。従つて歳入局長官が合理的且つ實際的な方法を指示しなければならぬ(これによつて彼が適切又は信頼し得べきものと考えない方法を除外する結果となる)。こととなるであろう。^(註12)

小売棚卸法の発展

(註12) ここに掲げたものはオPPER判事の意見の全文ではなく、本稿に直接関係ある部分のみを摘記したものである。

右の意見は後入先出法は小売業者にも適用されるべきものであり、小売業においては経営上の必要から小売棚卸法が用いられている事実を鑑み、金額法による期末と期首の棚卸資産の比較が承認せられるべきものであるとしたのである。かかる意見に対して、法第二十二条(d)項は期末棚卸資産と期首棚卸資産との物的なマッチングを想定しているものであるとの反対意見もあつたが、^(註13)これは少数意見に止まり、票決の結果十四対二でハッター百貨店に勝訴の判決が下された。

(註13) Turner 判事及び Harlan 判事。

ハッター百貨店に勝訴の判決が下されたのは一九四七年一月十四日のことである。歳入局側は右の判決に同意する(上告を行わない)ことに定め^(註14)一九四七年十二月二十三日 Federal Register に改正案を發表し、^(註15)一九四八年三月四日には小売棚卸法と共に後入先出法を用いることを認める財務省決定(Treasury Decision 5605)が公式に承認されている。而してその運用方法を示す解説が数日後所得税通牒(Income Tax Mimeograph 6244)として發表された。財務省決定五六〇五は次の如き内容を含んでいる。施行規則 Sec. 29.22(c)-8によつて認められている小売棚卸法を用いる納税義務者が小売棚卸法と共に内国歳入法 Sec. 22(d)

小売棚卸法の発展

によつて認められている選汰法^(註16)を用いようとする場合には、施行規則 Sec. 29.22 (c)-8 に従つて決定された、事業年度末の手持物品の表見的原価は、前事業年度末の後に発生した価格変動の程度に応じて調整されなければならない。この調整によつて除去せられるべき(棚卸資産の)表見的增加額又は減少額は歳入局長官が満足し得るよう作成された・承認し得べき・価格指数に照らして決定される。当該棚卸資産に適用し得る・アメリカ合衆国労働統計局の・価格指数は歳入局長官によつて承認される。不適當な記録に基づいて作成された価格指数又は内国歳入局の完全・精密な審査を受けない価格指数は承認されない。

この財務省決定によつて行われた改正は、一九三八年十二月三十一日の後に開始する各事業年度に適用される。

(註14) 財務省は上告することもできた。しかし上告してハッター事件に対する判決が破棄される見込みは乏しかった。論点は法律問題といわんよりは寧ろ主として事実問題であつたからである。更に、小売業者は本質的には他の業界において後入先出法をとつている者に認められていると同様の処遇を要求しているに過ぎないものであるとの彼等の主張には見るべきものがあると財務省が認めたからである。(J. Keith Butters and Powell Niland, Inventory Accounting and Policies, p. 233)

(註15) 規則改正案は Federal Register に發表され三十日間未決定の状態に置かれる。利害関係人に対してこれに関する意見を提出する機会を与えるためである。提出された意見は改正規則が公布されるまでに考慮される。

(註16) ここに選汰法とは後入先出法のことである。現行規則では後入先出法と

改められている。

労働統計局の百貨店棚卸資産価格指数は一九四一年を基準年度とし、各年一月十五日現在及び七月十五日現在の指数が發表されている。而して^(註17)月央の指数例えば一月十五日の指数は、十二月三十一日又は一月三十一日の決算の何れにも用いることができることとなつてゐる。しかしながら労働統計局の指数の使用は強制的ではない。個々の納税義務者は自己の価格及び数量に関する資料を用いて指数を作成することができる。但しこの場合においては当該資料が適當なものであることを要し、また健全な統計方法(当該事業年度のみならず爾後の年度に対しても信頼し得べき指数を保証するところの)が用いられたことが立証されなければならない。^(註18)

なお小売棚卸法が後入先出法とともに用いられる場合には、売価から附加利益額を控除するための附加利益率としては、純附加利益率を用いなければならない。アメリカ税法では後入先出法による棚卸資産は原価で評価されなければならないこととなつてゐるからである。

(註17) 労働統計局の百貨店棚卸資産価格指数は最初一九四二年から一九四七年を含む各年度のもので、一九四八年一月七日に發表された。

(註18) Income Tax Mimeograph 6244, 4.

金額法に属する方法として更にドル価値法と呼ばれるものがある。これについては稿を更めて述べることにする。

シングル・インダストリー・タウン 試論

—— 經營の地域社會關係 ——

米 花 稔

目 次

一、開 題

二、シングル・インダストリー・タウン

三、わが国における実態と類型

四、シングル・インダストリー・タウンにおける

工業經營の業態的特殊性

五、シングル・インダストリー・タウンの構造的問題点

(一) 工工調整問題

(二) 商工調整問題

(三) 農工調整問題

(四) 対市民生活關係

六、中核經營の地域社会政策

七、結 語

一、開 題

わが国工業の地域構成を概観すると、京浜、阪神、中京、北九州等少数の中心的工業地帯における工業の集中度が極めて大で、その他の地方には、特殊の業種或は業態の工業が点的にみられるというのが顕著な特徴の一である。このことについては、既に別の機会に若干の角度から考察したので、ここに再言しない。^(註) 只本論の意図する所との関連において、結論的に一部闡説すれば次の如くである。

わが国工業は、原料輸入或は製品輸出、又はその双方に対する依存度の大きなること、即ち原材料資源の制約、国内購買力の限界等と、国土狭隘なることと相俟つて、少数の中心工業地帯に各業種の重疊的集中を形成しているのであつて、地方所在工業は既述

の如く、業種業態に極めて限定せられたもののあるのが、実態の示す所である。わが国の場合その地方所在工業を大まかに、業種業態について結論的にいうと次の如くである。

(1) 電気機械、産業機械、自動車、精密機械等二次以上の金属機械工業で、大規模、中小規模工場混在型の関連性の大なる業種は、本来中心工業地帯集中的で、この場合の地方所在工場は、例外的であつて、主として大企業の複数(特に多数)工場制を中核とし、しかも中心工業地帯の外縁への浸潤的發展にもとづいていふことを特徴としている。

(2) 一次金属工業、造船車輛等の最終組立段階の機械工業、化学工業、パルプ製紙工業等主として大規模工場を以て構成されている業種は、中心工業地帯並びに地方地域に併存していることを特徴としている。大工場にして地方存立の最も一般的なる形というべく、その地方の有する資源的、動力的或は交通上等の立地条件にもとづいて立地する工業で、その意味で本来的に主要なる地方存立可能工業といふことができる。

(3) 医薬品、一部の食料品、ゴム、砂糖等市場指向的中規模工場業種は、市場指向的にして、且装置産業であることから、全国数地区の消費中心に分散立地することを一般的傾向としているので、その意味において、一部地方存立可能の中規模工業で

あるが、立地的にそれぞれの地方の少数の消費中心に制約せられるのが普通のものである。

(4) 小規模工場を主としつつも、その地域的集中によつて地方産業を形成して、地方所在工業の顕著なものとなつていふものがある。歴史的伝統的に形成せられたるものを主として、織物工業、陶磁器工業、一部の金属加工工業等はその典型をみる。

(5) 本来小企業を主とし、地域的にも極めて分散的な業種、即ち農林水産物を原材料とする加工工業、並びに専ら地方的市場を対象とするものがそれで、食料品、金属機械、木工、雑貨工業等がその型の地方所在工業としてあげられる。

かくて工業發展が専ら地域的集中によつて推進せられてきたわが国において、近年合成化学工業等の發展によつて、前記第二型の工業がかなり地方工業化の一翼をになつて登場しつつあり、又戦後經濟の回復と、消費生活の多様化近代化が第三の型の工業において若干地方市場指向によつて地方工業化の役目を果してきているようである。

以上によつて明かな如く、わが国の場合、地方存立工業は、地方市場指向或は農林水産原材料指向の中小企業を除けば、大工場の地方都市点在と同種中小企業集中による地方産業地域の二の型がその主体となつていふことができる。

ここに本論の主題とするシングル・インダストリー・タウン (single industry town) の問題があるのである。即ち地方都市に特定の大工場が所在して、その工場所在のその地域社会に占める比重が極めて大なることから、その相互間の関係において、経済的社会的文化的に多くの特徴的な様相をもたらし、経営自体も亦、その業態並びに経営政策において多少共影響されない筈がないのである。同種中小企業の集中による地方産業地域についても、それ自体独自の問題を有しつつ、やはり前者と共通の問題をもつ側面もある筈である。その意味において、ここにわが国の地方工業化と地域社会関係の問題を、特にシングル・インダストリー・タウンの問題として特徴的に考察しようというのである。

国土総合開発の推進の一環としての地方工業化は、わが国においては多くの場合、既述の如き諸条件から、直接間接シングル・インダストリー・タウンの問題をもたらすこととなる筈である。そのことは、一方にその工業所在の地域社会に対する影響が過渡的に、又恒久的に少なからず問題となると共に、他方にそのような立地条件におかれる工業経営自体も亦、技術的、経済的或は経営構成上進んで経営自らの性格も亦、特徴づけられざるを得ないであろう。

以上のような意味において、以下シングル・イダストリー・タ

シングル・インダストリー・タウン試論

ウンの問題を、その所在工業経営を中心として考察することとする。まず一応シングル・インダストリー・タウンの性格を限定し、ついでわが国の実態についてこれを概観し、これらを資料としてつ、その提示する問題点を検討する。只問題の性質上考察の及ぶ所極めて広範ならざるを得ないから、本論は、最近における筆者の若干のこの種都市並びに中核工場に接した際の資料をよりどころに、従来の研究を参考にしつつ、試論的に、一応その手がかりを明かにするに止め、今後更に機会を得て実証的研究を通じてこれが展開を進めたいと思つてゐる。

註(一) 拙稿『地域的集中度と経営の業態』―「企業経営研究」年報V昭和三十年刊所載

拙稿『地方工業化の問題点』―「経営評論」昭和二十八年十二月号所載

拙稿『都市の工業発展と立地政策の再吟味』―「都市問題研究」昭和三十年五月号所載

二、シングル・インダストリー・タウン

地域のもつ経済的特殊性をとらえる一の方法として、ドイツの経済地理学者デイトリッヒ Bruno Dietrich は、地域の経済的優越性 Wirtschaftliche Dominanz なる概念を用いている。^(註二)

デイトリッヒによれば、次の二つの条件のいずれかがみだされた場合を、右の如き地域の経済的優越性の標準としている。

- (1) その地域の多くの生産物中、ある生産物の生産高が特に多くて、その地域に顕著な経済的特徴を与えている場合。
- (2) その地域のある生産物の生産高が、広くその他の地方を含む一定範囲の全体の生産高中において特に多く、その地域に顕著な経済的特徴を与えている場合。

の二つである。勿論これは経済地理学的概念として用いられているのであつて、工業に限らず、産業全般について、又地域も広く世界全体をも含んで考えられる場合もあるのである。しかし同時に、これは限られた一地域、一都市の特定の大規模工場の比重、或は特定業種の中小企業群の地域集団としての比重に関連して、即ちシングル・インダストリー・タウン等の特徴的に把握するにも役立つ。特にこれは上記の内(1)の場合においてである。従つて更にこの如き経済的優越性は比率的に表示し得る場合もあつて、論者によつてこれを五〇%以上を占める場合として^(註3)いる。現実を把握するのに都合のよい基準であるが、これは場合に依つて判断せられるべきで、必しも一律の比率にのみ拘泥する必要はないであらう。

ここに注意しなければならないのは、一の大規模工場或は特定業種の中小企業群よりなる地方産業は、そのみによつて単純にその地域における優越的地位を占めているのではない。その特定

の工場ないし地方産業は、その地域に所在することに伴つて、それらに依存する関連的経済活動、即ち関連産業、関連的経済的影響等の比重も亦少なからざるものがある筈である。むしろその意味においてその地域に特徴的な経済的性格をもたらししているものともいうことができるであらう。

特定の地域に、一の相当規模工場が設立せられると、多少共その地域の労働事情、地価に影響を与え、当該工場の必要とする設備、原材料、資材、関連産業、関連作業等について地方的に需要することもあり、又その従業者並びに家族による消費財需要もたらされるのみならず、各種公共施設、文化施設利用も亦増大する。更に部分的には、当該工場の製品が地方市場に多少供給せられることもなるであらう。一工場の設立の及ぼすこれらの関連的影響を、いわば「立地的関連効果」(「Locational Leverage」ということができる。従つて当然に当該工場の業種並びにその業態の如何によつて、このような地域に及ぼす立地的関連効果の程度は異なることとなる。^(註4)シングル・インダストリー・タウンは、典型的に当該工場の立地的関連効果が問題となつてくるのである。

シングル・インダストリー・タウンの問題を理解する手がかりとして、以下においてまず右のような工場設立に伴う立地的関連効果測定の一つの試みを概観し、問題の性格と程度について、

その輪廓を把握してみることにする。その一は、M・デイリー [Michael Daly] のイギリスにおける地域的乗数 (geographic multiplier) の測定を試みであり、その二は、B・バルフォード (Bojze Barford) のデンマークにおける試みである。

(一) M・デイリーの試み^(註5)

デイリーは、イギリスの十三地域別に、工業従業者数によつて、一九二一年と一九三一年の間に、それぞれの地域において、地方市場に制約せられない工業 (unfettered or impeded industries) が増加或は減少することによつて、その新設或は休止工業に伴う又はそれを対象とする地方的工業 (local market-oriented or localized industries) の増減の程度を、国勢調査の資料によつて計算したのである。

この試みの意図は、一九三〇年に入つて深刻な時事問題の一となつたイギリス工業の南部地域の発展と中北部地域の衰退を巡る雇傭問題、それに伴う地域政策樹立に関する論議の一資料たらしめることにあつたのである。^(註6)

この場合、資料の関係で二の年度のみをとりあげ、かなり広い地域を単位とし、且業種を前記の如く二の型に分属させているので、それらについて若干の問題がある。又二つの業種の雇傭の十

年間の増減の地域別の相互関係についても、若干不規則であること勿論である。それに拘らず一応デイリーは地方市場に対して独立的性格をもつ工業の新設に伴う地方的工業の雇傭の増大の関係を、地域的乗数として計算する試みを行つたのである。

その結果、少くとも新設拡張工業の雇傭量と同等或はそれ以上の雇傭が更に必要となることになる。例えば特定地域に一二万の新たなる従業者が前者の工業 (unfettered industries) に増加すると、後者の地方的工業に一六万余の雇傭が増加することになると結論している。^(註7)

このような試みは、シングル・インダストリー・タウンのように、限られた地域で、且一工場を問題とする時には、直接に役立つことにはならないけれども、一の中心的企業の工業活動が、直接間接もたらすべき地方的効果について、一の輪廓を示す手がかりにはなるであろう。

(二) B・バルフォードの試み^(註8)

これは、デンマークの人口九〇、〇〇〇 (一九三七) の中都市オールフス (Aarhus) において、同地に所在するオールフス石油会社 (Aarhus Oil Factory) が、その経済活動によつて、同市の所得と雇傭にどのような比重を占めているかということについての

調査である。尚同社は当時従業員一、二八三名であつた。

(ア) まず所得について、同市全体の所得の内、同社の活動にもとづいて直接間接もたらされる所得の比重を計算するのである。この場合、勿論同社の年間に同市在住の従業員に支払つた俸給賃金並びにその他の地方的支払（資材購入、港湾利用、運賃、地方税、配当、利子、手数料、電信電話料、水道料金、地代等）を計算の基礎にする。しかし右の俸給賃金或は地方的支払の全額を同社の貢献とみるのではない。仮りに何人かが同社から解雇されても、全部がそのまま失業したり、或は他地方へ移住することはあり得ず、又失業保険制度もある。地方的支払についても、その増減について若干の吸収が他の諸経済活動によつて行われる筈である。これらをバルフォードは実態と実数にもとづいて推定計算して、支払金額の〇・七を同社の実際効果の係数とした。（俸給については〇・九、賃金については〇・七五、その他の地方的支払は個別の推定の結果〇・六とした）更に以上の直接的支払が、当市内の関連諸商工業並びに住民の活動に順次間接的效果を及ぼすので、その推定を直接の支払総額に対する前記推定効果額の〇・八とした。従つて合計において総支払額の一・二六倍が同社の所得の及ぼす影響とみた。これを実支払金額にあてはめ、同市の所得総額と比較して、結局同社は一〇%の比重を有するものとの結論に達

したのである。^(註9)

(イ) 雇傭については、①直接の雇傭者並びにその家族（二、七四六人）に加えて、間接の経済的效果によつて仕事をを得る人々の推定を行うについて、②前掲の俸給賃金以外の地方的支払の直接的效果額を、同市の一人当り平均年間所得額で除した人数（二、五〇〇）並びに③順次波及する間接的な効果額を同様一人当り平均所得額で除した人数（五、〇〇〇）を合計したのである。その結果従業員一、二八三人に対して、約十倍の一、二五〇人となる。但し間接的效果の人数については、計算上も多分に問題点が残るので、③のみを除くと約五倍の六、二〇〇人となる。結論として、全人口の六%ないし一〇%の中間の比重を占めているといふのである。

このバルフォードの計算については、土地、労働、原材料資材等に関連して価格並びにコスト等についての影響を全く除外して靜態的推定に止まつている点について問題があるのである。けれども、興味ある試みの一として注意される値打ちをもつている。殊に従業者数を中心とする効果について、直接の従業者数の五倍ないし十倍の家族をふくむ従業者雇傭の効果をもつているという結論は、既掲のイギリスの試みにおける独立的工業への従業者の雇傭に対し、同程度ないしそれ以上の地方的産業への雇傭のあると

いう結論とは、大きな差がないといつてよいのでなからうか。勿論業種業態によつてこのような影響の程度の異なるべきは当然であるが、一応の輪廓をこれによつて知ることができるのである。

以上のような諸研究を手がかりとして、以下にとりあげようとするシングル・インダストリー・タウンを一応ここに限定すると次の如くなるであろう。尚資料の関係でここには工業従業者数を基準に用いる。従業者数を用いることが業種によつて不適當であり、且オートメーションの進展に伴つて一層その不合理性が顕著になることは明かであるが、差当り資料的制約によると共に、現段階のわが国の場合未だオートメーションも極めて部分的であり、その上考察の対象が所在工場と地域社会との関係というのであるから、基準の欠点を考慮しつつここに用いる限り、この際の不合理性は余り問題としないと思う。

さて、一都市で大規模の一工場が中心的地位を占め、その直接の従業者数の五倍ないし一〇倍が、その人口の過半を占める場合を、一応シングル・インダストリー・タウンとしよう。これと関連して釧山都市もこれに類似の性格を有するものとしてとりあげる。又同業種の中小企業群の地域的集中による場合もこれに準ずることとする。更に大規模工場の極めて少数の所在による場合も

亦、実態に依じて考察の範囲に入れることとする。この基準は、ディートリッヒの場合、イギリス並びにデンマークの試みにも一致する上、わが国の家族構成等を考えた基準とも判断して、一応の指標にして大過ないであろう。以下これによつて、わが国の実態の考察に移ることとする。

註(2) B. Dietrich "Wirtschaftsgeographie" 1933, S. 83-86

(3) 佐藤弘「経済地理学原論」昭和二十二年、二六七頁。

(4) E. M. Hoover "The Location of Economic Activity" 1948, p. 153

(5) M. C. Daly "An Approximation to a Geographical Multiplier." *Economic Journal*, June-Sept. 1940, p. 248-258

(6) イギリス工業の南部地域の發展、中北部の衰退、それに関する地域政策の問題については、次の拙稿でかなり詳細にとりあげている。

拙稿『イギリスの Localized Industry について』神戸大学五十周年記念論文集『経営学編』昭和二十八年刊所載

拙稿『イギリス立地政策の経営位置論的示唆』『国民経済雑誌』昭和三十一年十月号所載

十一

(7) 前記註(5)によるとデータが一九二二年と一九三二年しかないので、最小自乗法で直線的関係を算出して $y = 1.042x + 37.595$ としている。 x は unfettered industry の雇備量、 y はそれに伴う local market-oriented industry の雇備量、従つて本文事例と同様に、三〇万人の新雇備が前者の工業にあると、後者はそれによつて三五万人の雇備が行われる計算となる。

(8) B. Barford "Local Economic Effects of a Large-scale Industrial Undertaking" 1938

(9) この計算式は次の如くである。

$$X = \frac{e}{E} \frac{P+q}{E} = \frac{(as+βW+γV)+(as+βW+γV) \frac{1}{1-ε}}{E}$$

$$= \frac{as+βW+γV}{E(1-ε)} \cdot 100$$

e は同社の直接間接与える所得、E は同市の年間所得、P は同社の直接支払額の内影響力としての所得、q は間接的効果、S は俸給、W は賃金、V はその他の地方的支払、α、β、γ はそれぞれの支払額に対する効果係数、ε は支払額の間接的効果係数。

三、わが国における実態と類型^(註10)

上述の意味におけるシングル・インダストリー・タウンを、わが国の実態について概観し、これを類型によつて大別すると次の如くなる。

(一) 一都市に比重大なる一工場

主なるものを業種別に示すと次の如くである。

会社	工場概数	従業員数	都市人口
富士鉄	釜石	2,000	釜石市 2,000 (岩手)
日本軽金属	蒲原	1,200	蒲原町 12,000 (静岡)

機械工業

トヨタ自動車	挙母	5,300	挙母市 10,000 (愛知)
播磨造船	相生	5,900	相生市 5,000 (兵庫)
日立造船	因島	4,000	因島市 4,000 (広島)
三井造船	玉野	5,900	玉野市 5,000 (岡山)

化学工業

東洋高圧	北海道	2,400	砂川町 2,000 (北海道)
倉敷レーヨン	西条	3,800	西条市 4,000 (愛媛)
東洋レーヨン	愛媛	3,400	松前町 3,000 (愛媛)
旭化成	延岡	14,000	延岡市 14,000 (宮崎)
新日本窒素	水俣	3,700	小俣市 42,000 (熊本)

製紙工業

王子製紙	苫小牧	3,300	苫小牧市 4,000 (北海道)
------	-----	-------	------------------

(註) 工場従業者数は、日本経済新聞社『会社年鑑』一九五六年版によるので、その後の推移で若干の変動はあるであらう。

人口は、昭和三十年概数、共同通信社『日本現勢』昭和三十一年版による。

これによつて、特に注意せられることは、次の諸点である。第一に、シングル・インダストリー・タウンを形成している業種が、例外なくすべて既にかかげたわが国の地方工業化の業種の種類型の

第二の型、即ちそれぞれの立地条件にもづいて、中心工業地帯のみならず、本来地方にも存立可能な大規模工場を主とする業種に限られているということである。

第二に、その企業は主として地元資本によるのではない全国的企業で、且一社少数工場制を主としている。大規模企業には一社多数工場制のものと、一社少数工場制のものがあるが、地方特有の立地条件にもづいて存立するものは、主として後者に多いようである。この場合、最高一社六工場（倉敷レーヨン、東洋レーヨン）に止まる。又その工場規模は、従業員数四千ないし五千が中心となつている。

第三に、これらの都市のすべてがその人口三万前後から一〇万前後までの規模であつて、工場従業者数の大体一〇倍になつていゝことも注意せられる点である。このことは、更に一工場が主たる比重を占める都市におけるその工場の影響力という点において、前節に考察した結論と、極めて類似していることが知られる。

尚八幡製鉄（従業員三五、〇〇〇人）の八幡市（人口二八〇、〇〇〇）に占める比重もこれに属し、性格的にシングル・インダストリー・タウンの性質を今日も多分にもつていゝけれども、三菱化成黒崎工場（四、八〇〇）、旭ガラス牧山工場（三、〇〇〇）その他多数の工場、更に市の周辺、北九州諸都市をも併せ考慮す

シングル・インダストリー・タウン試論

ると当然一の工業地帯として考察せねばならなくなつていゝので、一応ここに包含しないこととした。

(二) 一都市に比重大なる系列或は同種少数工場

本来シングル・インダストリー・タウンとして発展し、更にその基礎から系列的に関連的に発展したもので、今日尚性格的には同様のものをもつていゝものとして次の如きがある。

人口	業種	従業員数
一、〇〇〇	日本鋳業（日立鋳業所、製鉄所）	二、五〇〇
	日立製作所（日立、多賀、日立電線、日立絶縁物各工場）	二、〇〇〇
	豊田自動織機	二、〇〇〇
	日本電装	一、三〇〇
	トヨタ車体	九〇〇
三、〇〇〇	豊田工機	九〇〇
	愛知製鋼	三〇〇
	愛知工業	八〇〇
	山口 宇部市	一四、〇〇〇
宇部興産	鋳業	八、一〇〇
	窯素	三、〇〇〇
	セメント	一、四〇〇
	鉄工	二〇〇

(愛媛) 新居浜市	108,000	住友金属鉦山 (別子 5,000)
		住友化学 (5,100)
		住友機械 (2,000)
(福岡) 大牟田市	100,000	三井鉦山 (14,000)
		三井合成 (1,000)
		三井化学 (4,500)
		東洋高压 (2,800)
(北海道) 室蘭市	134,000	富士鉄 (7,000)
		日本製鋼 (3,000)
		帝人絹 (3,800)
(山口) 岩国市	74,000	東洋紡績
		山陽パルプ (1,400)

右の内、日立、宇部、新居浜、大牟田は、いずれも基礎は金属鉦山或は炭礦であるが、関連的に金属機械工業、化学工業等総合的工業化が行われ、しかも経営体としては、事実上今日尚シングル・インダストリー・タウンとすることができる。この場合も主として地元資本にあらざる大企業の開拓によるのであるが、例外的に宇部の場合のみ、地元資本による発展である点、単に興味あ

るのみならず、そのことが経営活動の展開に伴つて、多少共シングル・インダストリー・タウンの性格をも特徴づけることとなるのを注意しなければならない。これらの場合は、人口一〇万から二〇万がその都市規模となつてゐることは、第一の場合と比較して特徴的である。刈谷市も規模は稍小さく、且機械工業に限定されてゐるけれども、稍類似の性格をもつてゐるようである。

これに対して、室蘭、岩国の両市は、少数のそれぞれ独立の企業の工場存立ではあるけれども、立地条件的に或は沿革的に同業種によつて占められ、上述のいずれの場合も、経営体としての主体は全く複数である点において、多少共性格を異にするけれども、少数同種企業であるから、シングル・インダストリー・タウンとしての若干の共通点を持つてゐるものとして掲げることが出来るであらう。

これらの第二の型のすべてを通じて、やはり工場従業者数対人口が略一対一〇になつてゐることは注意せられる点である。

(三) 鉦山都市

以上は、大規模の工業経営を中心としてわが国のシングル・インダストリー・タウンを一応の類別に列挙したのであるが、これと殆ど同様の性格をもつものに鉦山都市があるので、その典型的

なものを併せみることにする。

鉾山都市には、金属鉾山によるものと、石炭鉾山によるものと大別できる。共にシングル・インダストリー・タウンを形成することが多いが、鉾脈或は礦石埋藏の性格よりして、前者は一般に孤立的存在が多いので、規模大なるものにおいては、この場合より典型的であり、後者は炭田地帯を形成していることの結果、相当集中地帯をもたらすことによつて、典型的なもの外、多少共性格を異にし、或は地方産業地域的性格を有する場合をも生ずることとなる。

(7) 金属鉾山都市

金属鉾山都市の典型的なものとしては、次の如きがあげられる。

会 社	鉾山 従業員	都 市	人口
松尾 鉾業	松尾 四、五〇〇	松尾村(岩手)	三、〇〇〇
三菱 金属	尾古沢 二、七〇〇	尾古沢町(秋田)	一〇、〇〇〇
三井 金属	神岡 三、五〇〇	神岡町(岐阜)	三、〇〇〇
同和 鉾業	柵原 二、六〇〇	柵原町(岡山)	一五、〇〇〇
古河 鉾業	足尾 二、四〇〇	足尾町(栃木)	一六、〇〇〇

これらを一見して明かなことは、工業経営を中心とするシングル・インダストリー・タウンに比して、都市の規模が著しく小さく、人口二万前後の町に限られ、且その人口に占める従業員の比

シングル・インダストリー・タウン試論

重が非常に高いことである。このことは、一方に鉾山所在地が比較的僻遠の山間の本来都市發達の可能性の少い所に、専ら鉾石採掘の故にのみ發展したという立地的制約と、他方において、その作業が採掘段階からせいぜい選礦段階に止まり、殆ど加工工程に至つていない極めて関連性の少いものであることにもとづくということができるのである。

(1) 石炭鉾山都市

石炭はその鉾脈の埋藏の型の特殊性が、相当数の石炭企業を集中せしめることとなつて、一経営体によるシングル・インダストリー・タウンの場合以上に、集中的に形成される後述の地方産業的なシングル・インダストリー・タウンの場合が顕著のようである。特に北九州に後者の例が多く、北海道においては前者の例も相当みられる。

即ち福岡県では、既掲の大牟田市を別として、田川市(人口一〇一、〇〇〇)、三井鉾山、三菱鉾業等、鉾山従業者数一二、〇〇〇)、飯塚市(人口六六、〇〇〇)、三菱鉾業、住友石炭、麻生産業、日鉾業等、鉾山従業者数六、〇〇〇)、山田市(人口三七、〇〇〇)、三菱鉾業、古河鉾業等、鉾山従業者数五、〇〇〇)等を中心として、多数の町村を通じて、地帯が形成されている。北海道は、同様多少共空知地方に集中地帯を形成し、夕張市(人口一

〇九、〇〇〇、北海道炭礦汽船、三菱鉱業等、鉾山従業者数一八、〇〇〇)、美唄市(人口九一、〇〇〇、三菱鉱業、三井鉾山等、鉾山従業者数一一、〇〇〇)、青別市(人口七三、〇〇〇、三井鉾山、三菱鉱業等、鉾山従業者数八、〇〇〇)、赤平市(人口五六、〇〇〇、住友石炭、雄別炭礦等、鉾山従業者数四八、〇〇〇)等がその中心となつてゐる。只この内において、地区的には或る程度独立的なシングル・インダストリー・タウンを形成しているものがみられ、特に地域の広大な北海道において、その例が相当に多い。

これらを通じて、炭鉱都市が人口三万前後から一〇万前後であることが共通的で、一企業のみによる一応の地区的なシングル・インダストリー・タウンは、この場合も金属鉾山の場合と等しく人口二―三万程度の町制の都市に限定せられてゐるようである。

(四) 地方産業都市

中小企業が多数集中する地域であるが、その業種が単一ないし関連的である場合は、既にふれた如く、或る程度上述のシングル・インダストリー・タウンと類似の性格をもち、特別の諸問題を本来伴うものである。そのような意味の地方産業都市の代表的なものには次の如きがある。但し上述の主旨よりして、地方産業と

しては全国的優位性を示しているものであつても、その所在地域に、相当比重の他の業種の大企業、或は中小企業をも併存せしめてゐる場合はここに含んではない。

(県)	(都市)	(人口)	(業種)	従業員一〇人以上の総工場数	前掲集中業種以上の工場数
秋田	能代	三〇,〇〇〇	木材	九	五
秋田	大館	五五,〇〇〇	木材	四七	三
栃木	足利	一〇二,〇〇〇	織物	三三	一六
群馬	桐生	二九,〇〇〇	織物	五三	四九
埼玉	川口	一三二,〇〇〇	鑄物	六九	三七
新潟	行田	四〇,〇〇〇	足袋	一四	一四
新潟	三条	六六,〇〇〇	金物	一六	七
新潟	十日町	四二,〇〇〇	織物	九	八
新潟	見附	三三,〇〇〇	織物	一三	一〇
新潟	燕	三三,〇〇〇	金物	一四	一三
新潟	栃尾	三三,〇〇〇	織物	五	九
岐阜	多治見	四二,〇〇〇	陶磁器	一三	一七
岐阜	関	四二,〇〇〇	刃物	五	三
岐阜	美濃	三三,〇〇〇	紙	六	三
岐阜	瑞浪	三三,〇〇〇	陶磁器	一〇六	九
岐阜	土岐	五二,〇〇〇	陶磁器	三三	三三

愛知	瀬戸	三〇〇	陶磁器	三七	三六
	一宮	一五,〇〇〇	織物(特に毛)	二六	三九
	津島	元,〇〇〇	織物(特に毛)	二七	三九
	尾西	四,〇〇〇	織物(特に毛)	二七	三七
兵庫	西脇	六,〇〇〇	織物(特に綿)	二五	三九
	三木	元,〇〇〇	金物	三〇	三三
岡山	児島	三,〇〇〇	織物、被服	二五	二三
	井原	元,〇〇〇	織物	二九	二九
愛媛	今治	六,〇〇〇	織物(特に綿)	二九	二九

(工場数は、通産省編『全国工場通覧』昭和三十一年版により、従業員十名以上について概算して示した)

この外にも尚若干列挙できるであろうが、一応この二五都市を代表的なものとして概観すると、次のことが特徴的に知られる。

(1) 業種では、織物、縫製等繊維関係が過半に近く、金物、陶磁器等がこれにつき、いずれも古く伝統的に沿革を有し、それぞれが明治大正時代の輸出産業等として、近代産業の内の一環としてよく組み込まれたもの許りである。

(2) 人口は三万ないし六万都市が殆どすべてに通じ、只十万余の場合、その産業の製品の集散の中心市場になつていて、このことが出来る。

シングル・インダストリー・タウン試論

(3) 地域的にみて興味ある点は、九州、東北、北海道等わが国の経済活動、特に市場中心から遠隔の地域は、一部の例外(木材等)を除き殆どみられず、又京浜、阪神、名古屋等の中心市場の中核地域にも数少い。換言すれば、地方産業によるシングル・インダストリー・タウンは、市場中心から余り遠いと成立しないし、又余り近いと各種産業の発展で形成せられない。その中間地域に最も多くみられることになる。

(附記) 地方産業のその都市地域における比重を適確に示す資料が手元にないで、一応従業員一〇人以上の総工場数と当該地方産業工場数で示した。都市行政区域に限り、且一〇人以下の零細工場をふくまないで、実態を充分示さないが、これによつてもシングル・インダストリー・タウンになつていて、これを認める資料としては充分と思われる。

以上若干の類型に分つてわが国における顕著なシングル・インダストリー・タウンと目されるものを列挙することによつて、これらを通じて、次のような諸点が明瞭に示されている。

第一に、全国約五〇〇の都市の内、約一割の五〇―六〇都市に典型的なシングル・インダストリー・タウンがみられ、しかもその約半数が、大規模の一工場ないし一経営体を中核とするもので、他の約半数が多数の中小企業の地域的集中による地方産業によるものである。

第二に、これらの都市人口が主として三万ないし六万の規模を中心として、十万ないし二十万都市が若干みられるが、それらは経営主体を単一ないし同系統の企業とする多角的工業化による都市か、地方産業の発展によつて、その業種に関する全国的市場中心の一となつている場合にみられる。而して、地方産業都市の場合にはここに資料を欠くが、工場或は鉱山都市の場合、大体その従業者数の五倍ないし十倍がその都市人口となつていることも興味深い点である。

第三に、大規模企業或は工場を主体とするシングル・インダストリー・タウンは、それぞれの特定の立地条件に基いて、少数ながら全国的に分布しているが、特定業種の地方産業都市としてのシングル・インダストリー・タウンは、わが国の中心工業地帯を稍離れ、しかもわが国全体としては比較的僻遠の地域にもみられず、その中間地域に主としてみられる。このことは、地方産業成立の原因をある程度物語るものとしても興味ある点である。

註(10) 本節の数字的資料は、主として日本経済新聞社編『会社年鑑一九五六年版』及び共同通信社編『日本現勢』昭和三十一年版、通産省編『全国工場通覧』昭和三十一年版を用いた。

四、シングル・インダストリー・タウンにおける工業経営の業態的特殊性

工業経営における立地問題を一般的に考えると、それぞれの経営にとつて自らの条件によつて多少共その存立の為の立地上の適応限界があるのであるが、その限界の内においては、特定の立地的制約に従つて、又経営自らそれに適応した多少共特徴的な業態を形成するものである。^(註11)従つて、シングル・インダストリー・タウンを形成する大規模の会社工場は、本来明らかに特定の立地条件にもとづいて立地した結果もたらされたものであるが、当然にそのシングル・インダストリー・タウンという立地上的特殊性の故に、特徴ある業態を形成しない筈はないであらう。以下の点について考察することとする。

(1) 技術的制約

本来のシングル・インダストリー・タウンの大規模工場についてみると、中心的工業地帯に所在する同業種工場に比して、所要労働に関して、周辺農村地帯を前提とすれば量的にめぐまれている場合が多い代りに、質的にはその熟練労働或は工場適格労働に不利であることが、必然的に技術の高度化を要求する。不熟練労働を可能とする作業の機械化、少数の技術者を中心とするオート

メーション化等が、中心工業地帯所在工場に先立つて促進されざるを得なくなる。従つてこの如き技術の高度化の困難な業種は、その前提条件の一を欠くこととなる。わが国のシングル・インダストリー・タウンの主たる部分が、既掲の如く、いわゆる装置産業に属するものであることは、他の立地条件とも関連することであるが、又如上の点を明かに示しているといふことができる。

他方において、自ら所要労働についての教育訓練が重要な課題となるのみならず、対象とする農村余剰労働は、工業地帯所在労働とは、その生活様式、生活意識が相当異なる結果、その管理上において、特別の配慮にもとづく方策が樹立されねばならない。

只地方産業によるシングル・インダストリー・タウンの場合は、事情が全くこれと異なる。むしろこの場合は、伝統的に地域的集中によつて形成せられた当該産業の熟練労働群の所在がその存立の極めて有力な存立条件となつていのである。従つてこの場合には、その高度の熟練によつて、主体が中小企業群であることと相俟つて、却つて技術の近代化、機械化を阻み、内外条件の変動に伴つて、これに対処する技術的調整能力において欠ける所が、重要な問題点となつていのである。

(2) 市場的制約

本来のシングル・インダストリー・タウンの大規模工場は、そ

の市場指向性にまさる特定の立地条件にもとづいて立地しているのであるから、一方においてその業種が一般的には市場的制約関係の少ないものに属することを必要とし、地方において競争市場に對してこの如き実質上の市場的制約の克服能力を多少共有するものでなければならぬこととなる。

従つてわが国の場合についてみると、主として、鉄鋼等の一次加工工業、化学工業、化学繊維工業の如く、生産財か消費財でも中間加工段階までの、対象とする消費者が限定せられているような市場制約関係の相対的に低いものを主としている。

同時に、これらの企業は、既に見た如く、大規模企業にして大規模工場の、一社少数工場制を主として、市場的制約関係の克服能力も相対的に大なるもの許りである。前にかかげた第一の部類の本来のシングル・インダストリー・タウンの企業一二社の内、当該工場所在地に本社の併存するもの二社（トヨタ自動車、播磨造船）に止まり、六社の本社は東京、三社は大阪、その他の地域に一社となつて、本社は殆どが市場中心に所在している。第二の部類の少数の大規模工場の形成するものについてみても、二一社の内、本社の東京所在九社、大阪所在五社、例外的に工場所在地本社併存は、宇部興産と刈谷市に集中する五社との合せて六社があるのみである。これらの本社工場併存のものも、東京、大阪等

の市場中心地に支店、営業所等の機構をおいていることはいうまでもない。

地方産業の場合は、同業種の地域的集中を形成していることによつて、相当強力な市場機構、販売機構が自然発生的に形成せられ、又加うるに意識的調整が協同的に加えられることによつて、自ら市場的制約を克服して、むしろ一の市場中心をさえ形成するに至つてゐる。既述の如く、人口一〇万以上の地方産業都市はその意味における有力なる全国的市場中心に既になり得ているものといふことができる。このような市場中心的能力は、ある程度全体としての地方産業の地域的集中の規模と、その内部における有機的結合性の程度如何にかかるとなるであらう。

(3) 経営構成的特殊性

既に述べた如く、シングル・インダストリー・タウンは、技術的制約に伴う高度の機械化、市場的制約の克服能力等から、当該工場のみならず、企業自体の大規模化、或は地方産業の場合はその集中程度の相当規模以上であることが前提条件になつてゐる。しかも更にこれをより条件づけるものとして、このような立地条件における経営の構成的特殊性がある。自ら多くの立地条件、環境条件を整備しなければならないという制約に伴つて招来せられるものである。まず典型としての大規模工場の場合についてみる

と次の如くい得る。

第一に、その地域並びに周辺には殆ど全く関連産業、関連施設を欠くということから、他の地域の同種工場に比し相対的に外注率を少くし、関連的、一貫的設備をより多く自ら保有しなければならず、交通、通信、保管等の関連施設についても同様の要請が伴うのである。

第二に、同時に工場従業員並びにその家族の生活環境の整備という点において、文化厚生施設、教育施設に止まらず、衣食住全般の生活の便益供与について高度の負担を必要とする。

これらの諸条件によつて、シングル・インダストリー・タウン所在の中核工場は、他の然らざる地域に立地する同業種の工場に比して、経営構成上かなり特徴的な業態を形成することとならざるを得ないのである。

地方産業都市の場合も、これと同様の問題をもつてゐるのであるが、その都市自体自然発生的、伝統的に特徴化されてきているのであるから、これらの諸要請も何時しか自然的に漸次充足されてきているのであるが、これが多少共協同化による意識的整備調整の段階に入る時には、全体としての地方産業の規模がその調整能力をある程度決定すると共に、協同化の結合性の程度に依じて、その運営担当者は、本来のシングル・インダストリー・タウンの

中核工場の経営担当者と同様の問題に当面することとなるであろう。

しかも以上のような経営構成上の特殊性は、このような直接の経営活動の要請する所に止まるものでなく、むしろより以上に間接的な側面に、シングル・インダストリー・タウン所在の中核工場に課せられた特殊の課題をもっているのである。即ち、当該工場のその都市に占める地位が、既述の如く、単に経済活動に止まらず、市民生活の全般に支配的比重を持つているということにもとづく諸問題点がそれである。シングル・インダストリー・タウン所在の中核工場、ひいては会社の業態の特殊性は、上述のような技術的制約、市場的制約、並びに直接的な経営構成上の条件にもとづくもの以上に、むしろ、その都市の各般の活動に対して支配的影響力をもっているという側面からより多く形成せられるものということが出来る。これらの諸点は地方産業の場合も殆ど同様の問題をもつ。従つてこの点を明かにする為には、当該工場、ないし中核地方産業の活動に伴う都市の蒙むる影響、ないしシングル・インダストリー・タウンの構造上の課題点を考察することを前提としなければならないであろう。これが以下の問題である。

(註11) 経営における位置の問題は、その経営の業態との関連的考察が中心的課題であるというのが私見であるが、その要点については、日本経営学会編

シングル・インダストリー・タウン試論

『経営学の体系と内包』昭和三十一年刊中の拙稿『位置論の体系』参照。

五、シングル・インダストリー・タウンの構造的課題点

シングル・インダストリー・タウンにおいて、その中核工場の活動と、都市の諸活動との関連、換言すればその都市の中核工場を中心とする構造的課題点を考察するについて、次の諸項目にわかつて論を進めることとする。地方産業都市については、その特殊性にもとづいて後に闡説する。

(一) 中核工場の活動と、その都市所在の他の諸工業（この場合当然に中小工業になるが）との関係——**工工調整問題**

(二) 中核工場の活動とその都市の商業活動との関係——**商工調整問題**

(三) 中核工場の活動とその都市周辺の農業との関係——**農工調整問題**

(四) 中核工場の活動と市民生活との関係

(一) 工工調整問題

人口三万ないし六万前後の規模典型的なシングル・インダストリー・タウンの場合においては、中核工場と直接間接に関連をも

たない都市内の中小工業は、殆どその存在は不可能といわなければならぬ。このような中核工場に対する関連中小工業の規模は、当該都市のみならず他の工業都市をも含むかなり広い地域についてみると、さきにイギリスにおける実態の考察の如く、中核工場の従業者数に匹敵し、或はそれ以上の雇傭を可能ならしめる生産財並びに消費財工業の存立条件のあることも推定できるであろう。しかしながら当該都市のみに限定すると、シングル・インダストリー・タウンなる故にかなり制約せられる。その内後にふれる従業者並びに家族の生活物資供給を前提とする消費財関係の中小工業を除外して、中核工場に直接的な生産財としての関連中小工業の側面のみをみると、このような中小工業は、(1)一般的にいつて、他の工業都市に比し著しくその比重が低く、その程度は、専ら(2)中核工場の業種の如何、(3)その中核工場の関連工業に対する政策の如何にかかるとなる。

特に、既に述べた如く、本来この地域は必要な関連産業を欠いているのであるから、中核工場が自ら経営内においてこれを整備するか、経営外において育成しなければならぬ。しかもこのような関連中小経営も、シングル・インダストリー・タウンの性格上、その業務の主たる部分は必然的に常に中核工場の負担にならざるを得ないから、作業の如何にもよるけれども、一般的には主

たる部分は経営内に一貫的に整備する傾向をもたらず。中核工場の経営方策の特殊性から、或は地元産業の育成その他の政策的観点から、多少共中小企業の育成がはかられる場合をも生ずるであろうという程度に止まる。ここにシングル・インダストリー・タウンにおける中核工場の対地域社会関係の問題点の一をみる。その意味において有力なる地元資本による工業の発展によつて形成せられたようなシングル・インダストリー・タウンの場合においては、この点沿革上ないし地域社会関係から、比較的特徴的な結果、即ち地元諸工業の育成というような可能性をもっているのである。^(註12)

中核工場の生産物を前提とする高次加工工業、製品の関連工業の育成については、一般に地域政策として常に問題とせられる所であるが、それが高次段階なるの故に市場指向性工業である限り、特別の存立条件の整備が経営の業態ないし政策上講ぜられるのでなければ、原則的には多くを期待できない。シングル・インダストリー・タウンは、一般的には市場中心から相当の距離においてのみ形成せられるものであるからである。只中核工場の業種によつては、その本来の立地条件にもとづいて、自らの或は他の企業の大規模、中規模の関連工場を育成、誘致する可能性を存することは少なくなく、これが現に人口一〇万以上の少数誘致工場による

大規模のシングル・インダストリー・タウンを形成しているのである。しかしながら、他方において中核工場の繁栄、高賃金、都市の新たな工場の誘致を阻む場合も亦あることがある。

わが国の事例にみても、等しく一〇万以上のこの種都市で、関連産業の発展の程度の相異が中核工場の性格或は政策の反映としてみられ、或は三万ないし六万の典型的都市において中小工業の比重の著しく低い都市、中核工場の繁栄によつて却つて工場誘致を困難にしているとみられる都市等が現にあるのである。

(二) 商工調整問題

中核工場の、所在地域社会との商業活動に関する接触面は、第一は原材料資材購買、製品販売の関係、第二は工場従業者並びにその家族の生活物資購入の關係の二の側面がある。

第一の工場の製造活動に伴う当該地域との購買、販売關係は、主として卸売商業面の問題であるが、当該工場が原料指向立地の場合には工場自体に組織上も独立の購買ないし資材部門を有することが少なくなく、市場指向立地の場合にも同様工場に販売部門をもつていることがあつて、地元との關係はかなり密接になるが、わが国の場合前者に比し後者の事例は業種的に極めて限られていゝる。これらの場合を除けば、工場の製造活動に伴う当該地域との

商業活動關係は極めて少い。只所在地域が中小都市であり、そのような中小都市の地方卸売業にとつては、工場側にとつて少量の購買が相当に大なる比重を占めることになつて、地元購買が地域社会にとつて常に問題となる所である。

第二の生活物資購入の關係は、いずれの場合においても、地域社会關係において商業活動に関する限り極めて大なる比重をもつ問題であるのみならず、ひいて消費財關係の地元中小工業育成とも關係をもつ。

その一は、中核工場の業績如何、従つて従業員の購買力如何が、直接的に地元商業者の景況に反映する点からであることはいふまでもない。更に工場の従業員に対する給与方式並び程度、それに伴う従業員の購買慣習、消費態度を前提として、地元小売業者の経営方針が決定せられることから、当該都市が一般に市場中心から遠いことと相俟つて、多少共小売業経営上の特有の業態ないし販売態度が生れ、或は販売される場合をも生じ、これに伴つて逆に従業員の購買慣習、消費生活が少なからず支配せられ、或は時に圧迫されざるを得ないこととなる。

ここにおいて、その二の問題点として、従業員並びにその家族の生活安定の爲の物資購入の便益供与が中核工場として計画せられることとなる。この場合工場自ら工場内店舗を設置するか、生

活協同組合組織によるか、或は労働組合の経営になるか等形態はとにかく、常にこの種購買販売機関が設置せられることとなり、

しかもその商業活動の比重は極めて大きい。このことの為に、当然に地元小売業者、更には卸売業者等との間に、商品購買ルート、顧客吸収上の圧迫、値引苦情等を巡つて困難なる対立を生じていることが普通である。地元卸、小売業者の顧客の殆どが直接間接工場関係者であるだけに深刻である。ここに従業員並びにその家族に対する生活上の便益供与の問題と、地元商業者の維持存立条件に対する顧慮を巡つて、これら購買販売部門の担当領域、購買販売上の経営政策等に関する特別の配慮によつて、地域社会の商業活動調整上の積極的努力が必要となる。他方に亦、既述の如く地元商業者の商業活動上の自覚と反省の要せられる場合も少くないのである。これらの諸問題は、多少共地元中小工業者に関連していることである。

只僻遠の鉾山都市とか工場設置に伴う新開地の如きにあつては、この種購買販売機関が前提となつて広範囲の物資供給を行うのでなければ、従業員並びにその家族の生活を確保できないので、既述の如き対立問題は余りない。殊に鉾山都市の如く多分に孤立的な地域にあつては、比重の小さい地元小売業者の多くも、退職者、従業員家族等の工場直接の関係者であることが少くなく、自らこ

の種対立問題を発生せしめないような方策が相互にとられざるを得ないようである。

(三) 農工調整問題^(註13)

シングル・インダストリー・タウンにあつては、鉾山都市の場合の如く山間僻地におけるものを除けば、工業活動が直接的に農業活動と多面的に接触する最も顕著な場合の一ということができ。その接触面の主たるものの一は、物的側面で、工場施設或は工場操業に伴う農地或は農作物等に対する影響の問題であり、その二は、人的側面、即ち工場労働が極めて多く周辺農村労力に依存することに伴う諸問題である。

第一の物的側面についてみると、用地、水利、廃水害並びに煙害問題等工場の生産活動による農地、農作物への被害の問題が主たるものである。これは勿論シングル・インダストリー・タウンに限らない問題であるが、その発生の可能性はここにおいてより大きい。かなり深刻な地方問題としてかつて各所で問題になつてきた所である。しかしその解決は早期に補償、賠償等金銭的処理以上に、工場作業における技術の高度化を以て廃物処理、進んで廃物の完全利用によつてすることがより望ましいものであつて、現に最近の技術の著しい発達がこのことを益々可能ならしめ、且

より経済的ならしめている。工場の対地域社会関係調整の問題としてより以上に、工場の製造工程の管理上或は能率的運営上解決されるべき問題とさえいえる。現に河川排水の汚水処理の安全化を鮎漁の可能によつてこれを証明してこれを誇りにする如き工場もみられる実情にある。

第二の人的側面についての問題は、前者程直接的に経済問題化せず、且一見示現的ではないけれども、その重要性において、これに劣らないものがある。この場合その都市に中核となる工場が設置せられて既に久しい場合と、新たに工場が新設せられてその都市の生活の中核となるに至つた場合とは多少事情がことなる。

(1) 新たに大規模工場が都市に建設せられて、シングル・インダストリー・タウンを形成する場合において、その工場が農村余剩労力を対象とする程度が大きいだけ、当然にその影響も大きくなる。このような場合過去の事例の示す所では、(イ)工場敷地による耕地面積の減少、(ロ)農村余剩労力の吸収が直接の結果としてみられるが、それに拘らず、(ハ)農家戸数が余り変化せず、従つて(ニ)兼業農家更には工具農家の激増による零細農の増加、即ち農家経営の構成が著しく変化することとなるのが普通である。

このような構成変化は、都市内或は周辺農村の個別の農家経営のあり方を著しく改変させるのみでなく、農村全体としてのあり

シングル・インダストリー・タウン試論

方をも変化せしめ、しかもこの如き変化に適応してこれらの農業経営を個別的に、又地域的に適正に指導する能力を有する者を容易にもち得ないことから、農村経済に少なからざる悪影響をもたらす場合も生ずる。ここに農工調整を前提とする新たな農村経営対策の樹立と指導者の育成を要するのである。殊にこれは単に経営面のみならず、農村に工場労働者の増加することによつて、農民意識、農民精神、生活様式にも影響する所が少くないので、この如き構造変動に伴う新たな条件に対処する新たな方策を樹立することが農村側の重要な課題であると共に、中核工場関係者も亦、このことを充分顧慮するのにならなければならない。このような周辺農村を前提とする工場存立条件への影響は、既に一部開説した所である。

(2) 既にシングル・インダストリー・タウンが形成せられて久しい場合においては、このような農工間の相互影響に伴う構造変動は既に安定期に達しているもので、過去の事例にみても、当該都市内及び周辺の農家構成、農村構成に著しい変化をみないことは、却つて純農村地帯と類似しているといつてもよい位である。勿論両者の経営態様、構成において著しい相異のあることはいうまでもない所である。

これらを通じて、中核工場はその存立の一の基盤になつている

周辺農村との関係として、農村労力、農家経営、農民生活に対する積極的理解と協力、それに応ずる労務管理、それら農村への直接間接の便益供与等を中心とする農工調整が重要な課題と一となるのである。

(四) 対市民生活関係

シングル・インダストリー・タウンにおける市民生活と中核工場の経済活動との関係は、生計の獲得維持の側面と消費生活の側面との両面がある。既にその両者について工工、商工、農工関係において若干ふれた所であるが、このような性格の都市の市民生活全体としての関係を、特徴的にこれをみると次の如くである。

(1) 生計の獲得維持との関係

わが国の典型的なシングル・インダストリー・タウンにおける中核工場或は鉱山の従業員数は三、四千から五、六千人で、これが形成する都市人口は、その五、六倍から十倍位まで、即ち業種によつて、他の諸条件にもよるが、その関連効果の程度に相当の相異のあることがみられた。しかしその程度の差はとにかくとして、その都市住民の生計の獲得維持は、主として直接間接にその中核工場鉱山の活動に依存している。そのことが既にふれた諸問題の他に、全体として更に次の諸点から問題となる。

その一は、中核工場の発展に伴う雇傭増加があつても、異常な発展を除き、技術の高度化によつて、その程度は地域内に關する限り人口増加に比例すべくもないのが普通である。そこに農家における二三男問題と同様の課題が発生する。

その二は、更にその中核工場の業種の性格に伴う所要労働の構成如何によつて、都市労働力の雇傭機会が性別、年令別、技能別等において極めて偏る場合を生ずる。例えば鉱山都市において女子の就業可能な仕事が極めて少い如き、その極端な例である。ここにも市民生活の不安定化の一因が存する。

その三は、中核工場の不振に伴う関係者の購買力減少、或は進んで解雇による失業等が発生する時には、その関連効果係数が極めて高いという点である。さきにデンマークの中都市における石油会社の事例においては、その関連効果係数が俸給について〇・九、賃金について〇・七五、その他の地方的支払について〇・六というような推定計算が行われているが、同市には他に機械工業、食料品工業等もあつて、石油会社の比重は一、二割に止まるのである。従つてシングル・インダストリー・タウンにおける中核工場の関連効果に対する弾力性は極めて小さく、関連効果の係数も一といわないまでも、極めて高いものとみななければならぬ。

以上を通じて、地域的雇傭問題、失業問題が他地方に比し、よ

り深刻化する可能性をもつていくことになる。その場合経営自体の解決策のみでは処理出来ない程度に及び、国家等の施策をまたざるを得ない場合も少くない。この点地方産業都市においては一層その傾向を大きくする。イギリスの地域対策の事例はこれらのことを顕著に示しているといえよう。従つて更にこれに関連して、

その四として、中核工場における労使関係に問題が発生する場合にも、その対立に伴う諸影響が都市生活全体に波及する場合は少くない。いわゆる「家族ぐるみ闘争」の如きも、一般の工業地帯と異りこのような都市の場合、居住関係から自然的にも形成される可能性をもつていのである。労使関係にもその影響面から、その態様に特殊性が形成せられざるを得ないのである。

(2) 消費生活の側面

シングル・インダストリー・タウンにおいては、既述の如く中核工場が自ら文化、厚生施設、教育施設、医療施設、或は各種用地その他広範囲にわたつて全面的ないし部分的にこれを整備ないし関係せざるを得ないけれども、同時にこれが市民一般に利用せられることも多く、市民の消費生活、文化生活と一体となつてくる。

従つて工場側は当然に都市行政運営面に關しても、直接間接に

関連をもたざる得ず、或は工場関係者労使にわたつて、市議会に相当の比重を以てその地位を占めることも少くない。

他方市民生活が直接間接に中核的工場の経済活動に依存することは、単に所得の程度、雇傭機会という直接の経済的側面において依存するのみならず、当該工場の俸給賃金の給与の形式、諸取引の支払形式或は工場作業に伴う気風、会社の社風等に関連する市民の購買形態、購買慣習、進んで生活意識にも影響する所が少くない。このことが市民の消費生活様式を少なからず特徴づけるのである。このことが又既にふれた如く、このような都市の小売市場、商店街等の構成、経営政策等を性格づけているのである。只これらのことが具体的にどのようなに顕現するかについては、個別に実態を考察する必要があつて、一律に論ずることはできない。

以上のようにみると、シングル・インダストリー・タウンの性格をもつ都市は、一般に論ぜられるいわゆる都市に比して、極めて特徴的な側面を示すこととなる。一般に農村社会は、家族的結合、近隣的接触等家族的地縁的關係において極めて緊密な全人格的人間關係が形成せられているのに対して、都市社会は、生活の機能が分化せられ、人の動きが流動的であることから多面的な人間關係が形成せられ、個別にみると部分的接触にすぎない人

開関係が中心となつている。^(註14)このことが基盤になつて都市と農村との各側面の対照的特徴が顕著にあらわれてくるのであるが、シングル・インダストリー・タウンにあつても勿論多少共右のような都市的性格を勿論もつているが、特定のある意味の利益社会を中心として、その影響力がきわめて大きいことから、かなり封鎖的な、地縁的關係も極めて密接な、多分に農村社会のもつている特殊性を残存した性格をもつ特殊の都市が形成せられていることとなるのである。これらの都市の規模が大部分三万―六万程度であることも亦、このことを示している。従つて一〇万以上のものについては、単に規模的条件からいつても必然的にその性格が多少共改変されざるを得ないことは当然である。

一般に大規模工場は、その所在地域社会に、多少共、工工、商工、農工或は対市民生活關係に大きな影響力を与えるけれども、特にシングル・インダストリー・タウンの場合においては、上述の如く、その各接触面に発生する諸問題を通じて、全面的に都市活動を支配しているといふことができる。即ち、中核工場の諸側面が都市生活に深く入込み、又都市の諸条件が中核工場の存立条件に密接しているのであつて、経営のこの如き接触部面は、そのいわゆる対境關係の問題としての処理に止まり得せしめず、経

営自体の生産販売活動を直接間接制約し、或は性格づけるものとして、経営の業態の形成、経営政策の樹立の内に不可分的にとり入れられねばならない問題になつていのである。ここにおいては、中核工場と地域社会を一体として文字通りの経営社会が形成せられているのであつて、少くともその地域社会に関する限りにおいて、企業体としての存立の基盤の如何に拘らず、経営自体の性格も亦、経営の社会化を好むと好まざるに拘らず、より多く特徴とせざるを得ないものとなる筈のものである。^(註15)

尚地方産業都市について附言すれば、その中核体が一の経営主体でなく、多数の業者群より成り、自然発生的に自然的に生成せられたものである点において、上述の構造上の諸問題点の若干は異なるけれども、実態の認識にもとづく意識的な組織化による経営圏の形成に伴つて、これと類似の問題が増加してくる。イギリスにおける一九三〇年代から問題化してきた深刻な地域的失業問題は、地方産業都市のシングル・インダストリー・タウン的性格が中心的原因となつてもたらされたものであることを指摘すれば、ある程度この点が理解できるであらう。

註(12) 事例の一部は、佐藤弘編『日本地理新体系』第四巻資源・産業(昭和二十七年刊)中にとりあげられた宇部、新居浜、大牟田工業地帯の説明の如きにみられる。

(13) 拙稿『工場建設の農村に及ぼす影響』参照日本学術振興会第十四小委員会報告「農工問題研究」第一卷(昭和二十二年刊)所載。

(14) 磯村英一・小倉康次『都市経営』(昭和十年刊)、その他「都市社会学」に関する諸所論参照。

(15) Adol f. A. Berle "The Twentieth-Century Capitalist Revolution". 1955 桜井信行訳『二十世紀資本主義革命』(昭和三十一年刊)における経営の支配力に関する所論の内にも、このような地域社会に対する決定的権力について闡説している如く、(邦訳書二二三四頁)この側面にも近代経営の性格の変転推移があらわれつつあることが知られる。

六、中核経営の地域社会政策

以上の考察によつて、シングル・インダストリー・タウンにおいては、中核経営にとつて、その当該工場の所在地域社会関係が、特別の性格を以て重視せられねばならないこととなる。いわゆる plant-community relations^(註17) 或は public relations in the local community^(註18) の問題点が、特徴的に具現している場合である。

このような経営の地域社会関係が経営において一般に自覚的に組織的にとりあげられてきたのは、アメリカにおいても第二次大戦後のことである。勿論従来からも現実の施策としては、好むと好まざるに拘らず多少共とりあげられてきていることであることはいふまでもない。しかしアメリカにおいて National Industrial Conference Board の調査によれば、一九四二―四六年の間に発表

シングル・インダストリー・タウン試論

された一〇〇社のマニュアル或はハンドブックの類の内に、いわゆるバブリック・リレーションズに関する項目を含めているものは一社、しかしその内地域社会関係をとりあげているものは三社に止まり、そのいづれもが一九四四年以来の発行にかかつていたのであつて、企業が書かれた地域社会政策をもつようになったのは、漸くこの頃からであるといふことができる。^(註18)

しかしながら今日では、経営の地域社会関係は、単に従業員ないし労働力のモラル或は生産性向上、並びに販売量増大等の観点からの当該経営の環境ないし前提条件の達成整備という意味におけるものに止まらず、積極的にこのような地域社会関係の調整が近代経営の社会的責任であるという認識をもつ段階に到達するに至つたといわれ、現にこのような職能は、トップ・マネジメントが下部へ委譲できない基本的なものの一であるとされるに至つた。^(註19)

このような経営の地域社会政策の確立化の過程は、経営の大規模化に伴うその所在地域への影響の多面的増大化によると共に、その経営が地元資本による地方的会社より、工場の地方分散化傾向に伴う大会社の新工場の地方設立の激増によつてもたらされたものである。その意味において、シングル・インダストリー・タウンは、その問題の典型的なものを有し、且アメリカのみならず、

わが国においても、漸次当面の問題としてみられつつあるものであることは、既に示した所によつて明かであろう。

従つて経営の地域社会政策は、今日では経営自らの性格にも関連を有しつつあるのであるから、單純に技術の問題として処理される以前に、地域社会関係の前提としての経営の態度並びに動機 (management attitude and motivation) が、より重要性をもつてくる。経営の地域社会的関係、いわゆる経営社会形成の認識と自覚という社会的責任がそれである。しかしながら、これが具体的計画の樹立、並びにその実施に當つては、当然これを基礎とする具体的政策と、その実現の爲の組織の検討がなければならぬ。

このような経営の地域社会政策は、それぞれの経営の業態ないし政策の特殊性、所在地域たる都市の特殊性等によつて、多少共問題の重点を異にするから、一律に論ぜられないけれども、既にシングル・インダストリー・タウンの構造的問題点として各側面から考察した所によつて明かな如く、一般的には、(1)地域社会に對して、何らかの害を与えること、あるいは好ましくないことについての禁止防止事項の確定、(2)最小限度の義務として地域社会に對して果すべき義務事項、(3)積極的に地域社会の福祉、繁栄に資する爲に協力すべき事項、等について、会社全体としての経営政策の一環として樹立されねばならないであらう。^(註20) 現にアメリカ

の代表的巨大会社においては、このような plant-community relations program が方針として示され、又マニュアルとして規定せられていた所が少くない。

(1) 禁止防止事項としては、物的側面として工場廃棄物の排水害、煙害等の防止は勿論、道路交通上の対策、防音、都市美観への配慮等にわたり、人的側面では、従業員の雇傭解雇の地元との関係、工場幹部の転勤と地元関係、物資の購買販売関係の地元業者との関係等に及ぶ。

(2) 最小限度の義務事項としては、市民の福祉に関する共同事業への参加、地元諸経済団体への協力、地元の祭祀その他催事への参加等であるが、むしろシングル・インダストリー・タウンにおける中核経営としてはこれら事業の主体とならねばならない場合が少くない。これらについては、経営体としてのみでなく、個々の従業員としての参加のあり方についての配慮も重要となる。

(3) 積極的協力事項としては、何より当該経営が地域社会に對してその各接断面を通じて実態の理解につとめる諸方策、次で経営体として或は従業員を通じて会社の実態を地域社会に理解させる諸方策、会社の施設その他の地元への諸便益供与、教育活動の援助、その他都市發展に關する協力等がそれである。

これらの地域社会への協力には、当然に経営にとつて資金的な負担が問題となる。ここに年間の具体的計画樹立に基く実施が欠くべからざる要件となる。従つて又これが運営の為の組織が検討されなければならない。

アメリカにおいては、既述の如く、地域社会関係は、委譲できない重要な機能の一として、政策決定層であるトップ・マネジメント層がこれを担当するようになりつつある。このような地域社会関係は、現実には経営体のトップから末端まで全員において関係する問題であるから、この職能の担当責任者は、組織上スタッフ部門として計画の樹立と実績の検討を行い、その執行はライン部門への勧奨と説得によつて採択の上行われることとなる。多くの場合工場と本社が分れているから、両者を通じてこの関係が(註17)でやる。

このような地域社会関係職能は、アメリカにおいて、いわゆる *public relations* 担当部門に属する場合と、中心が人的関係を主とする意味から、*personnel and industrial relations* 担当部門に属している場合とがあるが、最近の傾向は、後者の方が多いようである。Bureau of National Affairs の一九五三年調査によると、調査一九六社中、二分の一以上が後者に属し、*public relations* 部門に地域社会関係を属せしめているのは五分の一の会社に過ぎないという。

シングル・インダストリー・タウン試論

いずれにしても、シングル・インダストリー・タウンにおける中核経営は、わが国においても、このような地域社会関係について、組織の確定とその政策の計画的樹立と運営が欠くべからざる要件となるのであるから、それぞれの経営の業態、それに伴う経営政策と、所在地域社会の実態との関連において、個別に検討留意されねばならない課題ということが出来る。

註(19) H. C. Benjamin "Plant-Community Relations" Harvard Business Review Sept.-Oct. 1956 これは「この分野の関係著書論文二五について要点を紹介したものである。」

- (17) L. B. Lundborg "Public Relations in the Local Community" 1950
- (18) L. B. Lundborg, *ibid.* p. 66
- (19) H. C. Benjamin, H. B. R. Sept.-Oct. p. 135
- (20) L. B. Lundborg, *ibid.* p. 63-94
- (21) L. B. Lundborg, *ibid.* p. 211-223
- (22) H. C. Benjamin, *ibid.* p. 136

七、結 語

本小論は、わが国の地方工業化に伴つて、漸次問題となりつつあるシングル・インダストリー・タウンを概観し、一般的にその中核経営との関係における問題点をとりあげ、このような地域社会関係の緊密化が、好むと好まざるに拘らず、中核経営の性格を改変せしめ、所在地域との関係における経営の社会的責任の生じ

シングル・インダストリー・タウン試論

つつあることを明かにした。それに関連して最近におけるアメリカにおける経営の地域社会政策の動向に言及したのである。シングル・インダストリー・タウンの問題点の指摘と、その考察の方向を示した試論というべきものである。従つてわが国のこのような都市における中核経営が、果して今日現実に具体的にどのような地域社会関係を有し、又どのような地域社会政策をもっているかが当然に問題となつてくるであらう。又シングル・インダストリー・タウンが都市としての産業構造上の内外条件変動に伴う調整力の脆弱性に伴う一般的地域政策の問題も亦、イギリスにおける深刻なる事例にみても重視されねばならない点である。今後機会を得て、これらの面からする個別的実態の考察を行いたいと思つている。⁽²³⁾

註(23) 最近この種の分野に関係あると思われる事例研究として次の如きが發表されている。

日本文科学会編『近代鉱工業と地域社会の展開』(昭和三十年刊)―(茨城県日立市等の事例) 同会編『近代産業と地域社会』(昭和三十一年刊)―(岡山県新見市及び総社町の事例)

(三三、一一、二三)

モルガンによる産業會社支配の特徴について

モルガンは、株式所有に主たる基礎をおくことなく、何故にまた如何にして
もろもろの産業會社に力を獲得しかつこれを行使したか。

井 上 忠 勝

アメリカの女流經濟学者アンナ・ロチェスターは、その著 *Rulers of America, 1936* (立井海洋訳、アメリカの支配者、上巻、昭二八、下巻、昭二九) の中において、「金融資本はどんな方法で産業を支配するか」という問題をとりあげ、就中モルガンのそれについて興味ある事実を示している。彼女の調査によれば、まず、一九三二年一月一日現在において、モルガンの内部グループ(すなわち「J・P・モルガン會社」「ドレクセル會社」「ニューヨーク・ファースト・ナショナル銀行」あるいは「ボンブライイト會社」)は、金融關係以外の所謂一〇億ドル會社一八社のうち、じつにその一

〇社に対して取締役を送つている。鉄道七社のうち四社、その他の公益事業七社のうち四社、工業會社四社のうち二社がそれである。次に、金融關係以外の一〇億ドル會社一八社について、これらの會社が如何なる方法によつて支配されているかを、バーリとミーンズがその著「現代株式會社と私有財産」においてこころみたと同様の方法にしたがつて分析した結果、これらの一八社のうち、「個人的所有による支配」と「過半数所有による支配」に該当するものはなく、「半数未満の株式所有による支配」に属するものは二社、「法律的手段による支配」に該当するものは五社、そして「經營者支配」に属するとみられるものは一社となつている。しかれば、モルガンの内部グループの代表をその取締役會に加え

ているところの既述の一〇億ドル会社一〇社においては、この関係は如何に示されるであろうか。それは、いま述べたロチェスターの第一の調査と第二のそれとをつきあわすことによつて、おのづからあきらかとされるところであるが、きわめて興味ある結果が与えられる。すなわち、それらの一〇社のうち、一社のみが「法律的手段による支配」に属し、そして残りの九社はすべて「経営者支配」に該当することとなる。換言すれば、モルガンの内部グループの代表をその取締役会に加えているところのこれらの会社のはほとんどすべてが、バリーおよびミーネズという「経営者支配」に属している。しかるに、周知のようにバリーおよびミーネズという「経営者支配」とは、「株式所有にもとづかざる支配」の一つの型を意味するものと解してほとんどさしつかえなきところの概念である。したがつてまた次の如くいかなることができる。すなわち、モルガンの内部グループと取締役を通じてつながっているこれらの一〇億ドル会社の大部分は、「株式の所有にもとづかざる支配」の一つの型に属している。かくてここに、モルガンの内部グループは、これらの会社に対し、株式所有とは関係なしに取締役を送つてゐるという事実が知られるのである。

さて、ロチェスターは右の如き事実を示しながら、一般にモルガンは産業支配の主たる基礎を株式所有におかず、またかくの如

く所有ときりはなされた支配こそ、モルガンによる産業支配の特徴であると述べている。かかる見解はひとりロチェスターに限られたものではなく、しばしば論者によつて指摘されるところである。⁽²⁾しかし我々にとつてこれと同様に重要な問題は、しかもモルガンは一体何を基礎にしてもるもの産業会社（鉄道会社、その他の公益事業会社、および各種の工業会社）に、力——何事かをなす能力——を獲得したかという問題である。モルガンがそのような力の主たる源泉を株式所有におかざることについては既に述べられた。しからは株式所有にもとづかずして、しかもなお産業会社に力を獲得することが可能であつたモルガンの力とは、一体いかなる力なのであるか。而してそのような力があきらかにされたとして、モルガンは何故にまた如何にして、そのような力を背景に、産業会社に力を獲得しかつこれを行使せんとしたのであるか。本文はかくの如き問題を主題とするものであり、而してその問題を歴史的にまた理論的に考察せんとするものである。ただしし本文においては、問題考察の歴史的な範囲がもつぱら初代 J・P・モルガン (John Pierpont Morgan, 1837-1913) に限定される。したがつて、ロチェスターの調査が行われた一九三二年との間にはかなりの時間的な距りがあるわけである。しかし J・P・モルガン——所謂モルガン財閥の創設者——の場合において

も、株式所有に主たる基礎をおかざる支配が、彼による産業会社支配の一つの特徴であつたことについては、本質的に何らの相違はない。

- (1) この一社はゼネラル・モーターズ会社であり、それはデューボン系の産業会社である。デューボン家の持株会社クリスチアナ証券会社は、E・I・デューボン・ド・ヌムールの議決権株の二五パーセントを所有し、E・I・デューボン・ド・ヌムールはまたゼネラル・モーターズ会社の株式のほぼ同じ割合を所有している(都留重人監訳、スウィージー、歴史としての現代、昭三〇、二〇三頁)。
- ゼネラル・モーターズ会社が、バリーおよびミーネズという「法律的な手段による支配」に属せしめられた所以である。しかし、そこにおける持株会社支配はデューボンによるものであつて、モルガンによるのではない。ゼネラル・モーターズ会社の取締役会には、二人のモルガン組合員、ニューヨーク第一ナショナル銀行の会長、およびモルガン系の諸会社の役員三名が名をならねているが、しかしそれは「法律的手段による支配」を基礎として行われたものではない。
- (2) 最近、上林貞治郎博士は、P・R(三一年一月号)に「経営者支配の主体」という論文を寄せられ、ロチェスターの調査の結果にもとづいて、バリーおよびミーネズが経営者支配と称する会社も、その主なものは金融資本(主としてモルガン)の支配下にあることを指摘されるとともに、これがけつして偶然ではなく、株式所有によらずに支配するということが、モルガン金融資本的支配の一特徴であることを述べておられる。これに対して拙稿は、このような事実から出発し、株式所有に基礎をおかざる支配の内容を説明しようとするものである。
- (3) 一九二二—三三年において行われたブージョー委員会(Pup Committee)の調査によれば、J・P・モルガン会社、ファースト・ナショナル銀行、ギャランティー信託会社、およびバンクカーズ信託会社は、共に、モルガンによる産業会社支配の特徴について

二六億七、九〇〇万ドルの総資産と一九億八、三〇〇万ドルの総預金をもつ三四の銀行および信託会社において一一八の取締役席
二二億九、三〇〇万ドルの総資産をもつ一〇の保険会社において三〇の取締役席

一一七億八、四〇〇万ドルの総資本と総延長一五〇、二〇〇哩の路線(通運会社および船汽会社を除く)をもつ三三の運輸組織において一〇五の取締役席
三三億三、九〇〇万ドルの総資本をもつ二四の製造ならびに販売会社において六三の取締役席

二一億五、〇〇〇万ドルの総資本をもつ一二の公益事業会社において二五の取締役席

計二二億四、五〇〇万ドルの総資産(または資本)をもつ一一二会社において三四一の取締役席をもつている。(N.S.B. Gras and H.M. Larson, *Casebook in American Business History*, 1939, p. 563)

またこれら三四一の取締役席のうち七二を下らないものが、J・P・モルガン会社のパートナーによつて占められてゐる。(Frederick L. Allen, *The Great Perpetual Morgan*, 1950, p. 274)

しからばJ・P・モルガンあるいはその会社は、これらの会社において、如何なる手段によつて取締役席を獲得することができたのであろうか。しかしこの点については、ロチェスターの調査に示されたような統計的な数字をみいだすことはできない。したがつて歴史的にこれを検討するのはかはないのであるが、その結果はやはり株式の所有に主たる基礎をおかずして取締役席を獲得するのが一般的であることを示している。但し、銀行、信託会社、保険会社などの金融機関に対しては、主として株式の保有にもとづいてこのような力を獲得している。本文の表題を産業会社支配とした所以である。

二

本文の主題——すなわち、モルガンは、株式所有に主たる基礎をおくことなく、何故にまた如何にしてもるもの産業会社に力を獲得しかつこれを行使したかという問題——を解明せんが為には、およそ三つの点があきらかにされねばならぬであろう。

第一。モルガンは、株式所有に主たる基礎をおかずとも、産業会社に力を獲得しうる、そのような能力を有していた。

第二。モルガンは、右の如き能力を背景に、産業会社に力を獲得しかつこれを行使すべき理由を有していた。

第三。モルガンがその能力を行使して産業会社に力を獲得せんとする場合、そのような力の獲得にとくに好都合なある種の機会が存在していた。

以下われわれは、すでに述べた如くJ・P・モルガンを中心に、これらの三つの点について考察をこころみるであろう。

三

J・P・モルガンの主たる業務は投資銀行家としてのそれであり、しかも彼はこの分野における指導的な存在であった。彼が如何にして投資銀行業務を開始し、またそのような地位を占めるに

いたつたかについては、後に若干の説明がなされるであろうが、しかしこの事情をもつとも端的にものがたつているものは、一九一三年のブージョー委員会 (Pujo Committee) の報告書に示された次の数字である。すなわち、モルガンの会社は、一九〇二年すなわちU・S・製鋼会社設立の翌年から、一二年すなわちJ・P・モルガン死亡の前年までの一一年間に、実にほぼ二〇億ドルにも達する会社証券の販売を直接責任をもつて指導したのである。しからばJ・P・モルガンがこのように大規模に遂行した投資銀行業務とは如何なる内容をもつものであるか。投資銀行家の本来の機能はいうまでもなく証券の引受けと販売である。投資銀行家は、公共団体の発行する公債とか事業会社の発行する株式とか社債とかを引受け、これを他に販売する。しかも投資銀行家はこれらの証券を自己の危険と計算とにおいて引受けるのである。投資銀行家が証券を引受ける場合に二つの方法がある。一つは引受保証であり、他は買取引受である。しかし何れの場合においても、投資銀行家は自己の危険と計算とにおいて証券の発行を引受けるのであり、このような投資銀行家の機能があることによつて、証券を発行して資金——長期資金——を調達しようとするものは、確実に資金を獲得することができるのである。

J・P・モルガンが投資銀行家としての業務を開始したのは、

一八六〇年（あるいは一八六一年）ニューヨークにおいてであった。しかし忘れられてはならぬことは、彼の父 J・S・モルガン (Junius Spencer Morgan, 1813-90) が、既に一八五四年に、ロンドンの有力な金融業者ジョージ・ビーボディー会社 (George Peabody & Co.) のパートナーとなっており、更に一八六四年には、ビーボディーの引退によつて、彼の会社を引きつぎ、これを J・S・モルガン会社 (J. S. Morgan & Co.) と称するまでに至つていたことである。事実、初期における J・P・モルガンの事業の発展に力があつた主たる要因の一つは、彼の父 J・S・モルガンの存在であつた。すなわち、当時のアメリカにおいては、内には投資の機会が存在し、外にはそのような機会を求めている外国資本があつた。ここにヨーロッパよりアメリカへの資本の流入が生じたのであるが、父 J・S・モルガンがイギリスの投資家に対して有していた高い地位が、この資本の流れを指導する上にきわめて有利であつたのである。

南北戦争後のアメリカにおいて、外国からの最大の投資対象となつたものは鉄道であつた。当時の鉄道建設は一面においては建設的な経済的努力であつたが、しかし他面においては不正と略奪の機会を与えた。J・P・モルガンは、J・S・モルガンおよびその顧客のために証券を買入れた。しかし J・P・モルガンは、

モルガンによる産業会社支配の特徴について

戦後の鉄道金融にみられたかの証券操作、贈賄、略奪に係りなかつた。そしてこのことは、投資家の信任を絶対に必要とする投資銀行業務において、彼が後年に大をなすにいたつた理由の一つをなしている。

一八七三年の恐慌とそれにつづいた不況は鉄道証券の価値を大いに損ね、その結果投資銀行家の関心は主としてアメリカ戦時公債の借換に向けられることとなつた。事実、この借換公債の割当をめぐつて業者間にはげしい競争が生じたのであるが、一八七一年に、アメリカ国内に根づよい地盤をもつフィラデルフィアの私的銀行家 A・J・ドレクセル (Anthony J. Drexel) と提携していた J・P・モルガンは、ロンドンの J・S・モルガン会社と協力して、アメリカ戦時公債の借換に重要な役割を演ずることができた。この借換業務はモルガン家に名声と多大の利益を与え、ここに J・P・モルガンはアメリカにおける第一流の投資銀行家に伍するようになった。

一八七九年は J・P・モルガンの事業歴において一つのエポックを劃した。すなわち、この年に彼は最初の大鉄道融資を指導したのである。それはニューヨーク・セントラル鉄道 (New York Central) 株式二五万株を引受けこれを販売することであつたが、株式は一二〇ドルで買入れられ、そして何らの市場の混乱もなく、

モルガンによる産業会社支配の特徴について

ロンドンにおいて一三〇ドルで売りだされた。このことは当時の新聞紙上において「大金融操作」と称されたが、これを契機としてモルガンは鉄道融資において強い指導力をうることとなつた。彼はまたその翌年に北太平洋鉄道 (Northern Pacific) 社債四千万ドルの引受けを指導し、鉄道拡張のための資金を提供したが、一九世紀の八〇年代および九〇年代において、彼の金融的援助のもとに行われたところの、鉄道の財政状態の改善あるいは更生の事例は、ほとんど枚挙するにいとまがないほどであつた。それらはフィラデルフィア・リーディング鉄道 (Philadelphia & Reading)、バルタイモア・オハイオ鉄道 (Baltimore & Ohio)、チェサピーク・オハイオ鉄道 (Chesapeake & Ohio) (以上八〇年代)、リッチモンド・ウエストポイント・ターミナル鉄道 (Richmond & West Point Terminal) あるいは南部鉄道 (Southern Railway)、エリー鉄道 (Erie)、リーディング鉄道 (Reading)、北太平洋鉄道、バルタイモア・オハイオ鉄道、アチスン鉄道 (Atchison) などであつた。

一八九〇年代後半以来、J・P・モルガンはまた大規模に工業部門への融資を開始した。彼と工業界との最初の重要な結びつきは、ゼネラル・エレクトリック会社 (General Electric Co.) の合同による設立においてであつたが、以来彼はしばしば合同を指導しそれに金融的援助を与えた。事実、一九世紀末より二〇世紀初頭

にかけての時期はトラスト熱狂時代といわれたのであるが、合同を企てるに当つては、彼の如き大投資銀行家の援助が絶対といつてよいほどに必要であつたのである。しかしそのなかでもとくにめざましいものは、一九〇一年の U・S・製鋼会社——世界最初の一〇億ドル会社——の設立にあたつて彼が演じたところの役割であつた。

鉄道や工業、あるいは政府融資における J・P・モルガンのこのような活躍は、彼に巨額の富とともに投資銀行家としての名声と信頼とを与えた。すなわち彼はかくの如くにして自ら強大な投資銀行家に成長していつたのであるが、しかし他方において、彼はまた銀行、信託会社あるいは保険会社との間に密接な関係をうちたてていつた。それらはファースト・ナショナル銀行 (First National Bank of New York)、ナショナル・シティ銀行 (National City Bank of New York)、ナショナル・バンク・オブ・コマース (National Bank of Commerce)、バンカーズ信託 (Bankers' Trust Co.)、ギャランティー信託 (Guaranty Trust Co.)、イクイタブル生命保険 (Equitable Life Assurance Society) などであり、もともと主として株式保有に基礎をおく関係であつた。しかし J・P・モルガンとファースト・ナショナル銀行のジョージ・ベイカー (George F. Baker) との間には、制度的な関係以上に、古くから密接な個人的

なつながらが存していた。二〇世紀初頭に形成されたこのような関係を、ブリージョー委員会はマネー・トラスト (Money Trust) と称したのであるが、これによつてモルガンは、その背後に一層強大な資本力をもつことになり、その投資銀行家としての実力はさらに並びなきものとなつたのである。

要するにわれわれは今や次の如くいうことができるであろう。すなわち、J・P・モルガンはアメリカにおける最強の投資銀行家であつた。換言すれば、彼は投資銀行家としての機能すなわち証券引受機能をきめて強力に遂行することができた。しかるに後述のごとく産業会社の側において、急速な拡張が必要とされる場合とか、統合が企てられる場合とか、財務窮迫におちいつて更生が必要とされる場合等々においては、このような大投資銀行家の援助がほとんど絶対に必要なのである。ここに、J・P・モルガンが株式所有に主たる基礎をおくことなく産業に対し力を獲得することのできたそもその源泉を見出しうるのである。

註 初代 J・P・モルガンの事業歴については、N.S.B. Gras and H.M. Larson, *Casebook in American Business History*, XXXIII, *J. Pierpont Morgan, 1837-1913*, 1939 が詳しい必要を要する。このほかに次の如きものがある。
Carl Hovey, *The Life Story of Pierpont Morgan*, 1912. John Moody, *The Masters of Capital*, 1919. Lewis Corey, *The House of Morgan*, 1930.
John Winkler, *Morgan the Magnificent*, 1930. Herbert L. Satterlee, *The*

モルガンによる産業会社支配の特徴について

Life of J. Pierpont Morgan, 1937. Frederick L. Allen, *The Great Pierpont Morgan*, 1950.

四

われわれは前節において、J・P・モルガンは株式所有によらずとも、産業会社に対し力を獲得しうる能力を有していたことを知つた。しかれば彼は何故に、そのような能力を背景に、産業会社に力を獲得しかつこれを行使せんとしたのであるか。

しかしこの点に関しては、客観的な要因とともにしばしば主観的な要因がはたらいっており、問題の理解を非常に困難ならしめている。ときとしては、他に特別の理由が存しなくとも、会社に力を獲得することそれ自体がその目的であつたように思われる場合がある。しかしわれわれは、大体において二つの理由をあげるこゝとができる。一つは、会社に力を獲得し行使することによつて消極的な実益をえんとするものであり、他は積極的なそれをえんとするものである。しかしこの区別は、決して、会社に力を獲得せんとする理由の強弱を意味しているものではない。

すでに述べたように、投資銀行家の本来の機能は証券の引受けと販売とであるが、しかし投資銀行家がそのような機能を満足に遂行しうるためには、就中一つの要件が必要である。そしてその

要件とはほかならぬ投資銀行家に対する投資家の信頼である。投資銀行家は、自らの危険と計算とにおいて、しばしば巨額に上るところの証券の買受けあるいは引受保証をなすのであるが、投資銀行家が自ら巨額の証券を引受け、危険をおかすのは、その証券をただちに投資家に売却し、その資金を回収することができるためである。而して投資銀行家はその引受けた証券を有利かつ円滑に販売しうるためには、十分な資力とともに、投資家の信頼をえていなければならない。投資銀行家は、その提供する社債や株式の価値が必ずや確実な証券であるという信頼をうけている必要がある。投資家からこのような信頼をうけることによつて、投資銀行家は、はじめて安全かつ有利に、その引受けた証券を販売することができるのである。かくてここに、投資銀行家にとつては、その顧客である投資家の利益を保護することが、きわめて重要な問題となる。而して、投資家の利益を保護しなければならぬというこのような必要から、投資銀行家は、彼が証券の販売を引受けた会社に対して、多かれ少なかれ積極的でなければならぬという一つの要請が生れてくる。しかもこのような要請は、投資銀行家によつて引受けられた証券の価値が未だ不安定な場合とか、あるいは既に売りだされた証券の価値を損うような事態が会社側に生じた場合においてより一層大となる。⁽¹⁾

さて右のような関係は、投資銀行家 J・P・モルガンにおいてもまたこれをみいだすことができる。彼と顧客との間における関係について、当時の *Wall Street Journal* (April 1, 1913) は次のように述べている。(N. S. B. Gras and H. M. Larson, *op. cit.*, p. 561.) 「その関係の基調は忠節 (loyalty) であつた……モルガン氏は彼と密接かつ尊敬すべき関係にあつた顧客を保護する上において極端なほどであつた。そしてモルガン氏は、非常時または金融上の面倒が生じた場合には、彼らに同じような忠節な支持を期待した。」

また同紙によれば、ある鉄道の更生において、その経営者達が彼らの鉄道をモルガンに引渡すことに反対したとき、モルガンはみずから次のように言い返したといわれている。(N. S. B. Gras and H. M. Larson, *op. cit.*, p. 557.)

「諸君の鉄道だだつて。諸君の鉄道は私の顧客のものだ。」

またビュージョー委員会の調査に対して、J・P・モルガン会社は次の如く応答している。(N. S. B. Gras and H. M. Larson, *op. cit.*, p. 565.)

「私的銀行が、しばしば証券の売り出しを引受けたところの会社に対して、自己の代表を取締役に送ることの意味について、多くの疑問が提出された。この慣例は、日常の業務を指図しよ

うとか、あるいはより安く証券を買入れようといったような銀行家の側における欲望から生じたものではない。むしろそれは、会社証券のスポンサーとしての道徳的な責任から生じたものであり、そしてその目的は、会社の政策を注意深く見まもり、その会社の証券に投資している人々の利益を保護せんとすることにある。投資銀行家にとつては、取締役会に席を占めることは、たいていの場合、義務であつて特権ではない。」

もとよりわれわれは、これらの記事および陳述のすべてが、事実の真相を伝えていると信ずるものではない。しかし少くともモルガンが、彼が証券の発行を引受けた会社に対し、力を獲得しこれを行使せんとした主たる理由の一つは、それらの証券に投資した人々の利益を保護することによつて、彼ら投資家の信頼をかちうることにあつたであろうことは、認められてよいところであろう。ただししかしモルガンが、右の目的のために、その獲得した力を如何なる程度において行使する必要があるかについては、産業会社の側における事情の相違によつて必ずしも一様ではない。彼による力の行使が、取締役の人事の承認に止まつた場合もあれば、積極的に自らの代表を取締役に送つた場合もある。あるいは彼の主たる関心が、財務的事項のみに限られた場合もあれば、更に業務上の諸事項にまで及んだ場合もある。彼が更生を指導した

モルガンによる産業会社支配の特徴について

鉄道において、その競争者との間に各種の協定を結ばしめた事例などはこの後者の場合に當つてゐる。しかしこのような場合においても、その主たる目的の一つは、かくすることによつて業者間の競争を排除し、以て投資家の利益を確保することにあつたといふるのである。

J・P・モルガンが会社に力を獲得せんとしたいま一つの理由と考えられるものは、会社に力を獲得し行使することによつて積極的な実益をえんとするものであり、この点において前者とは異つてゐる。再々述べる如く、投資銀行家の機能は証券の引受けと販売とであるが、投資銀行家はこのような機能の逐行によつて、金銭的な報酬をうることができる。すなわち、証券を買取つた場合には、買取つた証券の代価と後にこれを売却してえたる代価との差額が彼の総利益となり、また証券の引受けを保証した場合に、その保証に対する報償が彼の所得となる。さらにまた投資銀行家はしばしば自ら発起人として行動するが、この場合にもまた発起人利得をうるることができる。もちろんそこには損失の危険も存するわけであるが、しかし一たび利益がえられた場合にはそれはしばしばわれわれの想像以上の巨額に上るものである。したがつて投資銀行家は、おのづからこのような取引の機会の多からんことを求めて行動するとともに、またそれらの取引においてでき

モルガンによる産業会社支配の特徴について

るだけ有利に振舞おうとするものである。ここに投資銀行家の側において、取引の独占性あるいは指導性をえんとする誘引が生れてくる。すなわち投資銀行家は、会社の証券発行業務を継続的に独占する権利、あるいは将来シンジケートが形成される場合にはそれを指導する権利を獲得することによつて、利益をえんとするのである。而してこの点に、投資銀行家が会社に対して力を獲得し行使することの一つの積極的な実益が存するのである。

J・P・モルガンの会社がこのような独占性あるいは指導性を有していたことについては、ブージョー委員会の報告書における次の敘述をみることによつてもあきらかである。(N. S. B. Gras and H. M. Larson, *op. cit.*, p. 564.)

「如何なる鉄道組織あるいは工業会社も、上記業者(マネー・トラストを形成している金融業者)の何れかがすでに銀行家として行動していた場合には、その取引をその業者から他に交えることはできなかつた。ある業者がある会社の証券の発行を行つていた場合には、他のものはその後その会社の証券の発行に對して入札を行うことはないであろう。しばしばかつ広汎に行われた証券の共同発行を通じて生じた彼らの間における関係は、そのような仮協定(modus vivendi)を不可避的なものとした。」

「この内部グループ(J・P・モルガン会社、ファースト・ナ

ショナル銀行のジョージ・ベイカー、およびナショナル・シテイ銀行のジェームス・ステイルマンからなるグループ)およびその同盟者達は、彼ら相互間においても、また他のものとの間においても、これらの巨額の証券の発行について、何ら実効ある競争を行わなかつた。したがつて、たいていの場合自由には、この権力が圧制的に行使されているという証拠をもたないし、また彼らの利潤が公表されざる限りその事実を確定する手段もつていない。」(括弧内は訳者註)

ただし、このような証券発行の独占が、投資銀行家による会社に対する力の行使の結果としてのみ生じたと解するのは疑問である。すなわち、右の報告書にも示されているように、そのような独占が、銀行間相互間における一つの諒解の結果であるともみられるからである。⁽²⁾

(1) 但し、投資銀行家が、証券を引受けた会社に対し、常に積極的であるといふのではない。例えば一般に産業資本主義の発展期においてそうである。N. S. B. Gras, *Business and Capitalism*, 1947, p. 221-2.

(2) この点について、森昭夫稿、「企業支配」の概念について(国民経済雑誌、三二年一月号)は、「一般に或る企業が一度び、或る銀行と取引関係に入るや、その関係は他の銀行によつて尊重されるといふ伝統が存する」と述べている。なお同稿はまた、重役派遣の効果の一つについて、「仮令重役報酬が得られ

たとしても、それはその重役個人の所得であつて銀行のそれとはならない」と指摘している。

五

われわれはまず、J・P・モルガンが、株式所有に主たる基礎をおかずとも、産業会社に対し力を獲得しうる能力を有していたことを知り、次で、彼がそのような能力を背景に、産業会社に力を獲得しかつこれを行使すべき理由と実益とを有していたことを知つた。しからば彼は、そのような能力と必要とを以て、如何にして産業会社に力を獲得しまたこれを行使したのであるうか。その場合われわれは、モルガンによる力の獲得には、とくに好都合なある種の機会が存在していたことを明らかにすることによつて、この問題に答えねばならぬ。

すでに述べた如く、J・P・モルガンが投資銀行家としての業務を開始したのは一八六〇年または六一年であつた。もつとも、彼の父J・S・モルガンはそれより先すでにロンドンにおいてこの種の業務に入つていたのであるが、しかし何れにせよ、J・P・モルガンが、投資銀行家として大規模に産業界に乗りだしたの一八七九年以降においてであつた。すなわちこの年に、彼はニューヨーク・セントラル株式二五万株を引受け、これを販売すると

モルガンによる産業会社支配の特徴について

いう大鉄道融資を指導したのである。而してこの時から彼の死亡した一九一三年に至るまでの三十数年間が、モルガンが投資銀行家として最もはなばなしく活躍した時代であつた。

J・P・モルガンが活躍した一九世紀後期から二〇世紀初頭にかけてのこの時代は、産業の種類によつて相違はあるけれども、所謂産業資本主義時代から金融資本主義時代への移行期に該当する。而してこの時代を特徴づけたものは、第一に無政府的な競争の存在であつた。例を鉄道にとるならば、当時ユニオン太平洋鉄道の社長であつたC・F・アダムスは、一八八八年当時における西部の鉄道の状態について次の如く言つている。(N. S. B. Gras and H. M. Larson op. cit., p. 556)「アメリカの、就中シカゴ以西における鉄道は、今日、それを直ちに改めない限り、最悪の財政的破綻を必然的に招来するような方法によつて経営されている。……大会社が次から次へと狂気にとりつかれ、そしてお互に殆んど平行的に路線の建設を行つた。多くの場合において、だれも人の住んでいないような広大な地域を鉄道が実際に平行したのである。……」と。この時代の第二の特徴は、このような競争の結果としてしばしば生じたところの財政的破綻であつた。同じくアメリカの鉄道を例にとるならば、一八九三年だけでも、二万七千哩（資本額にすれば約二十億ドル）の鉄道が財産管理をうけ、また一八九四―

モルガンによる産業会社支配の特徴について

九八年においては、四万五千三哩の鉄道が抵当流れによつて売出されている。(Stuart Daggitt, *Railroad Reorganization*, 1908, P. V.) また第三にこの時代を特徴づけたものは、競争を制限しようとするさまざまな努力、就中トラスト形成へのそれであつた。例えば、J・ムーデーによれば、彼が一九〇四年一月一日現在においてトラストと称するものは、工業、鉄道、およびその他の公益事業において大小併せて四五五を数え、それらに参加した会社の数は実に八、六六四社に上つている。(John Moody, *The Truth about the Trusts*, 1904, pp. 453-489.)

さて、無政府的な競争とそれにとまなうところの財政的破綻、これを回避しようとするトラスト形成への努力、このような一連の関係によつて特徴づけられたこの時代は、すでに述べた如く、モルガンが、もつともはなばなくその力を發揮しえた時代であつた。而してこのことは、ひとりモルガンについてのみならず、投資銀行家一般についてもいふところであるが、しかしこの時代が、投資銀行家にこのような活躍の舞台を与えたのも、決して故なしとしないのである。われわれはこの時代におけるモルガンと産業との間に生じたさまざまな交渉を検討したる結果、そこに一定の類型をみいだすとともに、またある種の機会が投資銀行家による力の獲得にはことに好都合であつたことを知るのである。

一九世紀後期より二〇世紀初頭にかけての時代は、正にそのようなある種の機会が数多く存在した時代にはかならなかつたのである。

しからば、モルガンによる力の獲得にことに有利なある種の機会とは、一体何であつたらうか。われわれは、R・A・ゴードンの *Business Leadership in the Large Corporation*, 1945 (平井泰太郎・森昭夫訳、ビジネス・リーダーシップ、昭二九)を参照しながら、以下この点について説明を加えたい。

(イ) 株式が集中的に所有されている会社の所有者が、その株式を一般大衆に譲渡せんとする場合。

おそらくこれが唯一の事例は、すでに述べたところの一八七九年におけるニューヨーク・セントラル株式の販売である。この鉄道の株式はヴァンダービルト (William H. Vanderbilt) によつて殆んど独占的に (八七%) 所有されていたのであるが、彼は法の圧迫および重税の脅威からのがれるために、その持株の大部分を手放すことを決意し、モルガンに頼つた。市場を混乱さすことなしに、かくも大量の株式を売り出すためには、強力な銀行家の援助が必要であつたわけである。しかし一説には、ヴァンダービルトは、モルガンを通じて、ワベエシユ・セントルイス・パシフィック鉄道 (Wabash, St. Louis & Pacific) と関係を結ぼうとしている

のであるともいわれた。

J・P・モルガンは、J・S・モルガン会社、オーガスト・ベルモント会社、モルトン・ブリス会社、およびジェイ・グールドからなるシンジケートを組織し、ニューヨーク・セントラル株式二五万株（二千五〇万ドル）を引受けた。株式は一二〇ドルで買入れられ、而して何らの市場の混乱もなく、ロンドンにおいて一三〇ドルで売りだされた。J・P・モルガンはこの鉄道の取締役となつたほか、彼の会社はこの鉄道のファイナンシャル・エイジェンツとなり、この鉄道の拡張あるいは統合についてのあらゆる計画が問合されることとなつた。またワベエシユ・セントルイス・パシフィック鉄道の経営に強い影響力をもつていた三人のものが、ニューヨーク・セントラル鉄道の取締役会に推された。

〔N. S. B. Gras and H. M. Larson, *op. cit.*, pp. 552-3. E. G. Campbell, *The Reorganization of the American Railroad System, 1893-1900*, 1938, p. 146.〕

しかしながらここに注意されるべきことは、モルガンがこの鉄道に右の如き力を獲得し行使しえた所以のものについてである。もちろんそれが、巨額の株式を引受けたモルガンの行為に対する代償として与えられたものであることについては疑いえないところであるが、しかし他方においては、それまでこの鉄道株式のほと

モルガンによる産業会社支配の特徴について

んど独占的な所有者であつたヴァンダービルトが、その持株を放出し、その結果株主の会社に対する利害関係が稀薄化したという事実を見過すことはできない。すなわち株式分散の結果として、モルガンはより容易にその力を獲得しかつ維持しえたであらうからである。

モルガンがその後、この鉄道に如何に関心をもちつづけたかを示すものは、一八八五年彼によつて行われたところのこの鉄道とペンシルヴェニア鉄道との調停である。両者の間にははげしい競争が行われており、ペンシルヴェニア鉄道はニューヨーク・バッファロー間にニューヨーク・セントラル鉄道の競争線を敷設し、一方ニューヨーク・セントラル鉄道はサウス・ペンシルヴェニア鉄道を建設してペンシルヴェニア鉄道を脅かした。モルガンはヴァンダービルトとペンシルヴェニア鉄道社長ロバーツとの調停に乗りだした。ヴァンダービルトがまず承諾し、次でモルガンのヨット「コルセイヤ」号での長い会談の後に、ロバーツもモルガンの提案をうけ入れた。その結果、ニューヨーク鉄道の平行線は、モルガンのパートナーを社長として新たに設立されたウエスト・ショーア鉄道によつて買収された後、ニューヨーク・セントラル鉄道に貸与された。一方ペンシルヴェニア鉄道の競争線もペンシルヴェニア鉄道によつて買収された。（N. S. B. Gras and H. M.

モルガンによる産業会社支配の特徴について

Larson, *op. cit.*, pp. 553-4.)

(ロ) 会社が急速な拡張のために証券を発行せんとする場合。

これに該当するが如き事例は、一八八〇年モルガンによつて指導された北太平洋鉄道社債の引受けである。この鉄道は一八六四年聯邦議会によりシェーペリオル湖沿岸の一点からビュージェット・サウンドに至る鉄道の建設権を与えられ、同時に巾四〇〇呎の通行権その他の特権を与えられた。一八六八年に一二名の人が集つて組合をつくり、北太平洋鉄道の資本金八千万一千ドルに応募することとなつた。ここに大陸横断の工事が開始されたのであるが、この鉄道は聯邦政府より多額の補助金を与えられたにも拘らず、経営方針が堅実でなかつたために一八七三年に財政的危機に瀕した。しかし幸にもこの失敗から立ち直り、一八七六年にははじめて収益は費用を超過した。ここに鉄道は再びその拡張を注意深く企てはじめた。西部への移住がはじまり、そしてそこには運送量増大の見込みがあつた。一八八〇年までに、北太平洋鉄道は投資対象として価値のある財産となつていた。会社はミゾリーから太平洋岸に至る路線の建設を企て、その資金をニューヨークに依頼した。その結果については、当時の *Commercial & Financial Chronicle* に掲載されたドレクセル・モルガン会社 (J・P・モルガン会社の前身) のステートメントを引用することができ

る。(N. S. B. Gras and H. M. Larson, *op. cit.*, p. 553.)

「ドレクセル・モルガン会社、ウインスロー・レイニャー会社、およびオーガスト・ベルモント会社は、アメリカ未曾有の大鉄道社債取引を今完了した。彼らは北太平洋鉄道会社と四十年満期六分利付ゴールド・ボンド四千万ドルを契約した。……」

「三会社は *contractors* と称されたが、彼らはヨーロッパ、ニューヨーク、およびその他のアメリカ諸都市の著名銀行家を仲間に加えた。……」

「北太平洋鉄道との協約条項によつて、*contractors* は会社の取締役会に二人の取締役を指名することになつてゐる。そして彼らにはフィラデルフィアの (ドレクセル会社の) J・C・バリットとニューヨークのウインスロー・レイニャー会社の J・W・エリスが選ばれた。」

(ハ) 会社が財務窮迫に直面する場合、就中その更生が必要とされる場合。

これはモルガンが会社に力を獲得したもつとも重要な機会の一つであり、またその事例もきわめて多い。ゴードンは「更生は、金融利害関係者による力の獲得には有利な機会であつた。なかなか鉄道業においてそのことが妥当する。一八九〇年代の鉄道業における大規模な更生の結果、銀行集団、殊に J・P・モルガン

・アンド・カンパニーをして、多くの重要鉄道において極端に強力な地位に就かしめることとなつた。」と述べ、また「たとい、更生にまでは至らない場合でも、財務窮迫に陥つてゐる会社にたいし銀行家が力を獲得する場合がある。」と指擲してゐる（前掲邦訳、二一〇—二一一頁）。この後者に該当する事例は、一八八八年にモルガンによつて行われたバルティモア・オハイオ鉄道の財政状態の改善である。われわれはまずこの事例について述べ、次でモルガンによつて行われたもろもろの鉄道の更生——新旧証券の交換をとらぬ財務整理——の事例を列挙しよう。

バルティモア・オハイオ鉄道は周知の如くアメリカに設立された最初の主要なる鉄道会社である。一八二七年に設立を認可され、一八三一年一月一日に最初の蒸気機関車とその路線（当時七十二・五哩）の上を走つた。この鉄道は堅実なる発展をつづけ、而して一七七四年にはその路線はシカゴに達した。しかし同時に、エリー鉄道、ニューヨーク・セントラル鉄道、グランド・トランク鉄道（Grand Trunk）、およびペンシルヴェニア鉄道との間において、はげしい競争が開始された。しかも、バルティモア・オハイオ鉄道はこの点においてきわめて侵略的であつた。しかし終に一八八八年にこの鉄道は無配を宣言せねばならなかつた。一八八七年において社債総額は約五千七〇〇万ドル、その利子は純収入の

モルガンによる産業会社支配の特徴について

八九%、而して浮動負債は約一千一〇〇万ドルに達してゐた。ここにとりあえず会社は、社債および優先株の発行によつて浮動負債を返済せんと決意し、その引受けをモルガンに依頼した。モルガンはシンジケートを組織しこの引受けに応じたが、しかしシンジケートは会社との契約に當つて、次の諸点を条件として要求した。すなわち、会社の諸報告書は立証さるべきこと。鉄道の経営はシンジケートの同意を得られるような有能な人に託さるべきこと。而してニューヨーク交通については、他の諸鉄道との間に協定が結ばれるべきこと。さてこれらの規約の実行において、バルティモア・オハイオ鉄道は、他の諸鉄道との協定をインフォーマルにしか受け入れようとはしなかつた。このことは事実上競争の継続を意味したが、しかしシンジケートはこの点を強く主張しなかつた。というのは、この鉄道は、新しい社長スペンサーの下において、その財政を強化しつゝあつたし、またその運営を改善しようとして努力しつゝあつた。しかしながら、これらの改革にともなつて、若き前社長ギャレットの経営上の失敗が暴露されんとしたとき、ギャレット一族は、スペンサーを排して、ギャレット一派のものを社長に選任した。ちなみにギャレット一族は、議決権を有する全株式一一万七千五〇〇株中、その五万乃至六万株を有してゐた。すなわちモルガンは一度は会社に力、すなわち会社に対

して何事かをなす能力を獲得しまたこれ行使することに成功したかにみえたのであるが、しかしそれはまもなく株式の過半数を所有するギャレット一族の力によつて阻止された。(N. S. B. Gras and H. M. Larson, *op. cit.*, pp. 554-5. Stuart Daggett, *op. cit.*, pp. 1-16.)

さてこの事實は、株式が集中的に所有されているが如き会社において、モルガンすらその力を維持することが、必ずしも容易ならざることを示しているようにみえる。而してそれは、前述(I)のニューヨーク・セントラル鉄道の場合と対照的であり、その故にこそまたわれわれは、モルガンは株式所有に主たる基礎をおかずとも力を獲得し行使しうるといふ、われわれの認識を、今後更に検討する必要のあることを痛感するわけである。しかしモルガンは、バルティモア・オハイオ鉄道と同じような事態が生ずる可能性がある場合に、それに対して講ずべき策をもたなかつたというのではない。次に列挙する鉄道更生の事例に示される如く、モルガンあるいは彼のパートナーは、常に議決権信託の受託者となることによつて、そのような事態の発生にそなえることができたのである。もちろん議決権信託は株式の議決権に会社支配の基礎を求めらるものであり、したがつてモルガンがかかる議決権信託を設定したことは、一面において、自ら自己のもつ力の限界換言す

れば所謂金融支配の限界を示したようにみえる。しかしながら、何故にモルガンあるいは彼のパートナーが議決権信託の受託者となり得たかという点に思いを致すならば、それはやはり彼のもつ投資銀行家としての力である。投資銀行家モルガンの力が、議決権信託の設定を株主に承認せしめ、しかも自らをその受託者たらしめることができたのである。

モルガンが行つた最初の鉄道の更生は一八八六―八七年のフィラデルフィア・リーディング鉄道である。この鉄道は一八三三年に設立され、最初リーディングからフィラデルフィアに至る五四哩の鉄道を建設した。しかしその後炭田地帯に通ずる多くの鉄道を買収し、また建設した。しかしこの鉄道は、前社長F・B・ゴーフンの拡大計画の結果としての多額の資本負担と、競争の圧迫によつて苦しんでいた。モルガンはシンジケートを組織し、この鉄道会社の資本構成を改善した。その結果、固定的な資本費用は一八八五年の約一千四〇〇万ドルから約六五〇万ドルに減少した。同時にモルガンは、この鉄道とペンシルヴェニア鉄道との間に平和を確立し、また他の無煙炭地方に通ずる鉄道との間においても協約を締結せしめた。モルガンを頭首とする議決権信託が五年間この会社を統制するために設定され、そしてそれはニューヨークの銀行家をこの鉄道の社長に選任した。(N. S. B. Gras

and H. M. Lerson, *op. cit.*, p. 554.)

一八八八年には、またモルガンの会社はチェサピーク・オハイオ鉄道を更生した、この鉄道は負債および固定的な資本費用の重荷に苦しんでいた。またそれは大西洋岸またはアメリカ中西部とらまく接続されていなかった。モルガンの提案によつて、この会社の更生は、C・H・コスター（モルガンのパートナーで、鉄道についての専門家）を含む委員会に託された。また五年間にわたる議決権信託が、モルガン、ジョン・ブラウン、およびジョージ・ブリスを受託者として設定された。新証券が発行されたが、これは旧証券の買上げ、浮動負債の処理、運転資金の提供、および西部への鉄道拡張資金の供給を行わんがためのものであった。またこのほか株主に対して一定の賦課金 (assessment) が課せられた。リッチモンド・アレグheyニュー鉄道 (Richmond & Allegheny Railroad) の支配が獲得され、これはニューポート・ニュースへの通路を与えた。また新しく西部地区への鉄道建設が着手された。(N. S. B. Gras and H. M. Lerson, *op. cit.*, p. 555.)

しかしモルガンが大規模に鉄道の更生を行ったのは一八九〇年代においてであった。この年代における鉄道の更生は一般に次の如き方式にしたがつた。第一に、鉄道の財政を健全な基礎の上においた。それには固定的な費用を少くし、また株式資本を社債に

モルガンによる産業会社支配の特徴について

比して大にした。第二に、合同によつて鉄道の組織を大いに簡略にした。第三に、モルガンの会社のパートナーが議決権信託の受託者となることによつて、会社更生後もしばらくの間は統制を保持した。議決権信託の期限が終了した後においても、通常モルガンの代表が取締役会に名を列ねた。而して第四に、モルガンは、彼が強力な影響力をもつところの諸鉄道の中核的存在として、共通の利害に基礎をおくところの協同行為を拡大した。

九〇年代におけるモルガンの最初の鉄道更生は、破滅の状態にあつたリッチモンド・ターミナル・システム (Richmond Terminal system) ——リッチモンド・ウェストポイント・ターミナル鉄道を中心として、リッチモンド・ダンヴァイル鉄道、東テネッシー・ヴァージニア・ジョージア鉄道、およびジョージア中部鉄道よりなる組織——を更生して、南部鉄道を設立することであつた。コスターを長とする更生委員会が設けられ、それは、ジョージア中部鉄道を除いて、約六千哩の路線を支配したこの鉄道の復興計画をたてた。旧証券との交換、浮動債務および更生費用の支払、および路線改善のための資金として、株式および社債が売られ、また他、株主に対して殆んど強制的に賦課金が課せられた。但しこの賦課金に対しては、優先株が与えられた。その結果、固定的な費用は直ちに九五〇万ドルから六七八万九千ドルに減少した。モ

モルガンによる産業会社支配の特徴について

ルガンのパートナーである、サミュエル・スベンサーが社長に任ぜられた。またジョージア中部鉄道も加えられ、ここに南部鉄道会社は南部の鉄道中最も強力な鉄道組織となつた。(N. S. B. Gras and H. M. Larson, *op. cit.*, pp. 557-8. E. G. Campbell, *op. cit.*, pp. 149-150.)

つづいてモルガンは九〇年代において、エリー鉄道、リーディング鉄道、北太平洋鉄道の更正を指導し、またバルティモア・オハイオ鉄道とアチスン鉄道の更生に關係した。しかし何れも通常のモルガンの方式にしたがつて復興されたものであり、説明は省略する。

(二) 会社の統合が企てられる場合。

会社更生の場合と同様、これに該当する事例も少くない。それらの中には、一八九二年のゼネラル・エレクトリック会社、一八九八年のフェデラル製鋼会社(後にU・S・製鋼会社の主要な構成会社となつた会社)、一九〇一年のU・S・製鋼会社、一九〇二年の国際商船会社および国際收穫機会社などが含まれる。ゴードンは「銀行家は、……二社以上の会社の合同、あるいは一つの会社による他の会社の買収の先鞭をつける交渉によつてもまた力を獲得する。」「統合または吸収合併の場合は、金融的利害関係者は相當意思形成に参加する。会社を合併し、新証券を発行する条件を、

銀行家が決定するかもしれないし、また、彼らが新会社の長たるべき最高経営担当者ならびに取締役をも選任(または選任に参加)するかもしれない。[註、たとえば、一九〇一年の United States Steel 社の設立の際がさうであり……]と述べらる(前掲邦訳、二〇六一八頁)。ここでは、統合に當つて、何故に有力な投資銀行家の介入が必要とされるかを、国際商船会社(International Mercantile Marine Co.)について説明しよう。

国際商船会社は大西洋航路において一つのトラストを形成せんがために設立された一種の持株会社であり、その主要な傘下会社となつたものは、ホワイト・スター・ライン(White Star Line)、『ドミニオン・ライン(Dominion Line)』、『レーランド・ライン(Leyland Line)』(以上イギリスの船会社)、『アメリカ・ライン(American Line)』、『およびアトランティック・トランスポート・ライン(Atlantic Transport Line)』(以上アメリカ資本系の船会社)の各社であつた。新会社の設立に當つてモルガンは、ファイナンシャーとしてのみならず、またプロモーターとして行動したのであるが、彼とこれらの船会社との間において、大略次の如き協定が結ばれた。

(J. Moody, *op. cit.*, pp. 98-99.)

新会社の株式および社債

新会社は総額一億二千万ドルの株式と五千万ドルのコラター

ラル・トラスト・ボンドを發行できる。

新会社によつて取得さるべき財産

(イ) ホワイト・スター・ラインの全株式、建造中の船舶、その他。
(ロ) ドミニオン・ラインの全株式、建造中の船舶、その他。
(ハ) アメリカ・ラインの株式と資産、および建造中の船舶。
(ニ) アトランティック・トランスポート・ラインの株式と資産、および建造中の船舶。

(ホ) レーランド・ラインの普通株一二〇、〇〇〇株中一一八、四六三株、および優先株一四一、五〇〇株中五八、七〇三株。

財産の評価

(イ) ホワイト・スター・ラインの株式は、一九〇〇年における会社純益の十倍に相当するように評価される。

(ロ) ドミニオン・ラインの株式は、右と大体同様の基準によつて評価される。

(ハ) アメリカ・ラインおよびアトランティック・トランスポート・ラインは、併せて、三四、一五八、〇〇〇ドルと評価される。これは建造中の船舶を含み、またアメリカ・ラインの社債一九、六八〇、〇〇〇ドルを加えている。

(ニ) レーランド・ラインの上記株式は一一、七三六、〇〇〇

ドルと評価される。

支払の方法

(イ) ホワイト・スター・ラインおよびドミニオン・ラインに對しては、建造中の船舶を除き、その全評価額の二五%を現金、七五%を新会社の優先株、および三七・五%を普通株によつて支払う。

(ロ) アメリカ・ライン及びアトランティック・トランスポート・ラインに對しては、新会社の優先株一八、三二四、〇〇〇ドル、および普通株九、一五七、〇〇〇ドルが支払われる外、新造船その他に對して現金一五、六四四、〇〇〇ドルが支払われる。

(ハ) レーランド・ラインの株式に對しては、現金一一、七三六、〇〇〇ドルが支払われる。

シンジケートへの証券売渡

新会社の残余の株式およびコラタール・トラスト・ボンドは、現金五千万ドルで以て、シンジケートに売渡される。但し、そのうち優先株七八万六千ドルおよび普通株六六万四千ドルは、運転資金として会社に寄贈される。したがつてシンジケートは、その提供した用役および現金五千万ドルに對して、上記社債五千万ドル、優先株二五〇万ドル、および普通株二千五〇〇万ドルを受けとる。

モルガンによる産業会社支配の特徴について

さて右の協定にもとづいて、国際商船会社は、これらの会社の株式その他の財産を取得したのであるが、その場合、一部は株式の交換によつて、他は現金を以てそれらの代価に当てた。而して国際商船会社は、そこに必要とされた巨額の資金を調達せんが為に、モルガンを盟主とするシンジケートに社債および株式を発行した。シンダートはこれを引受け、現金五千万ドルを提供した。

金融的側面のみについてみても、国際商船会社は、モルガンの力によつて、はじめてこれらの会社を自己の傘下に統合することができたのである。当初の取締役一三名の中に、モルガンの会社のパートナー三名と、モルガンの支配下にあるイクイタブル生命保険会社の社長の名がみいだされのも、故なしとしないのである。

社會會計と企業部門

能 勢 信 子

目 次

- 一、企業部門の価値計算における問題の処在
- 二、ブレイによる社会会計企業部門の構想
- 三、ブレイ方式の特徴と欠陥
- 四、問題説明に対するケインズ経済学の意義
- 五、企業部門の価値計算の方向
- 六、結 び

小論は、F・S・ブレイの所説の分析を介して社会会計における企業部門の価値計算が何を志向すべきであるかを検討するものである。

一、企業部門の価値計算における問題の処在

社会会計における「企業部門^(註1)」が、「企業者決意」を担う限りで一切の会計主体を総括し、いわば一国の「企業の総計」である

にもかかわらず、企業部門の価値計算そのものは、部門のエLEMENTをなす・企業の価値計算、即ち「社会会計の数値の総計」を以て満足し得ないものであることは、近年漸く認識せられつつある。企業部門の価値計算が、企業会計とは異なる独自の会計的接近を要する理由は、企業会計と企業部門の社会会計とが、対象の相異、及び観点の相異という、二重の意味で異なるデイメンションにおかれていることにある。即ち、第一に、両者の認識対象が夫々個別資本及び社会的総資本の運動の成果である企業所得、企業部門所得であることに両者を同一原理で扱ひ得ない理由^(註2)がある。蓋し個別資本の運動成果である企業所得を計算する場合には、他の個別資本との間の取引を介する生産的労働・不生産的労働の補填の問題を提供する必要はなく単に個別資本の運動過程で発生した企業附加価値の計算を以て足りるが、社会的総資本の運動成果

社会会計と企業部門

である企業部門総所得を計算する場合には、前者に於て前提せられた・企業附加価値発生の物質的条件となる・生産的労働・生産的労働の相互補填の問題を解決しなければならぬ^(註3)。かくて社会的総資本を構成する企業群を夫々生産的、資本、不生産的資本不生産的資本に統合し、^(註4)之等の組合せから国民的附加価値の「創造」「移転」の關係を表示することが、社会の総資本の、従つて企業部門の所得計算にとつて不可欠となる。他方、社会的総資本は個別諸資本の総和である。故に、企業会計が単独の個別資本の動きを追及するに比して、社会会計企業部門は国民経済における企業全体の動きを把握せねばならない。以上から明かな様に企業部門の会計は、^{コンソリデーション}総計である反面組合せの表現を必要とする。

第二に、企業会計と企業部門の社会会計とは観点を異にする。企業会計は、資本の運動の計数的把握に於て、抛出貨幣資本視點に立ち、制度的、実践的観點に大きく左右せられるに比して、社会会計は、^{エコノミック・ミニマング}経済分析上経済学的意味のある数値の追求のみに関心をもつもので、企業会計の当面している制度的、実践的観點からフリーである。

以上の対象と観點の相異は当然企業部門の価値計算に企業会計と異なる方法的特徴を与える。即ち、第一に、取引の測定は、経済取引をその実質価値通りに市場価格で評価する事が基準とされ、

市場価格がない取引に対しては「帰属計算」を必要とするということである。第二に、取引が分類される勘定は、企業会計の様式に従うことを要せず、経済活動を具体的に示し得る様に自由に設計することができ、又その必要があるということである。第三に、企業会計においては、それが単独の資本を対象とする所からその必要を見ないのであるが、企業部門の会計に於ては、個別資本の総計としての企業部門の統合勘定と、社会的総資本内部の組合せ——取引連関を典型的に示し得る様な、サブセクターの各勘定群が必要となる。サブセクターの設定は、企業統合の原理（企業部門から見れば部門分割原理）に従つて行われる。

近時企業部門に特徴的な会計的接近についての認識はブレイ、ゴルドスマス等によつて分析の緒についたものであるが、彼等の試みほどの程度に有意義なものであるかは、企業会計と企業部門の会計のデイメンションの相異をどれだけ正確に認識し、そしてそれを会計的接近の用具である勘定設計、部門鑑定、評価方法等に反映しているにかかるといふものである。

以下においてブレイの所説を分析し、その試みの当否を検討するものである。

(註1) 社会会計における企業部門とは、費用以下でなく、財貨用役を提供する所の会計主体、即ち全ての企業、組合、機関をいい、株式会社及び株式会社以外

の私企業、協同組合、官公營事業の外に、貸貨料を稼得する理由から、家屋、土地所有者を含む。この定義は、

R. Stone: Standardized System of National Accounting による。なお、Stone: Functions and Criteria of Social Accounting では「企業者決意」を指し限りの全会計主体と定義されている。

(註2) ここで問題とする社会的総資本とは、Marx の資本論三巻におけるよりも、より一層具体的現実的な概念で、生産的資本、不生産的資本中の流通費用部門のみならず、不生産的資本中の消費費用部門一般を含み、したがって国民経済に存在する一切の企業全体に相応し、個々の企業は、ここにいう社会的総資本の部分である個別資本に相応する。

(註2) ここで問題とする生産的労働(従つてその物的対象化である生産的資本)及び不生産的労働(同じく不生産的資本)は、云うまでもなく価値・使用価値を作出するかいなかを基準とする社会的な意味での区分である。剰余価値を取得せしめるか否か即ち、個別資本にとつて生産的であるかどうかを問うのではない。

この定義として、Marx “Theorien über den Mehrwert” 剰余価値学説史、長州二訳 附論「生産的労働の概念」又、Koziolek, H. “Zur marxistisch-leninistischen Theorie der National-Einkommen.” Platzger, A. “Вопросы теории национального дохода капиталистического общества.” 「マルクス・レーニン主義国民所得論」井上、豊川訳

(註4) 生産的資本に属する企業とは、農林水産、鉱工業、及び交通通信業中「資本」によつて購入される部分を、不生産的資本に属する企業とは、金融、商業、サービス業一般、研究機関、及び交通・通信業中「収入」によつて購入される部分を云う。なお前註参照

社会会計と企業部門

二、ブレイによる社会会計企業部門の構想

現在、企業部門の社会会計と企業会計の相異を分析し、両者の調正を図る試みは、ストック分析の面ではゴールドスマス(註1)によつて、フロー分析の面ではブレイ(註2)、ラッゲルス等(註3)によつて行われつつある。彼等は先づ企業会計と企業部門の社会会計の観点の相異を強調し、企業会計と経済会計の相異は後者の附加価値公準と資本消費に関する時価主義基準にありとするのであるが、この際、彼等に共通する点は、経済計算を近代経済学の所得及び資本の定義に拠る価値計算と解していることである。次に、両者の対象の相異については、セクター及びサブセクターの設定基準をストーン(註4)のワーキングシステムの部門分割におき、之を踏襲していることである。以下、視野をブレイのフロー分析に限定してその特徴を析出して見よう。

先づ社会会計企業部門のための取引評価原理として、ブレイが掲げる基準は次の如くである。

一、附加価値生産基準による収益支出の計算。

この理由として、ブレイは実質経済活動によつて生じる所得は、附加価値生産基準によつて、即ち附加価値生産における生産物、投入物の対応によつて計算さるべきで、企業会計の如く販売を収

支の驗定基準になすべきではないことを述べている。^(註5)

但しここに注意するべきは、彼の云う附加価値とはあくまで企業
業の「販売額」と対比される企業の「附加価値」であつて、ここ
で企業附加価値の源泉についての区別、即ち、それが生産的労働
により創造される「国民的附加価値」の一部であるか、不生産的
労働により提供される用役の純給付額であるかを区別しては居な
いことである。

二、時価基準による費用の計測

之の理由としてブレイは、実物資本消費の計上は「実物資本維
持」^{メンテナンス}を図る上で、企業会計の如き回顧的方法をとらないことが社
会会計の費用評価原則であると考へている。即ち、彼は、社会会
計企業部門での減価償却は、企業会計が貨幣公準に立つて取得原
価の年度配分を行う回顧的方法をとるのに比してカレントコスト
による固定資産の生産的消費という、より将来展望的方法がとら
れねばならないと述べ、この欠点が棚卸資産にも一貫して用いら
れねばならぬことを主張する。ここにおいて、ブレイが貨幣価値
変動による費用の名目的過小（大）を徹底的に回避すること、即
ち取得原価主義から全く脱却する所得計算を社会会計の一特徴と
彼が考へて居ることが看取される。

三、企業会計における保守主義の否定

ブレイは、費用面での低価主義、収益面での販売基準、現金主
義に見られる企業会計の保守主義は、社会会計の価値計算とは対
立するものであること、社会会計の経済計算は政策的顧慮を排し
た合理的、一義的方法であるべきことを主張する。^(註7)

四、帰属計算の導入

経済取引が發生して居り乍ら、之が實際取引として登場しない
場合、企業会計実践では市場価格による対価の表示を行わない場
合がある。

交換妥当原則を拡張的に解釈する社会会計では通常かかる経済
行為をも取引の形で表現しうるものと考え、之等を推計帰属する
ことが行われる。

ブレイが企業会計実践において計量せられず企業部門の社会会
計において帰属計算がなされねばならないとして掲げる帰属項目
は、イ、自己資本利子の計上、ロ、被用者負担生産手段及び被用
者への現物給与の市価計上、ハ、自家消費の市価計上、ニ、銀行
保険業者の提供する用役の計上である。^(註8)

實質経済活動のうち、企業会計的な、前払費用回収視点に立つ
取引評価方法によつては計量されない部分を認識しようとする意
図は経済計算として当然の要求であり、これには疑いの余地はな
い。但し、ここで掲げたブレイの帰属項目から、我々は、實質経

社会会計と企業部門

生産勘定		生産勘定	
A 労働		D 生産	
1. 生産的労働	×	1. 財貨用役売上	×
2. 補助的労働	×	2. [減]変動的財貨	×
3. 販売的労働	×	用役購入	×
4. 管理的労働	—	△E 棚卸資産形成	×
	—	F [減]固定的財貨用役購入	×
B 資本			
1. 地代・家賃	×		
2. 減価償却費	×		
3. 実物資産に対する利子	×		
C 生産余剰	×		
	×	粗附加価値総計	×
	配分	勘定	
G 借入金利子	×	C 生産余剰	×
H 所得・移転	×	B 実物資産に対する利子	×
1. 直接税金	×		
2. 配当金	×		
I 留保所得	×		
	滞留	勘定	
△J 固定資産形成	×	I 留保所得	×
△E 棚卸資産形成	×	B ₂ 減価償却費	×
△K 実物資産再評価調整	×	△Q 資本価値調整	×
△L 繰延支出増(減)	×	△S 繰延債務増(減)	×
△M 貸付	×	△T 新規資本	×
△N 財務的投資純増(減)額	×		
△O 短期債権増(減)	×		
△P 貨幣残高増(減)	×		
	×		

し更に之を基軸として勘定化されたものである。先ず生産勘定は三つの勘定体系は、何れもケインズ恒等式を「会計恒等式」化し更に之を基軸として勘定化されたものである。次に、ブレイの考える企業部門の勘定体系は左表の如くである。(註9)法が近代経済学的な国民所得の評価を不正確にする部分に対してのみ行われているものである。次に、ブレイの考える企業部門の勘定体系は左表の如くである。(註9)法が近代経済学的な国民所得の評価を不正確にする部分に対してのみ行われているものである。

貸借対照表

T 長期債務—借入		J. K. B 実物資産—固定資産—	
T 期 首	×	J 期 首	×
△T 当期	×	△J 期 首	×
R 繰延債務			
R 期 首	×	△K ₁ 評価調整額	×
△R 当期	×	B ₂ 減価償却額	×
Q. S. I 資本		E. K 実物資産—棚卸資産—	
S 期 首	×	E 期 首	×
△S 新規	×	△K ₂ 評価調整	×
	×	△E 形成	×
△Q 評価調整	×	L 繰延支出	×
I 留保所得	×	L 期 首	×
		△L 増(減)	×
		M 長期債権—貸付—	
		M 期 首	×
		△M 当期	×
		N 長期財務的投資	
		N 期 首	×
		△N 当期	×
		O 短期財務的投資	
		O 期 首	×
		△O 当期	×
		P 貨幣残高	
		P 期 首	×
		△P 当期	×

企業附加価値を計上する勘定であり、生産・投入連関の対応において企業附加価値を計上表示する点に、ブレイは企業会計からの決定的相異があるとしている。即ち、借方に、投入額と生産余剰が、貸方に当期の販売額と棚卸資産純形成額が掲げられ、又投入額の二大範疇として労働用役、資本用役をあげ、夫々生産的労働、補助的労働、販売的労働、管理的労働、地代・家賃、減価償却費、実物資産に対する利子に細分している。次に配分勘定は所得から

社会会計と企業部門

の配分である配当、税金を示し、残余である企業貯蓄——留保所得を計上する。次に滞留勘定は、企業元本に変動を生ぜしめる一切の取引を収録して居り、企業貯蓄が用いられる用途——投資を示し、元本の期間的変動を測定する。ブレイは、経済活動を動態的に示すには、コンヴェンショナルな企業損益計算書、企業貸借対照表では困難であり、そのためには所得循環に対するケインズ恒等式をエコノミックデザインとする「フロー」、「セミフロー」の勘定と従来のストックの勘定である貸借対照表を作る必要があると考えるのである。企業会計における損益計算書営業区分及び同非営業区分は何れも上記の生産勘定、配分勘定に対応し、「フローの勘定」群に相応するが「(註12)セミ・フローの勘定」とブレイが考える滞留勘定は、企業会計には全く存在しなかつたもので、投資・貯蓄の関連が、ケインズの戦略的変数であるところから企業部門勘定体系の「カテゴリー枢要となる勘定」として新に導入されたものである。貸借対照表については、このストックの勘定としての性格は、企業会計のそれと対応するが、評価、表示形式において相異なる。以上の勘定体系が、企業部門の社会会計に必要な、即ち、個別資本及び社会的総資本の活動及び状態を示す上で不可欠なものであるとブレイは解している。

さきの原則により評価された企業取引は、以上の勘定に展示さ

れる。ここまでは企業部門の社会会計のエレメントである企業の社会勘定の作成方法を示す。次に之を結合及び統合する基準を見よう。ブレイの個別資本統合及び結合の基準は、それ自身オリヂナルなものではなくストーンシステム(註13)に従っていることは已に述べたところである。ストーンの国民経済に対する部門分割は、国民経済を構成する会計主体の「決意の異質性」を基準として行うもので、(註14)企業者決意を担う限りで会計主体を統合した「企業部門」統制決意を担う限りで会計主体を統合した「政府部門」消費者決意を担う限りで主体を統合した「家計部門」を基本的部門と考える。かくて企業部門には、販売目的のために財貨及び用得を生産する一切の企業及び機関(註15)が含まれることになるが、この企業部門自体の分割については、(一)一九四七年に発表されたワーキングシステムで行つた生産企業群、金融機関群、保険機関群の大分類及び更に小分類として、生産企業群が企業と個人家屋所有者に、金融機関群を銀行とそれ以外の金融策に、保険機関を保険会社、個人年金基金、社会保障基金に分けられ、又、(二)「国民所得会計と投入産出分析の関連」(註16)の中で暗示した第一次産業、第二次産業、第三次産業への分割が挙げられるであろう。ブレイの「社会会計と国民経済における企業部門」はサブセクターの設定を(一)のストーンシステムに仰いでいる。之に見られる様にストーン及びブ

レイの企業部門および企業部門のサブセクターの設定原理は、何れも総資本に包摂される国民経済の諸部門の経済的機能の異質性にもとづく理論的な分類というよりは、寧ろ常識的に会計主体の立つ制度的異質性^(註1)を基準としていることが注意されねばならない。

かくて、レイの取引評価原則によつて評価される取引が、先の四つの勘定体系に表示され、之が更に今のサブセクターに統合せられるとサブセクター勘定体系がつくられ、更にこのサブセクターの勘定体系を最終的に統合すると統合企業部門勘定体系がつけられるのである。

所で統合の過程において、統合原理が働くこと、即ち同一勘定同一セクターの取引は相殺されることから、サブセクター勘定体系に於ては、レイの掲げるサブセクター間の取引及び勘定相互間の内部取引以外は、企業相互の取引連関は統合消去せられて了う。同様に、企業部門統合勘定に於いては、企業部門内部の取引連関としては、企業部門統合勘定の間の取引の外は消去せられる。だから、サブセクター勘定体系によつて示される企業部門内部の諸資本相互の取引連関は、四九年の論文での部門分割による場合、生産企業群対金融機関群対保険機関群の取引、又産業別分割による場合、第一次産業部門対第二次産業部門対第三次部門の取引に集約して示される事になる。他方統合企業部門勘定体系では夫々

社会会計と企業部門

政府及び家計との取引が「外部取引」として表示され、企業部門各統合勘定の間の取引のみが「内部取引」となる。かかる勘定群が、レイの、又現在の社会会計で行われている所の、企業部門のワーキングシステムに外ならない。

(註1) Goldsmith, R. W. "Measuring National Wealth in the System of Social Accounting".

(註2) Bray, F. S. "Social Accounts & the Business Enterprise Sector of National Economy." Bray, "Accounting Mission." Bray, "Four Essays in the Accounting Theory".

(註3) Ruggles, R. "National Income and Income Analysis".

(註4) Goldsmith, *ibid.*

(註5) 販売を収支の勘定基準にすることは企業会計に於ては一般的である。

例として Paton-Lintleton, "Introduction to the Corporate Accounting Standards." 「社会会計基準序説」中島省吾訳

(註6) Bray, "Social Accounts" 及び "Four Essays".

(註7) Bray, "Social Accounts".

(註8) Bray, "Social Accounts". 銀行用役に対して帰属計算を行わんとする趣旨は、銀行に預金を預ける企業又は家計が、銀行自身の受取る貸付利子に等しい額を一応受取り改めて銀行からの利子と預金利子との差額に等しい金額で以て銀行用役(信託、保証等)を購入するものであると仮定する現在の社会会計の立場から来ている。この計算によつて、全体としての企業部門では企業と銀行の間の取引は相殺されるが、家計部門と銀行部門は統合されないからこの額だけ国民生産物を高く計量せしめることとなる。保険用役に対する計算も同様である。詳しくは Yrjana, D. B. "National Income Originating in Financial Intermediaries."

社会会計と企業部門

(註9) この勘定体系では、間接税、補助金等の政府との間の移転取引、及び受入利子、受入配当の如き副次収入が脱落している。

(註10) プレイの生産的労働は、企業の生産に主たる役割を果す労働用役の意味で用いられており、勿論マルクスの定義する生産的労働の意味ではない。

(註11) 実物資産利子は、企業の生産に使用される一切の資産に対する利子即ち借入資本利子と自己資本利子の合計である。後者は通常企業会計では計算されないのでプレイは之を帰属計算する必要があるとしている。

(註12) 企業のためにこの勘定体系を利用する場合には、配分勘定を所得勘定と配分勘定に更に分解される。このデザインとして Bay, "Four Essays", p. 43 及び p. 58 参照

(註13) Stone, R. "Definition and Measurement of the National Income and Related Totals", Appendix on "Measurement of National Income and the Construction of Social Accounts", pp. 44-53.

(註14) Stone, "Functions" ibid.

(註15) 前節註1参照

(註16) "The Relation between Input-Output Analysis and National Accounting", in "Input-Output Relations"

(註17) 主体の経済的機能の異質性を基準とする部門分割を functional division と同じく制度的異質性を基準とする分割を institutional division とす。Ohlsson, "On National Accounting", p. 23-25. 参照

三、プレイ方式の特徴と欠陥

前節において展開されたプレイの企業部門価値計算の特徴と意義はいかなるものであるか。

先ず、プレイが企業会計と企業部門の会計の観点の相異を意識

し取引評価の基準及び勘定設計を行つたことを吟味する。

社会会計による企業部門の計算が、企業会計のそれと同一のものであつてはならないことは両者の観点の相異から明かである。

何故ならば、社会会計が正確且つ合理的な所得計算技術が必要とするに對して、現在の企業会計が所得計算技術として完全なものではなく、之が夙に会計学者自身によつて指摘せられて居ることから、この点からするも両者を同一平面に置くことが出来ないからである。取引の評価基準及び勘定の標準を、経済計算の立場から指定すること自身は、プレイも云う様に「計算の水平的統一性並びに垂直的統一性を保つ上で必要な作業」であつて、その限りに於て企業部門会計と企業会計の観点の相異を指摘するプレイの意図は意味があると云える。このことは、例えば取引の評価において、貨幣公準に對して実物的公準を主張すること、或は保守主義の否定、評価の一貫性の主張にみられる様な、所得計算上の合理化について云える。所で、前節で示した様に、企業会計と異なる観点に立つものとした経済計算は、その根拠を近代経済学的な価値観に仰いでおり、従つてプレイの取引基準としての附価値は、

財貨に限らず用役を含めた・企業の・一切の産出高から実物資本維持のための填補金額を控除した額であり、その限り、企業の立場からする附加価値であつて、国民的附加価値の部分としての附

加価値ではない。又、帰属計算も、ブレイの帰属項目から推して、実質費用・実質収益の確定を行う程度に限られており、支払労働と不払労働を意識し之が測定を意図する様なものでなく、況や生産的労働と有用労働の区別を意識するものではなく、近代経済学の価値観の範囲^(註3)を出るものではない。ブレイの経済計算は近代経済学の所得及び富の費消の基準と軌を一にして居り、かくて彼の企業部門の価値計算は、近代経済学の所得分析に耐え得る様に、そしてその限りにおいてのみ企業会計の数值を修正、推計するものであるといつて良い。近代経済学の定義における生産国民所得は、生産的労働による物的財貨と不生産的労働による用役を區別せず両者の産出額合計から国民資本の消費額を控除した額A-Uであるから、ブレイの修正企業附加価値の総計に一致する。故に、何れの企業附加価値をとつても無差別に企業部門総附加価値のエレメントとしての資格をもち、両者の相異はいわば量の次元の相異にすぎず質的に異なるものではないと解せられている。

事実、前節で示した勘定体系から、ケインズの所得循環図式をひき出すのは容易である。例えば、企業部門統合生産勘定から、企業部門粗附加価値が得られるが、之から同勘定の企業部門減価償却費を控除した額は、ケインズの云う「総供給価格」に等しい。又、企業の生産勘定貸方の、変動的財貨用役購入額と同じく固定

社会会計と企業部門

的財貨用役購入額の合計はケインズの A_1 に等しいものであるが、之が企業部門への統合過程で消去され、統合生産勘定には計上されないことも、巨視的所得分析であるケインズ理論の特徴を勘定形式の上で示していると云えるのである。なお企業部門統合滞留勘定の資産形成額はケインズの戦略的変数である投資を示す。この様に、ブレイの統合勘定体系を資料としてケインジアンのプロット分析は容易に行い得る。

所で、ブレイの主たる功績である経済計算の観点は、現在の企業会計と多少の開きはあるとはいへ、本来、企業の所得計算そのものと決して矛盾するものではない。企業の立場で附加価値を出る丈リアルに計り、エコノミックデザインによる勘定体系で表示すること自体は、個別資本の視点から少しも背離するものではないからである。現に、ブレイ自身の最近の傾向である。社会会計的方法の企業会計への導入の主張は之を自ら証明するものであるし、又実物公準については彼のみならずC・O・メイ等^(註6)も現在の企業会計の向うべき方向として説くところである。他方、ストーン及びブレイのワーキングシステムに於て、統合企業部門の内部取引連関を示すサブセクターが設定せられ、之等が企業部門総附加価値(ケインズの総供給価格)に集計せられる以前の A_1 の循環を示すものであり、その限り、巨視的所得分析の欠陥を除こ

うとするいわば「多部門化」の試みであることは確かである。但し、このサブセクターの設定は制度的異質性に従つて行われて居り、このサブセクターの取引連関からは対象である社会的総資本の所得計算に必要な資本の組合せを知ることは不可能である。社会的総資本の所得計算に必要なサブセクター資本の組合せは、総所得の生産に於て異なる経済機能をもつた資本の組合せであらねばならず、当該サブセクター間の M_1 は全体としての企業部門総所得の生産に機能上不可欠な取引でなければならぬのであるが、これは彼等のサブセクター設定方式から認めることが出来ないものである。このことはブレイが社会的総資本と個別資本という夫々の対象の異質性を正当に認識して居ないことを示唆する。

かくて企業部門の価値計算に対するブレイの問題処理の方式は以上の、企業部門社会会計の観点と対象に対する彼の解決から見て、企業の価値計算、即ち個別資本の視点の限界を越えて居らず、又、社会的総資本の分割問題を経済的意味において提起してないものであることが理解される。企業部門即ち、社会的総資本の価値計算にとつて、かかる個別資本の視点の限界を越えない態度が、当面の計算目的を十分に果し得ない理由を、以下にもう少し立ちいつて追及して見よう。

社会的総資本(註7)の分身である n 個の各個別資本——企業 a 、 b 、

c 、…… n は、社会的分業の一環を受持ち、各自各種の生産物、用役を産出する一方、夫々の企業活動の成果として一定の企業附加価値を産出し、総利潤の部分である平均利潤（独占資本の場合には独占利潤）を一様に取得する。各個別資本が一様に企業附加価値を産出すること、かくて企業別潤を取得することは、それが供給する附加価値の素材的価格が何であるかには関係がない。併し、かように何れの個別資本も自らの附加価値を産出し得るといふことは、社会的総資本内部の流通——取引連関——によつて、附加価値産出の物質的条件が得られるからに外ならない。

所で、社会的総資本の中には、その産出物が直接、再生産に必要であり従つてその存在が直接、附加価値の生産、再生産の遂行を保証する個別資本と、その産出物が直接再生産に役立たずために流通を介して再生産に必要な諸産出物を他から投入せねばならない個別資本が夫々多数存在する。今前者に属する個別資本が a 、…… k 、後者に属する個別資本が l 、…… n であるとすれば、 n 個の個別資本はかように二分せられる。

前者を、マルクスの定義に従つて生産的資本、後者を同じく不生産資本(註8)と名付ける。生産的資本が「生産的」の名を冠せられ、社会的総資本の再生産を保証する部門である所以は、当該資本が物的諸財貨即ち商品としての諸使用価値を産出し、商品としての

諸使用価値のみが、あらゆる資本の生産過程に於て、物質的支出（素材）の内容たり得（生産手段としての機能）或は生産に不可欠である人間労働力の生産・再生産を保証する消費物資たり得（消費手段即ち労働力の使用価値形態としての機能）るからである、不生産的資本が之に比して「不生産的」たる所以は、その産出に際して生産的資本の供給する使用価値としての商品が必要とするにも拘らず、それ自体自己及び他の資本の物質的生産・再生産に直接役立たず、かくて他の資本の再生産のための投入物となり得ないからである。不生産的資本は、生産的資本から使用価値としての商品を取得することによつてのみ用役の産出を、即ち不生産的資本の附加価値を産出することが出来る。かくて、生産的資本が附加価値生産において自立的な位置にあるに比して、不生産的資本の企業附加価値作出の条件——従つて又、資本の形態変換の条件は、生産的資本が存続し、之との取引を介する社会的連絡が存在することに外ならない。

詳しくは、生産的資本は不変資本の補填及び拡用の商品を生産する「生産財生産部門」労働者及び資本家の個人的消費用の商品を生産する「消費財生産部門」から成り、之等兩者の組合せ比率が生産的資本の、従つて又不生産的資本の成長率を決定する。生産的資本によつて生産される全商品の総計が社会的生産物であり、之から不変資本補填部分を控除した額が国民的附加価値である。不生産的資本は詳しくは「流通費用部門」即ち「生産的資本」によつてその商品流通上の、

社会会計と企業部門

又は金融上の用役を買われ、後者から国民的附加価値の一部を譲渡される部門と、以上の部門より派生する、即ち以上の部門に包摂される人々の「所得」によつて消費的サーヴィスを買われ、その売上代金を以て生産的資本の商品を購入する「消費費用部門」^(註11)が存在する。以上の生産的資本、不生産的資本の、夫々内部のまた相互の取引連関は、全体としての社会的総資本の再生産の条件である。

要するに、社会的総資本は、生産資本を主体に、不生産的資本がそれに依拠して兩者の一定の組合せ——取引連関によつて存立することが出来る。

所で、個別資本の附加価値を個別資本の立場から計算するとき、それぞれの個別資本自身にとつての附加価値産出の条件、即ち社会的総資本の再生産構造—— $a \cdots \cdots k$ の資本と $l \cdots \cdots n$ の資本の組合せ、詳しくは $a \cdots \cdots b$ の資本対 $g \cdots \cdots h$ の資本、 $a \cdots \cdots k$ の資本対 m の資本、 $l \cdots \cdots m$ の資本対 n の資本の組合せを前提するだけで之を価値計算の内容にいれる必要はなく、単に夫々の産出物——収益と投入物——費用の対応を厳密に行うことのみで十分であるが、社会的総資本の総附加価値の立場から個別資本の附加価値を計算する時には社会的総附加価値の産出はどの様にして保証され、従つて個々の個別資本の附加価値が稼得され得たかという、附加価値産出の社会的条件を問題としなければならない。何となれば社会的総資本は、必ずそのワック内において、この中で各個別資本が自立的に附加価値を生産出来る上記諸条件を設定していな

ければならないからである。社会的総資本の内部の組合せ、即ち a から k までの個別資本と、 l から n までの個別資本の一定の比率はそれに対応して一定の総附加価値の産出を、したがって、各個別資本の生産する企業附加価値の産出を条件づける。この比率が変化すれば、社会的総資本の総附加価値の、従つて又各個別資本の企業附加価値が変化を蒙る。これが社会的総資本の論理である。

かくて、企業の取引は、之を企業—個別資本—の視点から見れば、他の企業との接触において財産の増減、収益・費用、損益を発生せしめる活動に外ならないが、社会的総資本の視点からすれば、国民的附加価値の創造のために、又、用役生産上国民的附加価値を投入するために、個別資本と他の個別資本を連絡する活動である。同様に、附加価値とは企業視点からすれば、企業の売上と費消された企業の物的資本の差額に外ならないが、社会的総資本の視点に立てば、生産的資本に属する企業においては当該企業が生産した国民的附価値から不生産的資本への移額及び当該部門の不生産的勞修者への支払を控除した額であり、不生産的資本に属する企業においては当該資本に属する企業によつて生産的資本から取得した国民的附加価値額であることが明かである。この様な取引及び附加価値の二面性は、各勘定が表示する内容についても指摘しうる。即ち、生産勘定は、個別資本の視点に立つ時、企

業附加価値の生産を示す勘定に外ならないが、社会的視点に立つ時、生産的資本に属する企業においては国民的附加価値の生産及び企業附加価値への転形過程を表示する勘定であり、不生産的資本に属する企業においては国民的附加価値の投入による企業附加価値の産出過程を表示する勘定であるはずである。配分勘定は個別資本視点に立てば企業附加価値の企業所得への転化、配分、企業貯蓄を表示する勘定であるが、社会的総資本の視点に立てば企業附加価値の配分、移転及び之を介する国民的附加価値の留保額の確定を示すものとなる。同様に滞留勘定は、個別資本視点に立てば、企業元本の期間的変動を示す勘定であるが、社会的資本の視点に立てば、それは生産的資本に属する、即ち国民的附加価値を生産する企業においては、国民的附加価値の貯蓄・投資即ち生産的資本の拡大再生産の動向を、不生産的資本に属する企業においては自ら生産しない国民的附加価値の貯蓄投資即ち不生産的資本の拡大化を表示する勘定となる。以上の観点を顧慮する時、先に整理したブレイの所説、即ち彼の取引に対する附加価値公準及び勘定の定義が、何れもその二面的性格に立ち入ることなく、ただ個別資本の観点の範囲を越えることなく、一面的な経済計算を唱導していること、かくて、対象である社会的総資本の運動の計算は、個別資本の経済計算の集合としての性格しか持ち得ない

ものであることが理解される。

(註1) この最も著しく現れるは、“Changing Concept of Business Income” by

Study Group, A. I. A. 「企業利益の研究」渡辺進 上村久雄共訳に見られる。

(註2) Bray, “The Measurement of Profit”, p.

(註3) 効用を齎すすべての経済財はそれが生産的労働によるか、有用労働によるかの区別なく、即ち、物的生産物であるか用役であるかに関係なく、全て国民生産物を形成すると解し、又、賃金に対する限界生産力説をとる価値観。

(註4) Keynes, J. M. “The General Theory of Employment, Interest and Money”, 1936. 塩野谷九十九訳「雇用、利子及び貨幣の一般理論」三〇頁

(註5) 他の企業から企業が購入する完成産出物、ケインズ、上掲書 第六章参照

(註9) “Changing Concept” におけるメイの意見参照、又、May, G. O. “Business Income and Price Levels—An Accounting Study”

(註7) 以仁Marx, K. “Das Kapital”, Bd. III. n. Bd. II 「資本論」長谷部文雄訳、第二巻第三編、第三巻第二編、パリンツェフ上掲書参照。

(註8) 第一節註3、註4参照

(註9) マルクス主義的国民所得の定義によれば、一国の社会的生産物のうちから不変資本填補部分とを控除した額即ち、消費財プラス不変資本拡張部分が、国民的附加価値と解される。

(註10) 資本制商品生産では価値形態の交替即ち商品流通費用及び、金融資本の自立化により利子及び金融信用組織の費用が、産業資本から流通費用部門即ち商業資本、金融資本に支払われる。

(註11) 「消費費用部門」と「流通費用部門」は同じく不生産的資本であるが前者は収入即ち所得から後者は資本から買われる所に決定的差異がある。「消費費用部門」の附加価値は派生所得に外ならない。

(註12) 但し $a \dots b$ までの資本、 $g \dots h$ までの資本を夫々生産財生産部門及び消費財生産部門、 l, m の資本、 n の資本を夫々流通費用部門、消費費用部門

社会会計と企業部門

とする。

四、問題解明に対するケインズ経済学の意義

前節で示した様に、ブレイの行う価値計算は、個別資本の立場を貫き、その限り現在の企業の観点とすらも矛盾しないものであるが一方之は社会的総資本の立場からすれば、社会的総資本に固有の問題の提起される必然性を全く消去せしめるものである。この原因は、ブレイが立論の根拠を近代経済学の附加価値の定義に求めたことにある。次に我々はケインズの総供給価格——企業附加価値の定義と^(註1)ケインジアン部門分割原理（又は企業結合の原理）を検討し、之等が企業部門の価値計算の原理たり得ない理由につき一言する。先ず、ケインズは、任意の企業それが何を産出するかを問わない）の附加価値を、抽象計算の面では当該企業の産出高から使用者費用を正確に控除した額に等しいものとし、具体的内容の面では、産出高中、他の企業への売上高を A_1 控除した部分——消費売上と、 A_1 から自己の生産に要費した使用者費用を控除した部分投資売上とに等しいものとする一方、全体としての企業の総附加価値については、企業の附加価値の統合によつて計上されるものとする。全体としての企業の総附加価値の具体的内容たる「全体としての産出高」の構成は $MA - \Sigma A_1$ 及び $MA - \Sigma U$

であつて、之は夫々一國総支出の内容である消費支出、投資支出と対応している。所で、消費支出、投資支出は、国民的附加価値をその再配分部分と共に計上した・ケインズの国民所得からの支出額であつて、国民的附加価値の生産に必然的に生じる支出——生産財生産部門及び消費財部門の生産財生産部門に対する補填並びに蓄積需要・生産的労働者による消費財生産部門に対する消費需要——以外に、国民的附加価値の配分の結果生じる支出——生産的労働者及び生産的資本による流通費用、消費費用への支出、この支出の結果可能となる不生産的資本の存在のための、生産財生産部門に対する支出、ならびに不生産的資本に包摂される不生産的資本家及び不生産的労働者の消費財生産部門に対する支出、不生産的資本相互の支出を全部無差別に統合計上するものである。かかる総支出——有効需要に対応する概念が、「全体としての」企業の総附加価値に外ならず、之は国民的附加価値とデイメンションを異にするものであることは明かである。他方、総附加価値の単純な「部分」が企業の附加価値であつて、両者は量的相異としてのみ異なるものと把握される。故に、社会的総資本は、ケインズにおいては単に個別資本の精密な総計概念であるに留り、かくて社会的総資本の再生産において占める各個別資本の特殊の機能は見失はれ、その限り総資本内部で果さるべき個別資本相互の、社

会的連絡の問題が、従つて又、その反面である国民的附加価値の生産、移転、再処分の問題が提起される必然性は存在しないのである。このことは、ケインズ的アプローチが、資本の生産構造を軸とせず、流通主義的所得分析を行うこと(註2)から当然理解せられる。所で、ブレイがこのケインズ的な所得循環を根拠としていることは、彼の価値計算が社会的総資本の再生産構造の分析に耐え得ないものであることを物語る。

他方、ストーンによつて社会会計に導入された多部門化(註3)の問題はケインズ的な国民所得が正に巨視的な集計概念であり、かかる数値を発生せしめた諸資本の組合せに環元して、その取引連関において当該数値の形成過程を分析することが、ケインズ理論脱出の方向と解されたことに倣(註4)うものである。ブレイのサブセクターが、ストーンの制定に従うものであることは已に述べた。所で、企業部門のサブセクターは、個別資本の視点に立つかぎり提出しうるものではなく $\Sigma A - \Sigma A'$ 、 $\Sigma A - \Sigma U$ の生産、再生産における資本相互の依存性から問題を追及しないで単に資本間の收支構造を細分することに留まる。故に、ケインジアンセクターアナリシスにおける流通構造層化の原理は、収益・費用構造の技術的異質性に着目する・数十の多部門分割とするか、又は会計主体の制度的異質性に依るか何れかの方式をとらざるを得ない。何れに立

つも、社会的総資本の再生産における各資本の特殊の位置を基準として分割を行っていないことは、ケインジアンセクターアナリシスの共通点である。已に述べた様に、ストーンは制度的分割を以て貫き、国民経済全体については企業、政府、家計の三部門に、企業については更に銀行、保険生産企業群の如くに分割し、プレイもこの方式を踏襲している(註6)のであるが、之によつて示される部門間の取引連関が一国総資本の総附加価値の生産構造の——換言すれば一国生産力の指標たり得ないことは明白である。金融企業群、保険企業群、生産企業群の取引連関は、国民的附加価値の分配再分配の取引連関であるにすぎず、之によつてA—A, A—Uが、生産再生産される方向——一国の経済成長の方向は知る由もないからである。その限りケインジアン・セクターアナリシスはケインズの巨視的所得分析と軌を一にしている。

以上のケインズの思惟が価値計算に反映する限り、それは、社会的総資本の分析への方向をとり得ないことは自明である。有効需要——総支出の分析に留るケインズのフロー分析は、社会的総資本の再生産の条件を問わないという一点で、C—Cの運動から生じた収入の確定に終止する個別資本の観点に一致する事は見易い道理である。このケインズ及びケインジアンに共通する流通主義的偏向が、まさに個別資本——企業の価値計算の立場と一致す

社会会計と企業部門

ストーン・システム

			I 生産			II 分配			III 滞留		
			1	2	3	1	2	3	1	2	3
I 生産	1	a. 財貨用役	$a_{11,11}$			$a_{11,22}$ $a_{11,23}$			$a_{11,13}$ $a_{11,32}$ $a_{11,33}$		
		b. 補助金				$b_{11,22}$					
	2										
	3										
II 分配	1	c. 生産余剰	$c_{21,11}$								
		d. 直接税				$d_{22,31}$ $d_{22,23}$					
	2	e. 間接税	$e_{22,11}$								
		f. 賃金俸給	$f_{31,11}$								
3	g. 配当及び利子				$g_{23,21}$						
	h. 移転支払				h_{2322}						
III 滞留	1	i. 減価償却	$i_{31,11}$								
		j. 貯蓄金				$j_{31,21}$					
		k. 借入金							$k_{31,32}$ $k_{31,33}$		
2	j. 貯蓄										
3	j. 貯蓄										

註 I, II, III ハ夫々生産勘定、分配勘定滞留勘定ヲ、1, 2, 3 夫々企業部門、政府部門、家計部門ヲ、アルファベットハ勘定項目即ち取引ノ種類ヲ示ス。

社会会計と企業部門

ること——即ち、両者は、個別資本の運動の成果のみを追及しそれを条件づけた社会的総資本の再生産構造を共に無視している——自体が、企業部門の社会会計に対するブレイの方法を害わしめ、企業附加価値の二面性、勘定項目の二面性の追及を怠らしめ、サブセクター設定を無意味な、即ち経済機能に側さないものとしてしめたと解される。

(註1) ケインズ上掲書 第六章参照

(註2) ケインズモデルは通常 $M=(C, Y), S(Y)=I(Y)$ で示される。之によれば貨幣量 M はパラメター、 S を決める消費性向、 I を決める利率と資本の限界効率が独立変数で、之等が与えられるとき一義的に国民所得（及び雇用量が決定される。しかしかかる国民所得の決定因は、有効需要—流通構造—の側面からのみ分析されて居る。社会的総資本の再生産構造の側面は重視せられるこれについて、則武保夫氏「所得理論の方法的反省」国民経済雑誌第九〇巻二号参照。

(註3) Stone, "Simple Transition Model, Information and Computing",

The Review of Economic Studies, vol. XIX (2), No. 49, 参照。ストーンは一国の取引構造は W_{ij} と示されると考へる。但し u, i, j, r, s は夫々取引の種類、取引が表示される勘定、 r, s は取引者の属する部門である。取引行列を用いれば、ケインズの巨視的所得循環は $(W_{rs}) = \left(\sum_{i,j} w_{rjs} \right) = W_{ij}$ で、多部門分割（例えばレオンチェフ理論の如き）を行う所得循環は、

$$(W'_{ij}) = \left(\sum_{r,s} W_{rjs} \right) = W_{rs}$$

(註4) 例えばグッドウィン、チップマン等の部門分割によつてケインズ理論を超克せんとする向である。Goodwin, R. M. "The Matrix as Multiplier",

The Economic Journal, vol. LIX, Dec. 1949, Chipman, J. "The Theory of Inter-Sectional Money Flows and Income Formation".

(註5) 上記グッドウィンの「又、レオンチェフの方法である。Leontief and

Others "Studies in the Structure of the American Economy" Leontief,

W. W. "The Structure of American Economy"

(註6) Stone, "Standardized System", "Functions" なお右図ストーンシステム参照。

(註7) Bray, "Social Accounts"

五、企業部門の価値計算の方向

以上から、我々は、ブレイの価値計算を以てすれば、国民的附加価値総額の計算が、従つて又社会的総資本の再生産構造の問題が分析され得ないものであること、そしてそれは、個別資本の流通的視点をそのまま社会的総資本に適用するものであること、又そのことがケインズの所得分析、並びに社会会計に共通する欠陥であることを知つた。この事は、企業部門の価値計算が、何よりも社会的総資本の本質理解に立つべき計算であることを要求する。それでは、企業部門の価値計算は、具体的にはどの様なものであることを要するか。又、その立場からすれば、ブレイ方式は、どの様に改正されねばならないものであろうか。

先づ第一に、取引評価基準について見る。

取引評価における時価基準の主張、保守主義の否定、計算における一貫性保持の主張は、一般に附加価値計算の合理性を保つために当然要請せられるところであつて、之についてのブレイの説明には疑問は存在しない。合理的な価値計算の要請は、資本が個別資本であると社会的総資本であるとを問わず当然に経済計算として必要だからである。

次に帰属計算は、価格をもたぬか又は価格が価値を表示するに不十分であるとき、経済計算の立場として之を推計することはブレイの主張通り必要である。しかし帰属計算は、ブレイの行つた如く単に個別資本の観点からする実質活動の捕捉にのみ留まらず、生産的資本と不生産的資本の両者にまたがる、交通業の如き特殊生産部門の分解率を推計することや、不等価交換、税の転嫁のごとき実質的移転取引を推計して、市場価格で表示され得ない国民的附加価値の変容を追及することが必要となる。かかる観点はすでに見た様に、近代経済学の要求する帰属計算には存在し得ない所である。

つぎに企業附加価値計算において、企業会計の販売基準を改めんとするブレイの指摘は、それ自身には疑問はない。ただし当面の問題である企業部門の価値計算においては、之のみに留まつてはならず、企業附加価値自体の二面性から、企業附加価値とこれ

を発生せしめた国民的附加価値との関係を説明するものでなければならぬ。この意味で、附加価値公準は、ブレイのように一面的に、個別資本視点にのみ依拠するものであつてはならない。

第二に、勘定設計方式について見る。

企業部門社会会計のための勘定設計に際して、ブレイが附加価値をその流れの局面に側して、生産勘定、配分勘定、滞留勘定の三勘定で表示したことは、現在のコンヴェンショナルな企業会計の勘定設計に比して、より合理的である故に、之については疑問は存在しない。

但し彼の勘定項目の設定方針は、近代経済学の価値観に基礎を置いており、単に企業利潤計算のみを問題とする場合には有用でもあるが、企業附加価値と国民的附加価値との関係を示すべき当面の課題にとつては明かに不適當である。労働用役の名の下に含まれている生産的労働・補助的労働は一括し、又管理的労働、販売的労働は生産された附加価値からの分配項目としてより下段に配列されねばならない。このことは生産的企業においては、価値生産物の企業附加価値への転化を示すために必要である。不生産的企業にとつてはその附加価値はすべて取得された国民的附加価値であるから特にその必要はない。なお生産的企業に於ては、生産的に使用される資本設備の消耗部分例えば工場設備と、不生

産的に使用される部分例えば事務所設備を区別することが必要である。なお、ブレイによつて費用項目とされている資本用役の対価の中、本来の費用項目は減価償却費のみであり他は国民的附加価値の分配項目である。

第三に、企業結合——サブセクタ——設定基準について。企業

第一表 ブレイ方式による企業部門内部の取引構造

	生産企業	銀行	保険	企業部門以外
生産企業	X ₁₁	X ₁₂	X ₁₃	X ₁₄
銀行	X ₂₁	X ₂₂	X ₂₃	X ₂₄
保険	X ₃₁	X ₃₂	X ₃₃	X ₃₄
企業部門以外	X ₄₁	X ₄₂	X ₄₃	X ₄₄

第二表 我々の方式による企業部門内部の取引構造

		生産的資本		不生産的資本		企業部門以外
		生産財 生産部門	消費財 生産部門	流通費用 部門	消費費用 部門	
生産的資本	生産財 生産部門	V ₁₁	V ₁₂	V ₁₃	V ₁₄	V ₁₅
	消費財 生産部門					V ₂₅
不生産的資本	流通費用 部門	V ₃₁	V ₃₂	V ₃₃		V ₃₅
	消費費用 部門					V ₄₅
企業部門以外		V ₅₁	V ₅₂	V ₅₃	V ₅₄	V ₅₅

部門のサブセクターは、生産的資本、不生産的資本を大分類とし、更に之を夫々生産部門消費財生産部門、流通費用部門、消費費用部門に分割すべきである。企業はその生産する附加価値の具体的性格に従ひ、夫々のサブセクターの下に統合せられる。この我々のサブセクターと、ブレイのサブセクターを上の簡単な図表によつて比較しよう。

ブレイ方式が十六の取引において示すものが、生産企業群、銀行群、保険機関群の循環であつて、生産された国民的附加価値の分配部分、再分配部分をめぐる取引連関のみ示しているに比して、我々の方式は、同じ十六の取引によつてより基本的な国民所得の生産構造を示す。即ち(一)生産財部門と消費財部門の取引から一國の再生産構造が、(二)生産財部門と消費財部門を統合した生産的資本と、不生産的資本の一つである流通費用部門の取引から、流通費という国民的附加価値の譲渡項目の發生——即ち国民的附加価値の移転過程が、(三)生産的資本及び流通費用部門と消費費用部門の間の取引によつて国民的附加価値の派生所得部門による利用の状態が明かになる。なお(二)及び(三)から本来の再生産構造の変容過程が暗示される。

かくて上の二表の比較からするも、ブレイ方式が国民的附加価値の生産構造及びその最終的帰属の構造を分析するには不適当で

あることが理解される。サブセクターの設定は、少くとも社会的総資本の分析をとする可能ならしめる上第二表の如くでなければならぬ、以上の手続きを経て、企業部門の価値計算は、合理的にしてその対象の運動に則したものとなるであろう。

(註一) なお之は当面の課題からは離れるが、社会的総資本—企業部門—の再生産を可能にする条件の一つは労働力の再生産であり、この故に労働者消費は資本家の消費と異り総資本にとつて「生産的消費」の性格を帯びることが注目されねばならない。故に、社会的総資本の視点に立つ時、企業部門の部門分割に留まらず、家計部門に対しても「労働者家計」、「資本家家計」の分割を要求するに至る。このことは、ストーンのワーキングシステム自体の全面的改革の必要を物語る。なお

ストーン方式に代るべきアカウンティングマトリックスについては、拙稿

「社会会計の方法について」国民経済雑誌第九十二巻六号参照、又、拙稿

“On the Model: Bulding for Social Accounting Design” Kobe Economic & Business Review No. 3.

六、結 び

以上見た如く、ブレイの方式においては、我々の意図する企業部門の価値計算の機能を果し得ないものであることは明かである。この原因はブレイが企業会計と企業部門価値計算の対比において、両者の二重のデイメンションの差異を正しく認識せず、かくて社会的総資本のための経済計算たり得なかつたことによる。等しく

社会会計と企業部門

制度的制約から自由な経済計算であるとはいえ、個別資本の観点を越えない価値計算と、社会的総資本の観点に立つて国民的附加価値の運動をとらえんとするそれとは、取引の評価、勘定項目の選定、サブセクターの制定において次元を異にせざるを得ないにも拘らず、ブレイの立論の根拠であるケインズ経済学的な所得計算はこの問題を提起することが出来ない。ブレイの価値計算のかかる意味での不毛性は、我々にケインズの所得分析からの脱却の必要を暗示するものである。

最後に、我々の方式による企業部門の価値計算の今後の発展について。この度の我々の試みは、社会的総資本の循環における生産的資本の規定的意義の確立を目的とし、その限りで企業会計を社会的総資本の価値計算に高める一つの契機を示すに留つたのであるが、独占段階において、一国総資本が生産する国民的附加価値と、取得する国民的附加価値の背離、生産的資本に属する個別資本例えば独占資本の生産する国民的附加価値と取得する国民的附加価値の背離、同じく不生産的資本に属する個別資本例えば中小資本の本來取得すべきであつた国民的附加価値と現実に取得されたそれとの背離、政府と各個別資本の関連の如き問題は当然出現し、この諸契機を価値計算に導入することは当然要請せられる。我々は之を今後の残された課題としたい。

エレクトロニック・データ・プロセ シングにおける分類機能

木 谷 秀 雄

最近、大型電子計算機が新たに会計機械として広く採用されるにいたり、これを中心として会計事務を電子的に処理することをエレクトロニック・データ・プロセシング (electronic data processing) と称している。この言葉は本来、インプット (input) された原資料の分類・整理^(註一)・計算・製表等の会計事務上の諸手続きおよび諸作業のすべてを電子計算機によつて自動的に行うことを意味するものである。

しかし、これら諸作業のうち、分類・整理作業を行うこと(以下単に分類作業という)^(註二)は後述するごとく電子計算機固有の機能ではなく、むしろその演算機能を副次的に応用した動作であり、計算機の規模によつて分類機能に種々の制約を受ける結果、機械の効率的な運用の観点から実際には穿孔カードを使用し、分類機

・照合機等を用いて予め分類・照合作業の一部または全部を機械的に行い、爾後の作業を電子計算機に移して処理するというような場合にも用いられ、更に最も広義には、電子計算機は単に計算機として使用し、穿孔カード式の会計機 (tabulating machine) には行うことのできない四則計算だけに使用される作業、すなわち電子式計算穿孔機を用いた穿孔カード式会計法による作業に該当することになるわけである。^(註三)

会計事務においては資料の分類は量的にも大なる割合を占める基礎的な作業であり、一方電子計算機によつて行われる資料処理には、このように分類作業の電子化に多くの階層が存在しているので、エレクトロニック・データ・プロセシングは対象とする電子計算機の規模とともに、それが具備している分類能力^(註四)との関連

エレクトロニック・データ・プロセッシングにおける分類機能

において論じられるべき問題となつてくる。換言すれば電子計算機の会計機械としての機能は、当該計算機の分類能力と直結したものであり、またこれによつて代表されるものと考えられることができるのである。

したがつて会計事務領域において特定の電子計算機の適用性ならびにその効果を考察し、あるいは既存の会計機械との比較を行うおうとするに際しては、資料の電子的分類作業の種類、方法、特徴等を機械の規模との関連において理解するのになければその正確を期し難いことになる。

わが国においても事務会計における電子計算機に関する文献は少くないが、この方面の解説は未だ見当らない現状であるので、本稿においてはこの分類作業について系統的に記述し、これと関連のある事項について若干の論及を行うとするものである。

(註一) この場合の整理作業とは、照合機によつて行われるカード(資料)の組合せ、突合せ、選別、抽出等を含めた作業の総称である。

(註二) 電子計算機では後述のごとく主として照合法によつて分類作業が行われるので、分類と照合(整理)とは同一の作業と考えられるからである。

(註三) わが国の事務会計の電子化の現状はこの段階にある。

(註四) 分類能力には、分類速度および分類に要する費用の大小、あるいは分類作業の内容すなわち分類項目の数、取引件数等に制限なくこれを配列することができるかどうか等の諸要素を含むものとする。

(註五) 電子計算機の規模の大小とは、主として記憶装置、入・出力装置の容量

および演算速度の大小によつて定まるものであり、分類能力も、これら諸要素と比例して決定されるものである。

穿孔カード式分類機による分類作業との比較

穿孔カード式の分類機は通常十三個のポケット(9:0、11、12と無穿孔との計十三個)をもち、カードが機械的に所定のポケットに運ばれてゆくことによつて分類を行うようになっている。詳述すればカードを機械にかけると、任意の一桁について分類を行い、各カードは、その桁に穿孔されている位置(数値)に応じて所定のポケットに入れられる。したがつて分類項目が三桁の数字コードで表わされているときには、その分類はカード群を項目番号の最下位の桁から三度にわたつて機械にかけなければならぬ。このように穿孔カード式分類機では資料(Information)はカード自体の機械的運動を通して分類され、かつ一桁毎に行われることになる。

然るに電子組織(electronic system)では、このような機械的な動作とは全く趣を異にし、穿孔カードを媒介とすることなく、電子パルスの組合せをもつて符合化された資料そのものを操作することによつて分類が行われる。したがつてエレクトロニック・データ・プロセッシングにおいては、穿孔カードを使用することはそ

れが資料を単に機械にインプットするための手段であつても、機械操作上、穿孔カード式会計機との関連のないかぎり費用の面から、また資料の記録密度の点からも全く無意味であつて、磁気テープを使用することが本来的な方法となるわけである。

電子計算機による分類

電子計算機による電子的分類法には種々あるが、これを使用する記憶装置の面から大別すると、(一)、内部記憶装置(大容量記憶装置)のみを使用する分類 (二)、外部記憶装置(磁気テープ)を使用する分類 (三)、内外両記憶装置を併用する分類法とがあり、これらはそれぞれ得失をもっている。

以下これらについて個々に述べることにする。

(一) 内部記憶装置による分類

内部記憶装置には、区分された各記憶場所に資料や指令が電気パルスの組合せからなる一つの単語となつて、区分毎に配列され記憶されるのであるが、個々の記憶場所には宛名(address)が番号をもつて附されている。この分類方法ではその宛名番号を分類しようとする項目のコード番号として採用することによつて、未整理のままインプットされる資料を、自動的に宛名番号順の配列をもつて記憶せしめ、ならん特別の分類作業を行うことなく自動

エレクトロニック・データ・プロセシングにおける分類機能

的に分類の目的を達する方法である。

具体的には事務会計用の電子計算機に用いられる内部記憶装置は、磁気ドラム型のものがその大半を占めているので、この形式の記憶装置による場合について簡単に説明を加えることにする。

磁気ドラムは磁性体に覆われた回転する円筒であつて、資料はこの表面に磁氣的に記憶されるわけであるが、いま記憶場所の宛名番号を、UNIVAC File Computer に例をとれば、一本のドラムは、まず00、01、02の番号の三セクション(3 section)に区分され、各セクションは更に00から99までの番号の一〇〇本の帯(channel)にわけられている。一本のチャンネルには六〇〇桁(字)の記憶容量があり、これはまたいくつかの記録単位(unit record)以下ユニット・レコードという)に等分されている。いまこれを一〇等分するときには、各ユニット・レコードは六〇桁の容量のものとなり、(この場合のユニット・レコードは六〇桁の容量をもつ穿孔カード一枚に相当する)、この場合記憶場所は、一本のドラムにつき三〇〇〇個までとれることになる。

$10(\text{area}) \times 100(\text{channel}) \times 3(\text{section}) = 3000$

したがつて磁気ドラム中のユニット・レコードの行われる場所(unit record area)すなわち一個の記憶場所の宛名は、そのドラムのセクション番号を表わす二桁、そのセクションのチャネル番

装置の宛名番号表

3RD DRUM SECTION			4TH DRUM SECTION			30TH DRUM SECTION			NO. OF UNIT RECORDS	
DRUM SEC	UNIT REC	CHA-NNEL	DRUM SEC	UNIT REC	CHA-NNEL	DRUM SEC	UNIT REC	CHA-NNEL	PER DRUM	MAX 10 DRUM
02	00	00	03	00	00	29	00	00	15,000	150,000
02	39	99	03	49	99	29	49	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	12,000	120,000
02	39	99	03	39	99	29	39	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	9,000	90,000
02	29	99	03	29	99	29	29	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	7,500	75,000
02	24	99	03	24	99	29	24	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	6,000	60,000
02	19	99	03	19	99	29	19	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	4,500	45,000
02	14	99	03	14	99	29	14	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	3,600	36,000
02	11	99	03	11	99	29	11	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	3,000	30,000
02	09	99	03	09	99	29	09	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	2,400	24,000
02	07	99	03	07	99	29	07	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	1,800	18,000
02	05	99	03	05	99	29	05	99		
02	00	00	03	00	00	29	00	00	1,500	15,000
02	04	99	03	04	99	29	04	99		

(註二)

エレクトロニック・データ・プロセッシングにおける分類機能

号の二桁、チャンネル内のエリア番号の二桁との計六桁によつて表わされることになる。この名宛番号を一個から一〇個のドラムに

対して表にすると第一表のようになる。

この表において、いま一〇本のドラムを使用し、販売取引の資料

を品目別に分類しようとする場合について説明する。

品目のコードにドラム・セクションとユニット・レコードの両番号四桁を充当し、ユニット・レコードの桁数に六〇桁を選ぶときには、品目は三〇〇種 (30section×10 unit record=300)、各品目については一〇〇件までの取引量 (30,000+300=100) を分類することができるわけである。この場合、コードインデックスはセクション番号を大分類、ユニットレコード番号を小分類とするグループ・クラシフィケーション・コード (group classification code) あるいは両者を一連番号とする連続コード (sequence code) 等そのいずれを採用することも自由である。また六桁の宛名番号のうち、分類目的に応じて例えば品種が小數で各品目の取引が多い場合、あるいは従業員のバッヂ・ナンバーのように同一番号が存在しない場合等に依りて、前者ではその二桁のみ (例えばセクション番号) をコードとして使用するか、後者では六桁全部を使用するとかの選択を自由に行うこと

第1表 記憶

UNIT RECORD LENGTH 単位、桁	1ST DRUM SECTION			2ND DRUM SECTION		
	DRUM SEC	UNIT REC	CHA-NNEL	DRUM SEC	UNIT REC	CHA-NNEL
12	00	00	00	01	00	00
	00	49	99	01	49	99
15	00	00	00	01	00	00
	00	39	99	01	39	99
20	00	00	00	01	00	00
	00	29	99	01	29	99
24	00	00	00	01	00	00
	00	24	99	01	24	99
30	00	00	00	01	00	00
	00	19	99	01	19	99
40	00	00	00	01	00	00
	00	14	99	01	14	99
50	00	00	00	01	00	00
	00	11	99	01	11	99
60	00	00	00	01	00	00
	00	09	99	01	09	99
75	00	00	00	01	00	00
	00	07	99	01	07	99
100	00	00	00	01	00	00
	00	05	99	01	05	99
120	00	00	00	01	00	00
	00	04	99	01	04	99

1 DRUM

に行うことによつて、例えば在庫管理の資料と給与計算の資料を無差別にインプットすることのできる特徴もある。

以上、内部記憶装置を用いた分類作業についての諸特質を述べたが、この場合、内部記憶装置の記憶容量の大きい程、会計事務に対する適用性の大なることは明らかである。しかし、その記憶容量には技術的にも限度があり、一般に考えうる程度の事務量を貯えうる容量をもつた内部記憶装置は極めて高価であるので、分類項目数あるいは個々の項目の取引件数が当該記憶容量を超えるような場合、またはコード番号の桁数が大きい場合には、この方法は適用

ができるわけである。^(註三)なお当該分類法を用いた場合の事務作業においては、既述のように処理しようとする資料は記憶装置への読み込みと同時に自動的に分類され機械に貯えられるのであるから、資料をインプットするためのカード、に分類され機械に貯え

テプ等の媒体物を必ずしも必要としない。

すなわち、資料をカードまたはテープに一旦記録することなく、機械に直接、打鍵する直接操作法^(註四)(on-line operation)が採用され得るわけである。また直接打鍵にさいして、コーディングを適当

エレクトロニック・データ・プロセッシングにおける分類機能

することはできないことになる。少くとも資料をリスト(List)しうる状態では分類できないことは、第一表を参照することによつても明らかである。

この場合、強いて分類しようとするれば、各項目毎に所要の事項を集計し、その結果のみを分類・記憶する方法をとらざるをえないわけである。すなわち一般に記帳式会計機によつて行われている分類方法に該当することになる。

本分類法は、後述する方法に比して分類に要する機械操作の簡

単なこと、分類作業にとくに時間を要しないこと等の長所をもつものであるが、前記のごとく記憶容量を超える取引量に対しては適用できないので、一般的な方法としては磁気テープを使用することが原則となつてくる。

(註1) John M. Carol, *Electronic Computer for the Businessman, Electronics*, June 1955, p. 128

(註2) 第二ドラムの〇四セクションから第一ドラムの二八セクションまでは省略されている。

(註3) channel search という機械の機能によつて、コードが宛名番号に対して不完全なあひだも爾後の作業に支障はない。Principle of the UNIVAC File Computer, p. 85

(註4) 同右 p. 30

(註5) *Electronic Data-Processing, Sorting Methods for UNIVAC System*, p. 2

(二) 外部記憶装置による分類

外部記憶装置とは、この場合、磁気テープ (magnetic tape) 以下これを単にテープという) およびテープ読取り記録装置 (tape mechanism) 等をいうのであるが、磁気テープの記憶様式はその長さに沿つて記録されるものであるから、特定の項目に対するランダム・アクセス^(註1) (random access) は不可能である。したがつて上記のような宛名番号による分類方法を採用することはできない。

すなわち、テープに未整理のまま記録された資料を計算機に読込み、これを通じて他のテープに逐次、分類を完了して番号順

(ascending sequence) に配列記録する方法がとられる。

テープは一巻約一、五〇〇呎の長さをもち、穿孔カードに換算して、約三万枚に該当する量の記録を行うことができるばかりでなく、テープを取換えることによつて取引の量、およびその内容に制限なく記録できる等、種々の特徴がある。テープを用いる分類作業を一名テープ・ソーティング (tape sorting) という。

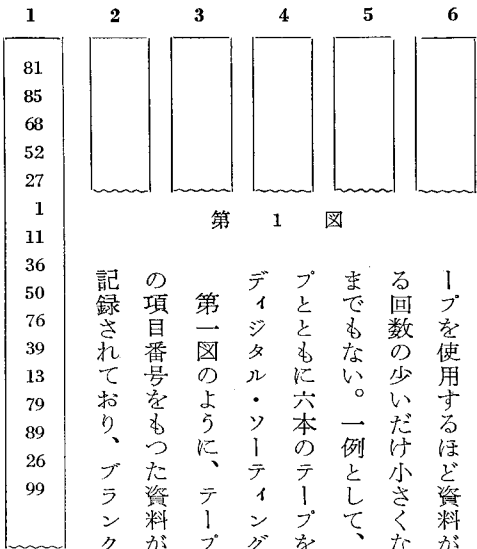
これには更にデジタル・ソーティング (digital sorting) と、コレーション (collation) との二方法がある。

イ、デジタル・ソーティング

これは穿孔カード式分類機が分類項目の番号をその一桁毎に分類すると同様に、その一桁毎を電子的に行う方法である。原理的にはテープに記録された未整理の資料は、まず演算装置に読込まれ、分類しようとする番号の一つの桁について、個々に 1、2 …… 10 の数値と順次比較される。そしてある項目番号のその桁の A 数と、比較する数 B (1、2 …… 10 のうちの1つ) が $A \neq B$ 、 $A \wedge B$ のいずれであるかによつて、その項目の資料が、0 から 9 の数値に割当られている。〇本のテープにそれぞれ転記 (transfer) される。すなわち、この場合一〇本のテープは、穿孔カード式分類機の 0 …… 9 のカード分類箱に相当するわけである。次に資料は各テープから他のテープに番号順に集め記録されて (これを集

録と称すことにする)、その桁についての番号順の配列を終り、更に上位の桁について同様の操作が行われる。この場合「他のテープ」とは、先に資料の読取られたテープを読取りと同時に消去して使用することもできるわけである。

以上の説明ではテープは合計十一本使用し、同時にテープ・メカニズム (tape mechanism) も同数を必要とし、装置全体が極めて大規模になるので、実際には更に少数のテープをもつてこの操作が行われている。最小の場合には、三本のテープがあれば可能



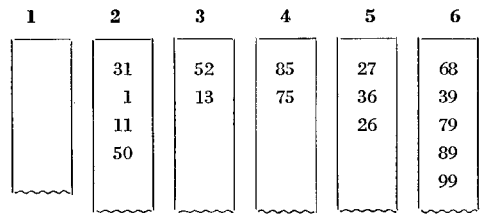
第 1 図

であるが分類に要する時間は、多数のテープを使用するほど資料が演算装置を通る回数の少いだけ小さくなることはいうまでもない。一例として、整末理のテープとともに六本のテープを用いた場合のデジタル・ソーティングを説明する。

三、四、五、六もテープ機構にそれぞれ取付けられ、演算装置と

エレクトロニック・データ・プロセッシングにおける分類機能

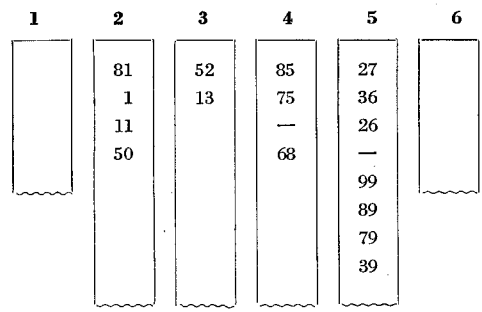
連結されているものとする (説明の簡単のために項目番号のみを記載し、また同一の番号はないものとする)。まず一位の桁について分類が行われる。



第 2 図

第二図のように、テープ一の内容が順次読取られ、項目番号の一位の桁が 0 と 1 であれば、それはテープ二に、2 と 3 であればテープ三におのおの転記され、同様にして 8 と 9 はテープ六に記入されて第一回の分散 (dispersion) を完了する。

なおテープ一の記録は、他のテープへの転記が行われると同時に

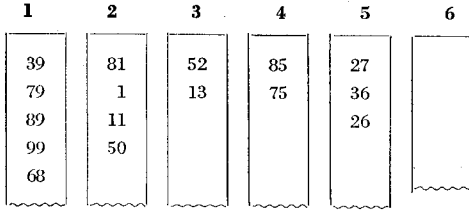


第 3 図

に消去される。

次に第三図のように、テープ六を巻戻して読取り、項目番号の一位の数が9であればテープ五に、8であればテープ四に記入される。ここでテープ四、五のなかに引かれている横線は、第一回目と第二回目の記入を区別するために、機械の判読しうる線として記入される。なおテープ六は同時に消去される。

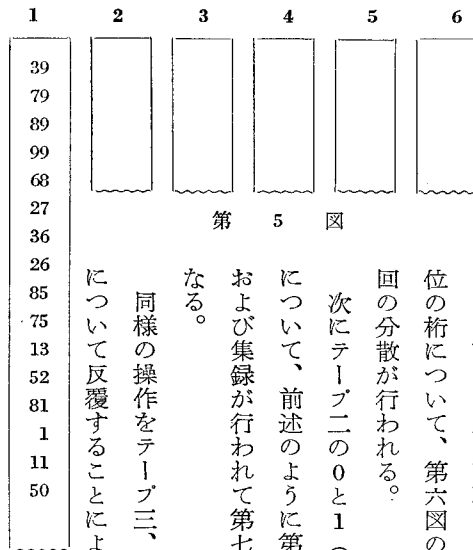
テープ四と五に記入された8と9の項目は、第四図のように9、8の順序でテープ一に転記される。



第 4 図

四と三にそれぞれ一時移され、まず7がテープ四から、次に6がテープ三からテープ一に集められて記入される。

以下、同様にしてテープ四の数はテープ三と二へ、テープ三の数はテープ二と六へ、二の数は五と六に一時的記入されて後、逐次テープ一に集録され、最後に第五図のように、一位の桁について9から小さい数への番号順の記入を完了する。テープ一



第 5 図

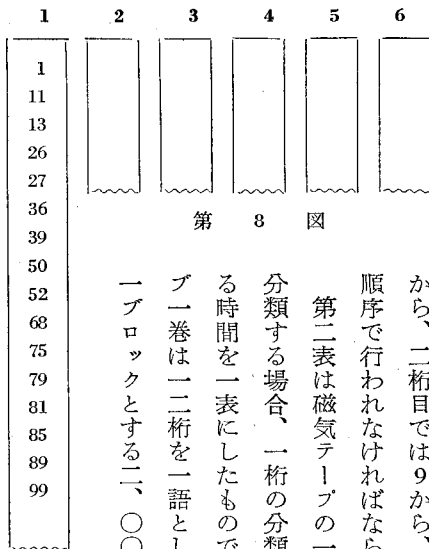
は次に下から上へ読取られ、今度は二位の桁について、第六図のように第一回の分散が行われる。

次にテープ二の0と1(二位の桁)について、前述のように第二回の分散および集録が行われて第七図のようになる。

同様の操作をテープ三、四、五、六について反覆することによつて、最初

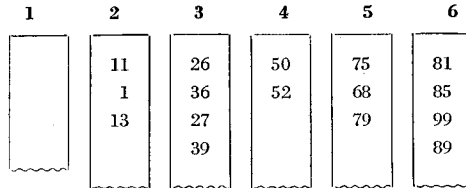
の未整理の配列は、第八図のように一連の番号順の配列となつて分類を完了する。

以上の説明からデジタル・ソーティングにおいては、全桁の分類を終つて、最後に項目番号が小さい数からの番号(ascending sequence)を以てテープに集録されるためには、次の約束が必要なることが類推される。いま分類番号の桁数が二、四、六のごとく偶数であるときには、最初の桁の集録は9の数値から始められ、二桁目についての集録は0から、三桁目は9からというように行われ、また桁数が奇数の場合には、これとは逆に一桁目の集録は0

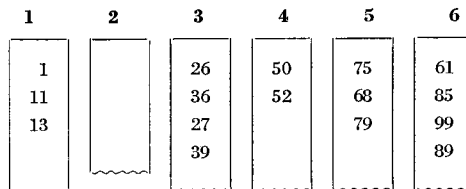


第 8 図

から、二桁目では9から、以下同様の順序で行われなければならない。
 第二表は磁気テープの一卷の内容を分類する場合、一桁の分類に必要とする時間を一表にしたものである。テープ一卷は一桁を一語とし、六〇語を一ブロックとする二、〇〇〇ブロック



第 6 図



第 7 図

1項目の語数	項目数	1桁の分類に要する時間(分)
2	60,000	26.4
4	30,000	13.2
10	12,000	10.5

第 2 表

ロ、コレーション法

一名マージング法ともいわれる。前記の方法が一桁毎に行われる分類法であったのに対し、これは桁数の大小に関係なく、全桁を一個の数値として、比較と組合せの原理によつて分類する方法である。これはまた分類項目のコードが、文字(英字)と数字の組合せ(alphanumeric digit)でもつて表わされているときでも、

の記憶容量をもっている。

第二表について説明すれば、例えば十語からなる二、〇〇〇項目の二桁の番号を分類する場合、これに要する時間は二一分(10.5×2=21分)に、テープの巻戻し時間の七分を加えたものとなる。

なお各項目はデジタル・ソーティングにおいては、各桁毎の分類作業において、二回の分散と一回の集録を行うために、計三回演算装置を通過することになる。

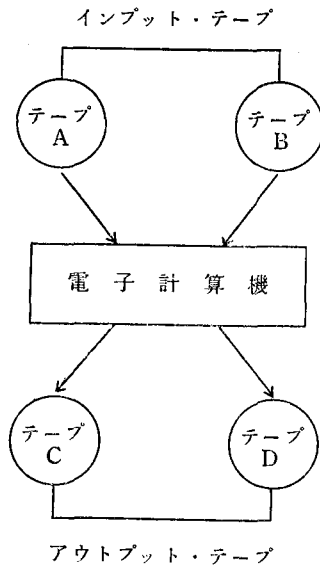
註一 渡辺 共著 機械化会計二三七頁

註二 R. Hunt Brown, Office Automation, Integrated and Electronic Data Processing, p. 85

註三 Electronic Data Processing, Sorting Method for Univac System, p. 3

数字のみの場合と全く同様に行いうる特徴がある。したがって項目番号の桁数が大きい場合、または文字を含む場合には、コレクション法は前者に比して、より能率的な分類法である。

この方法においても最初の動作は、ランダムに記録されている一つのテープから機械に資料がインプットされることから始まるのであるが、説明にあたって、この段階を省略して、まず第九図のごとく二つのインプット・テープのある状態から始め、然る後に省略した部分に戻ることが理解に便であると思われる。



第 9 図

図において、AとBのテープには未整理の番号が記録されており、テープCとDは未記録のテープである。

なお、テープCから機械へ読込まれる資料は、実際には一グループ（技術的には一ブロック(註)という）毎に行われるのであるが、こ

こでは説明の簡単のために取引の一件毎に行われるものとする。

まずテープAとテープBの最初の番号がおのおの読込まれ、両者は演算装置で数値の大小を比較され、小さい方の数値例（例えばテープBの番号とする）がアウトプットのテープCに転記される。テープBのこの番号の位置には、次の番号がテープの移動によって位置を占めることになる。次に再び二つの番号がインプットされ、演算装置で比較されるのであるが、これらの番号は、先にBからテープCに転記された番号とも比較される。

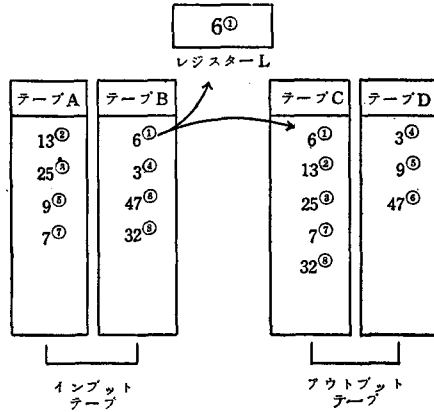
この場合、アウトプットのテープCに番号順に配列してゆくことを目的とするのであるが、ときとして、インプットされた二つの番号が、先に転記された番号に比していずれも小さいときには、新たにテープDに転記されることになる。

すなわち、原則として一つのアウトプット・テープ（この場合C）で、番号順の配列ができないときには、その番号は他のテープ（D）に移されて配列を保つことになる。

資料が一回計算機を通過して、アウトプット・テープに移されたときには、最初の配列に比して少々整った配列となる。これらアウトプット・テープは、次にインプット・テープとなり、第二回目の通過（pass）が前記と同様の方法で行われ、配列は更に乱れを少くする。

このように、通過の回数（分類項目の件数によつて相違する）を重ねることによつて、最後に完全な番号順の配列が行われ、分類作業を完了することになる。

以上のように、この分類作業の論理は、簡単であるが、理解に便なるために、第十図によつて実際の数字を扱つて説明する。



第 10 図

図において、

13と6が最初に比較される番号である。

なお、この場合にはテープCに配列を整えることを原則としている。

第一ステップ

ブとして両数値の小さい方、すなわち6が取出されてテープCに移され、また同時にレジスターL（以下単にLと書く）に記憶される。番号6（以下「番号」を略し数字のみを書く）は第一回に転記されたのであるから、その右肩に①を附して、丸の内の数字によつて転記の順番を表わすことにする。

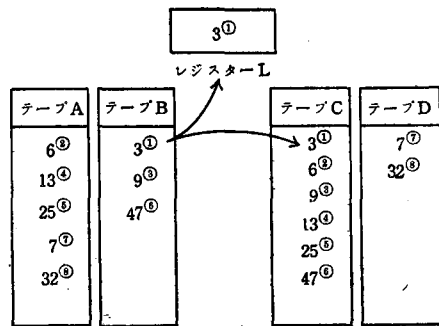
エレクトロニック・データ・プロセッシングにおける分類機能

次にテープBにおいて、3が6の位置に上つてくる。次に機械は13および3と、先にLに記憶された6とを相互に比較する。3が6よりも小さいので順序としては、これが移されるべきであるが、アセンディング・シクエンスが逆になるので、この場合のみ13が②で示されているように、二番目にテープCに移され同時にLに記憶される。次に25が、先に13の占めていた場所に位置し、25および3と先に移された13とがそれぞれ比較される。このときには、25のみが順番を乱さない数として③で示すように、三番目にテープCに移される。

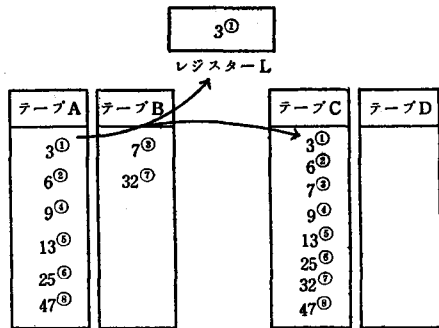
次には9が25の位置に動き、9と3とLにある25とが比較される。この場合、9、3ともに25より小さいので、その最小の数3が選ばれ、前述のようにテープDに移され、④で示される3がシクエンスの最初の数となる。次は9と47が上記の論理にしたがつて、テープDに移される。最後に7と32がインプットされ、そのいずれもが47より小さいので、機械はテープCにスイッチの接続を戻し、これらに移す。すなわち、32をテープCに転記することによつて第一回の通過を終ることになる。

第十一図に二回目の通過の状態を示す。

この図では、第十図におけるテープCはテープAとなり、一方テープDはテープBの名称となつてゐる。すなわち、テープA・



第 11 図



第 12 図

Bの番号の配列は、第十図のテーブルC・Dのそれと同一である。

この場合にも各ステップは、サークルで示された数字の順に行われ、テーブルCには六個の番号が移され、Dには二個の番号のみとなる。

第十二図は三回目の通過の状態である。今回は、テーブルBの7と32が、テーブルAの番号に組合され分類は完了する。

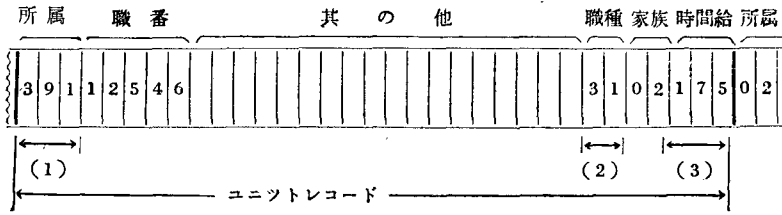
この分類動作では、すでに述べたように、三つの数値A、B、Lが演算装置において、AとB、BとL、AとL（Lは先にトランスファールされた数値）の間で比較され、その結果に応じて種々の選択動作を行う三条件付転換（three conditional transfer）が行われる。

以上は、コレクション法の原理を最も簡単な例について述べたのであつて、実際には番号の桁数、各テーブル上の項目数ともに遙に多いことはいうまでもないが、ただ桁数が、演算装置の計算しうる桁数（位）を超えるときには、項目番号を、その桁数の範囲内に区分して、その区分毎に逐次的に、本方法による分類を行わなければならない。

また分類される項目番号は、その全桁が一箇所にまつて位置する必要はなく、ユニット・レコード内において分散していても差支えない。

第十三図はテーブル上に磁気的に記録されている給与計算の資料の一項目を文字で表わしたものである。この資料を時間給別、職種別、所属別に分類しようとする場合、図はその番号が(1)、(2)、(3)の矢印で示す部分に分散されている状態を表わしたものである。しかしこの場合、高次の桁は、低次の桁の左側にあることが原則である。図に示されているユニット・レコード内の項目番号以外の数字または文字は、分類作業においては演算装置で比較されない附属の資料であつて、単にその番号とともにトランスファールされる。さて最初の問題、すなわち未整理の一本のテーブルから分類作業を始める状態に戻る。分類手続は前述と同様であるが、この場合

にはインプットの数が一個であるので、インプットされる番号は、



第 13 図

先に他のテープに移された番号と比較され、テープCに番号順の配列を試みる。もし、インプットされた番号が先の番号よりも小さいときには、前述のようにその番号はテープDに移され、そのテープについての新たな番号順の配列が行われる。このようにして最初の通過によつて資料は二本のテープの上に部分的に分類されて記録されることになる。これらのアウトプット・テープは、次の通過手続きではインプット・テープとなり、前述の諸作業を反覆するわけである。

次にこの分類法を用いた場合に必要とする分類時間は、近似的に次の式によつて与えられる。

$$T_{max} = inp$$

ここで、 inp は、一個のユニット・レコードまたは項目（取引の一個）のエレクトロニック・データ・プロセッシングにおける分類機能

件）を扱うのに要する時間、 n は項目数（したがつて m は機械の一通過に必要とする時間）、 p は通過回数である。この通過回数は近似的に次の式で求められる。

$$p = \log_2 n$$

ここで p は繰上げを行つた整数で表わされる。

この分類時間を例によつて説明すると次のようになる。

いま \bigcirc 、 \bigcirc 一秒間に四 \bigcirc 桁（字）の一ユニット・レコードを読み取る機械があるとす（註三）。また機械内部における数値の比較、資料のトランスフアーに要する時間が、読み込みに要する時間に対して無視しうる程度に小さいとし、また、この場合一、 \bigcirc 、 \bigcirc 項目の資料が分類されるとする。

資料が機械を通過する回数を求めるには、二の幾乗が一、 \bigcirc 、 \bigcirc に等しいか、これを超えるかを見ればよいわけである。

$$2^{10} = 1024$$

すなわち、二の冪（power）として一 \bigcirc が得られ、一 \bigcirc 回の通過を必要とすることになる。

したがつて、全所要時間は次のようになる（註四）

$$T_{max} = 0.01 \times 1000 \times 10$$

$$= 100 \text{ 秒}$$

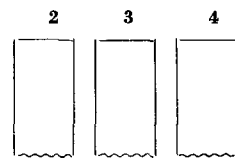
$$= 1 \text{ 分 } 40 \text{ 秒}$$

いま穿孔カード式分類機と比較した場合、この機械の速度が一
分間に、カード六〇〇枚であるとする^(註五)、一〇〇〇枚のカードに
対しては、一桁につき約一分四〇秒の同時間である。しかし、こ
の項目番号が五桁であるときには、穿孔カード式分類機では一桁
毎に分類されるのであるから、この時間の五倍を必要とすること
になる。

以上は、コレーション法について四本のテープを用いる場合を
述べたのであるが、実際にはインプット・テープとアウトプット
テープを各々三本宛、計六本を使用する方法が多く用いられる。
四本のテープを用いる場合を two way collation といひ、六本のテ
ープを用いる場合を three way collation といふ。後者の方法によつ
て資料の通過回数は減少し、作業時間は更に短縮することになる。
すなわち、three way collation では通過回数は三に対する累数に
よつて表わされる。この場合には、前述のように A・B・L が各
々比較されるのに対して、AとB、AとC、AとL、BとC、B
とL、CとLの六回の比較が行われることになる。

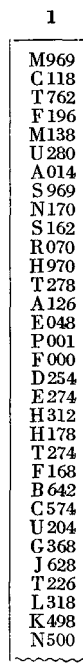
次に、分類項目に英字と数字の組合された場合について、原理
的には全く同一であるが、少々異つた方法についての一例を挙げ
ることにする。

テープ一には第十四図のように未整理の資料が記録されており、

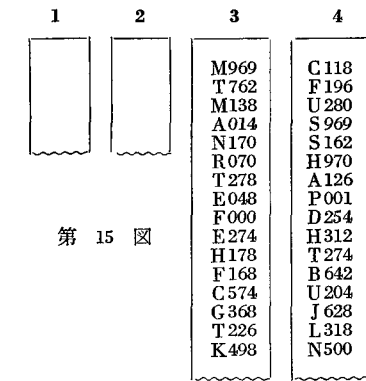


第 14 図

テープ二、三、四とともに、テープ機構
にそれぞれかけられているものとする。
まずテープは読取られて、各項目は、
第十五図のように交互にテープ三と四
に移され記入される。



次に、三と四に記録さ



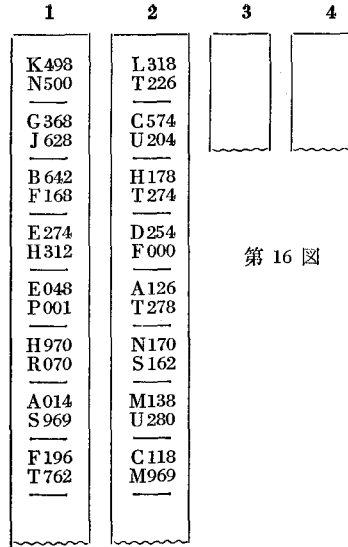
第 15 図

れている項目を交互に第
十六図のように一個宛、
A B C の順にテープ一と
二に記入してゆき、一と
二の各テープには二項目
ずつが一組としてまとめ
られる。これを二項目の

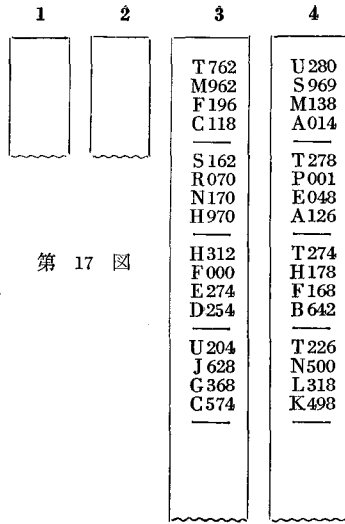
区画 (two item string) と呼ぶことにする。横線は区画の境を表わ
している。

テープ一、二は逆方向に読取られ、各テープの最初の区画は第
十七図のように、A B C の逆の順番に組合され、テープ三に記入

されて四項目宛の区画となり、更にテープ一、二の次の区画が同様に組合されて、テープ四に記入される。



第 16 図

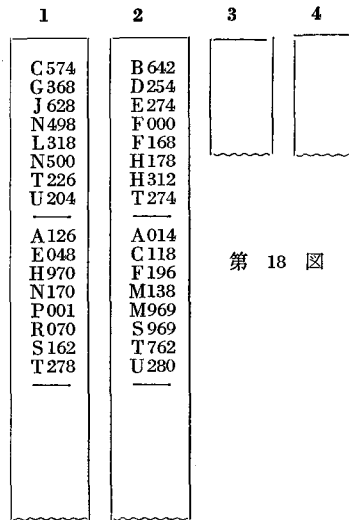


第 17 図

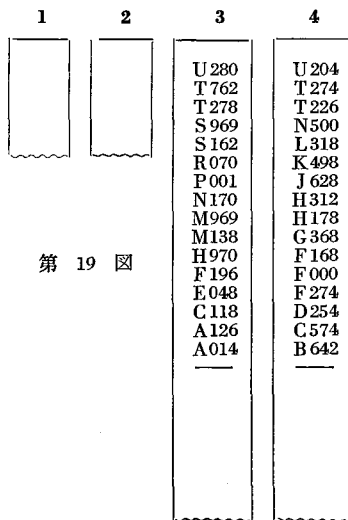
第十八図は四項目の組合せを終ったテープ三と四が読取られ、同様の方法で八項目の区画に、ABCの順に組合されてテープ一

エレクトロニック・データ・プロセシングにおける分類機能

と二に記入されている状態を示す。

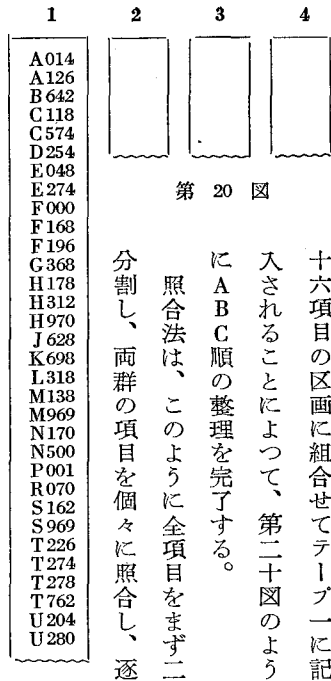


第 18 図



第 19 図

八項目の区画は、次に第十九図のように十六項目の区画に組合されて、テープ三と四に記入され、更に両者は逆方向に読取られ、



項目の語数	項目数	所要時間(分)
2	60,000	68
4	30,000	50
10	12,000	28

第 3 表

次組合せることによつて行われる。すなわち組合せが行われるごとに各区画の項目数は倍になり、逆に区画数は半減し、分類が進められることになる。

以上は説明の簡単のために two way collation の例について説明したが、実際には六本のテープを用いる three way collation の方法によつて行われる。

第三表はこの方法 (three way collation) による場合の一巻のテープの資料 (full tape) を分類するに要する時間である。

(註一) 一ブロックは通常六〇語からなつてゐる。語 (word) については渡辺、共著機械化会計 一四三頁参照

(註二) 一一桁の演算装置をもつた機械が多い。

コードの桁数については、米国の百貨店では通常、商品番号に一六桁を用いている。すなわち製造会社名三桁、型番号六桁、季節二桁、色彩二桁、サイズ三桁の計一六桁である。この場合一一桁の演算装置に対しては、五桁と一一桁の二部分に分割して分類する。

(註三) Canning, Electronic Data Processing for Business and Industry, p.116. 四〇桁の一ユニット・レコードを〇・〇一秒間にテープから読みこめることができる機械は現在の技術では高速度に属しない。

(註四) 但し、この速度は磁気ドラム型の低速度の機械には適用し得ない。さむすびの註一参照。

(註五) 穿孔カード式分類機の速度は毎分四五〇乃至八五〇枚である。

三、内・外両記憶装置を併用する方法

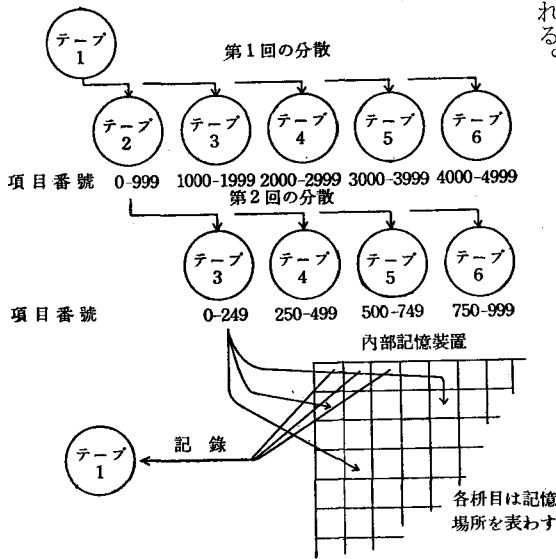
これをファンクション・テーブル・ソート (function table sort) という。コレクション法は電子計算機による分類法の最も一般的な方法であるが、項目の内容が次の諸事項に該当する場合には、これは更に能率的な分類法である。すなわち、

- 1、項目のコードが数字のみで表わされていること。
- 2、同一の番号の項目のないこと、もし二個以上あるときには、その項目の取引事項は同じ大きさの一個の項目に集計されなければならない。

3、項目の桁数が小さいこと (内部記憶容量との関連において)。
いまインプットされる資料が、一件について二語からなりたつ

ているものとして、その項目番号が○から四九九九の一連の数字であるとして説明する。

まずテープ一の資料が読込まれテープ二・三・四・五・六に分散される。これら項目番号のうち、○～九九九はテープ一に、一〇〇〇～一九九九はテープ二に、以下同様に第二十一図のように行われる。



第 21 図

次に第二回の分散はテープ二を巻戻し、テープ三・四・五・六に対して行われ、図のごとく○～二四九はテープ三に二五〇～四九九はテープ四に、以下同様に移され記録される。

エレクトロニック・データ・プロセッシングにおける分類機能

第三のステップはこの分類法固有の動作である。すなわち、五〇〇個の記憶場所をもつた内部記憶装置がこの動作に充当される。

各項目は二語によつて構成されているから、二五〇項目が記憶しうることになる。まずテープ三の○～二四九の番号の未整理の資料は、機械に読込まれ、個々の項目は、その分類番号に該当する宛番号の位置に入れられる。この場合、宛番号(以下宛名という)○と一には項目番号○が位置し、宛名二と三には項目番号一という順序で入る。すなわち、宛名は次の式で与えられる。

$$\text{宛番号} = m + 2(K - 250n)$$

ここでK項は目番号、nは最初(この場合テープ三に対して)である。結局、資料は前記の内部記憶装置のみを使用する場合の分類と同様にして、一旦各宛名の記憶場所に貯えられるわけである。もし同一の項目番号が存在するときには、先に記憶されている当該番号の項目に対して、所要事項がその宛名内において加算されることになる。

このように内部記憶装置を一種の整理箱として個々の記憶場所に分類した○～二四九番の資料を、次にはその宛名の番号順に、テープ一に順次移して記録する。これが終ると、テープ四上の二五〇～四九九番の資料が前回と同様にして分類される。

但し、この場合「 $m=1$ 」となり、例えば二五六番の項目は十二と

十三の宛名の記憶場所に入ることになる。このようにして、テープ五の場合には「112」となつて、個々の宛名に五〇〇〜七四九番の項目が整理され、これが番号順に読取られ、以下、同様にして、テープ一には一連番号の項目が配列されることになる。

この分類法では、項目構成に前記のような諸制約を受ける欠点はあるが、資料が機械を通過する回数は項目数に関係なく僅かに四回である。すなわち、分類作業の二回と、ファンクション・ソートのための二回（その内一回は内部記憶装置への分類と、更には一回は各宛名からテープ一にその資料を転記するための通過）である。各回の通過に要する時間は、同数の項目について前記二方法（デジタル・ソートおよびコレクション）と同一であつて、この方法による所要時間は、例えば四桁の項目番号をもち、二語を一項目（2 word-item）とする一巻六万項目の場合では、約四分である。すなわち、コレクション法の六十八分、デジタル・ソート法の一二五分に比較して更に短縮されている。^(註1)

ファンクションソート法は、決して一般的な方法とはいえないが、項目の構成に前述の諸制約を加えるときは著しく有効である。したがつて、計算機による分類作業においては、最も一般的なコレクション法による前に、資料の性質がこのような特殊な方法を適用しうるかどうかということを考慮する必要がある。

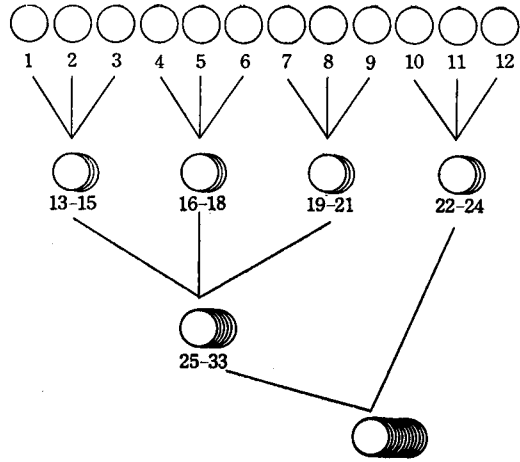
以上述べた分類の諸方法およびその機能は、テープ一巻（1 reel）の資料についての説明であつた。したがつて資料が一巻を超える量であるときには、上記のいずれかの方法で分類を終えたテープの資料は、更に相互にこれを組合せる作業を行わねばならぬ。例えば、同一の資料について三巻の分類完了済みテープは、これらを単一の配列にするために、three-way merge が行われ、更に多数

項目数 の語数	3 リール		9 リール		27 リール	
	項目数	時間 (分)	項目数	時間 (分)	項目数	時間 (分)
2—語	180,000	30	540,000	162	1,620,000	960
10—語	36,000	14	108,000	77	324,000	329
60—語	6,000	14	18,000	77	54,000	329

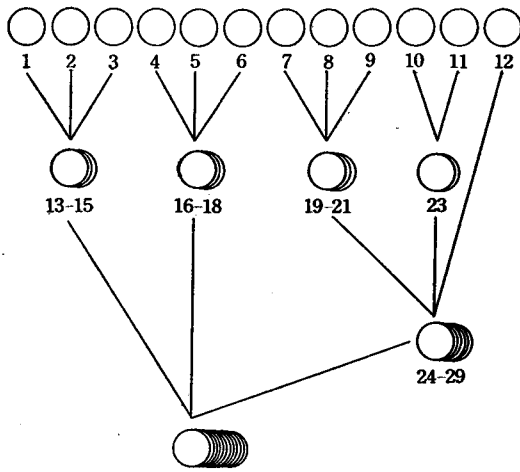
第 4 表 (註1)

のテープの場合には、この方法が逐次的に行われることになる。第四表は種々の語数の項目とテープ数に対する組合せ時間を一表にしたものである。

なお分類済みテープの組合せを行う場合、その組合せ方法が問題となる。その理由は例えば十二本のテープについて組合せを行う場合、第十二図の組合せ方法では三十三回のテープ・パス (tape pass) を必要とし、第二十三図の方法では二十九回のテープ・パスで済むことになるからである。この両方法の差四テ



第 22 図 (数字はテープ・パスの回数を表わす。33回)



第 23 図 (29回)

ブ・パスは、二語の項目では半時間以上の相違を生ずることになる。
 (註一) これらの値および第二・三・四表の値はすべて Electronic Data-Processing, Sorting Method for Univac System から引用したものである。

む す び

電子計算機による分類は、事務会計において一般に必要とされる計算作業に比して、上記のように遙に複雑であるばかりでなく、量的にもエレクトロニック・データ・プロセシングの根幹をなす

エレクトロニック・データ・プロセシングにおける分類機能

ある。

しかし完全な分類機能は、実際には大型機といわれる機種(価格にして三―五億円)において完備され、中型機以下の規模のものにおいては、この機能が主として速度において不完全であるために、むしろ穿孔カードを媒体とした分類作業による方が総ての面に優れている場合が多いといわれている。(註二)

また分類作業に要する費用の点については、汎用目的 (General purpose) の電子計算機は分類のみに用いられる機械ではないので、

ものである。換言すれば、会計事務領域の電子化の程度は、採用される電子計算機の分類機能によつて決定されるといえるのである。このことは当該計算機が磁気テープを用いた最も一般的、かつ強力な分類法すなわちコレクション法を技術的・経済的に適応することのできる機能を整備しているか否かに帰着する問題で

エレクトロニク・データ・プロセシングにおける分類機能

穿孔カード式の分類機による場合と比較することは困難であつて、使用する計算機の種類（または規模）と、処理しようとする特定の事務とについて行われるべき問題である。しかし最近にいたつて、多量の内部記憶容量と複雑な制御機構をもつた高速度の大型汎用機を、分類作業のみのためにその稼動時間の大部分を費すことは不利であるとの見地から、分類作業専用の特定目的の機械（special purpose machine）すなわち電子分類機^(註二)（electronic sorter）の採用が盛んに提案されている。^(註三)これは大型機の作業負担を軽減し、あるいは小型の機械を当該事務作業に充当することを可能にし、同時に分類費用を低減せしめることを目的としたものである。エレクトロニク・データ・プロセシングは、将来この電子分類機の普及によつて更に高度化されるものと思われる。また記憶装置に磁気ドラムのみを使用し、穿孔カードによる分類を予め行つておくことを建前としている低速度の中型電子計算機においては、電子分類機の採用による効果の向上は特に顕著なものがあると考えられるのである。

(註一) 例えば一項目の分類作業に一〇ステップを必要とし、一、〇〇〇項目が分類されるものとする、機械は一万回の機械動作をする。一、〇〇〇項目の資料に対しては一〇回の通過が行われるので、全機械動作は一〇万回を必要とすることになる。いま、一秒間に八〇の三アドレス動作 (80 three address operations) を行うことのできる磁気ドラム型の機械では、これを行うのに約

一二五〇秒（約二分）を要するが、穿孔カード式分類機では、同数の五桁の項目番号を分類する場合にも僅に八分ですむ結果となる。

Canning, Electronic Data Processing for Business and Industry, p. 271

(註二) この分類機は照合の機能をもつことによつて、分類以外に穿孔カード式照合機が行う資料の突合せ、組合せ、選別、抽出等に相当する諸作業をテープ相互間において行うことのできるものである。

(註三) Marc Showitz, Digital Computer Programs for Data Sorting Problems.

Canning, Electronic Data Processing for Business and Industry, p. 85, p. 111, p. 199, p. 269.

價格水準調整について

上 村 久 雄

價格水準調整の問題は物価水準の変動に伴ない、いわゆる貨幣価値安定の公準に対して疑念が抱かれるに及んで生じてくるものであつて、會計上その主要な課題であるところの企業所得の決定に関連して諸種の重大な問題を提供するものである。またこれは特に期間費用の計算に関連して一般に問題となる。すなわち、現代の期間損益計算においては、企業所得は当期の実現収益に対して適正な期間費用を対応せしめることによつて算定され、その場合費用は原価主義に基づく費用配分の方法によつて測定されるが、これが歴史的原価であるところから、物価水準の変動が起つた場合には当期の價格水準に立つ収益に対して必ずしも質的に等しい水準に立つ費用を示さないものとなり、ここに費用収益の同質的対応の要請から費用に対する價格水準調整の問題が生ずるわけである。

したがつて、物価水準の変動のある場合には絶えずこの問題が生じてくるのであるが、これには少なくとも三つの問題がある。すなわち、價格水準調整を行うべきか否かの問題、行ふとすればいかにしてこれを達成すべきであるかの問題、および、かかる調整をいついかなる形で行うべきであるかの問題これである。しかしながら、最後の問題はすぐれて事實認識に係わる問題であつて、物価水準の変動の程度、傾向、企業活動の背景をなす社会的、経済的、また法律的な諸制度を考慮することによつて決定せられるべき性質のものである^(一)。したがつて、會計上理論的な考究の対象となる問題はむしろ前二者である。しかし、われわれはここでは更に問題を限定して第二の点についてのみ企業所得概念との関連においてこれを考察していきたい。かくて、ここでは種々の價格水準調整の方法が問題となるが、小稿では、特に、指数調整法^(二)

価格水準調整について

と現在原価法との二つの調整方式にまつわる若干の問題を検討し、それらが企業会計においてもつ意味およびいずれの方法が採られるべきか等について考察することにする。

(一) このことは今次大戦後世界各国に多かれ少なかれ物価水準の変動が生じたときにおいて、各国において夫々これに対処する態度が異なつたことを見るにつけても明らかである。

これについては既に飯野利夫助教の次の論文に詳しくのべられている。

「米英における「物価変動と会計」に関する最近の研究について」ビジネス・レビュー・一卷一号・七九頁以下。

なお「Taxation and Research Committee of the Association of Certified and Corporate Accountants, Accounting for Inflation, pp. 99 ff.」は主要国の物価変動会計についての概説がなされている。

(二) イギリスのチャータード会計士協会は、その報告書の中で、原価主義会計に代るべき会計手続として、取替原価法、再評価法、時価法、指数修正法の四つの方法をあげて、これにつきそれぞれ註解を加えている。Recommendations on Accounting Principles, No. XV, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales.

一

価格水準調整を行う方法に関して、一般に有力なものと考えられてゐるものは、いわゆる指数法 (index method) である。この方法は、周知の如く、貨幣の購買力における変動を損益から除去することを目的としたものであり、⁽¹⁾したがつて、同一の価値を有

する貨幣単位を基準として企業会計の諸勘定を修正しようとするものであつて修正の基準指数としては特定商品の価格変動指数ではなく貨幣購買力の変動指数たる一般物価指数がとられる。そして、この方法は取替原価法 (replacement cost method)、再評価法 (writing-up method)、時価法 (current value method) の如き他の調整方法と異なり、原価主義会計方法に代替するものとしてではなく、事情の変化に伴ない原価主義会計が拡張されたものであるとして特質づけられる。しかし、かかる理解こそが、ほかならぬ A A A の会計基準委員会をはじめベイトンその他多くの論者をしてこの方法を主張支持せしめるにいたつたものである。

A A A の会計基準委員会はサブメンテナンス・ステートメント第二号において、「物価の変動が財務報告書におよぼす影響はドルの全般的購買力一すなわち一般物価指数により測定される一般物価水準一の変動に即して算定すべきである。これがために行う修正計算は、特定資産の費消に関してその現在価値もしくは置換原価に基礎をおくべきではない。」⁽¹⁾(結論四)とのべて指数法を支持する立場を明らかにしているが、同様な見解は、かのベイトン父子においてもみられ、彼等は経営者の目的のためには個別市場価額および取替原価の方が疑いもなくより重要ではあるとしながらも、期間所得の測定、全般的な財務報告の分野においては同一購買力

のドルで表現された・原価主義を固執する・報告書が強く支持されるのとべている。しかし彼等においては、個別市場価額による原価の調整は原理的にいつて厳密な原価主義からの離脱を意味し、記録された原価に代えて現在原価または現在価値をとるに等しいものであるとして、これを採らないのである。^(三)

このように一般物価指数調整をもつて原理的に原価主義思考に立つものとする見解が、AAA会計諸基準委員会はもとより指数法論者の一般に強く説くところであることはいうまでもないが、かかる見解の背景をなす基本理念は、周知の如く、貨幣価値安定の公準に支えられた会計における基本的な費用計算原則であるところの原価主義原則の裡に求められているのであつて、以下、この点を中心にして一般物価指数調整論の主張をたずねてみることにしよう。

AAA会計基準委員会は次のような考え方から出発する。^(四)すなわち、会計上の純利益は、期間収益を獲得するために「費消した」資本（または資財）のコストとの差額としてこれを計算するのが伝統になつている。現在の貨幣基準のもとにおいては、純利益の計算上収益に賦課すべきコストとは一般に初めに投下したドルの数量を以て表わされたドル・コストである。ところで貨幣価値変動の生ずることによつて、この原価を修正しなければなら

価格水準調整について

い場合、ここでは「費消しつつある」現実の資本のコストは、これを同種類のものを以て置換えるとか、別の種類の資本を以て置換えるとか、もしくは、全然置換をしないとかいう意図とは無関係に決定すべきものである。^(五)との考え方がとられ、ただ原初原価に投下された貨幣価値の変動のみが考慮されるのである。かくて特定資産の現在の取替原価、あるいは個別物価指数による調整の如きはむしろ財務管理の任務として考えられる。したがつて、この場合の調整数値すなわち修正原価が伝統的原始コストの概念と異なる点はただ後者に関するドル価値の変動を認め、これを期間損益計算に反映せしめるということのみであると主張される。現在の（または予測された）取替原価の計算が実現基準にそむくものとされるのはまさしく斯る考え方に基づくものである。しかし、上のようにして得られた修正原価によつて初めて同質のドルで表現された収益と費用との正しい対応計算が達成され、したがつて、貨幣価値安定の公準が破れた場合への原価主義の貫徹であると考えられるわけである。以上の如き考え方乃至調整方法を是認する今一つの根拠は、AAA会計諸基準委員会によれば、かかる思考が原始投下資本が選択性資金であるという事実と一致するといふ点に求められ、企業の生産力を維持するためには、回収される資金の実質的な部分は「費消した」資本の置換に用いなければなら

価格水準調整について

らないものであるが、しかし、経営は新たに取得すべき資産の選択については相当自由な巾をもつていと説く。かかる考え方は安定価値会計論におけるスウィニーの所説にも見られることは周知の通りである。彼は実質資本維持を以て理論上最も正しい資本維持説と理解するのであるが、そこでは次の如く説かれる。すなわち、「人が事業の経営にたずさわるのは、結局は、一般的稀少財をより多く獲得するということにその目的がある。この故に、企業会計の根本課題は右の目的が達せられたかどうかを確定することにある。一般的購買力が資本として投下された場合、会計は、爾後この購買力が維持されているかどうか、したがつてまた収益ほどの程度に実現されたかを決定し得るのでなくてはならない」と。(七)これに関連してわれわれは一般物価指数調整論の考え方のうちには、企業の所有者を以て会計主体と解し、それ故に、所有者たる者の見地に立てば一般的な経済支配力の名目で費用を計算することが正当であるとする思考が横たわつていているということの可能性を指摘せねばならないであろう。

さて、以上概観した如く、一般物価指数調整論は、貨幣価値一定の公準がもはや妥当しないような事情において、収益と費用との同質的な貨幣価値名目による対応を図ることを主張するものであるところから、その必然的系として、乃至は論旨徹底の上から、

かかる修正を全ての会計項目に適用することを要請することとなる。例えば、AAA会計諸基準委員会の言葉を藉りれば「物価水準変動の影響に関する計算は網羅的なものとして、行わなければならない、影響をうける一切の財務諸表項目は首尾一貫して修正しなければならない」のであつて、このことは明瞭性を貫ぬぐ上に根本的なものと考えられるのである。(八)

以上、代表的な見解に拠りつつ、一般物価指数調整論の考え方についてできるだけ忠実な素描を行つてきたのであるが、次に、これに対する批判、対立説の考察等を行うに先立つて、いまま少しこの主張における後入先出法への考え方等についてみていくことにしよう。これによつて、この立場を一層明確に理解するとともに後論の便宜を得るためである。

- (一) the Institute of Chartered Accountant in England and Wales, Recommendations on Accounting Principles XV, Accounting in Relation to Charges in the Purchasing Power of Money, 30th May, 1952.
- (二) AAA, Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, Price Level Changes and Financial Statements, 1951. 中譯書語訳編「A・A・A・会計原則」二七および八六頁参照。
- (三) Paton & Paton, Corporation Accounts and Statements, 1955 p. p. 536-537.
- (四) AAA, Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate

Financial Statements, op. cit., 中島・前掲書二四および八一頁。

(五) do, ibid.: 中島・前掲書二七および八六頁。

(六) Thomas M. Hill: An Analysis of Supplementary Statement No. 2, A. R., Jan., 1952, p. 20.

(七) 片野一郎「安定価値会計」三八二頁。

(八) AAA, Committee, op. cit., 中島・前掲書二七(八六)および二八(八八)頁。

二

屢述した如く、一般物価指数調整論は、現在の貨幣単位名目で表示されている収益に対して現在の貨幣単位名目で表示された費用を対応せしめることによつて、費用収益の同質的対応計算を達成しようとするものであるが、等しく現在の貨幣単位名目の収益に対して現在の貨幣単位名目での費用を対応せしめる効果をもつ会計方法に、後入先出棚卸計算法がある。しかも、後入先出法の場合、それは飽くまで歴史的原価主義に立つて、いわゆる費用配分の原理を達成するものである。かくてこの限り、後入先出法は一般物価指数調整論の意図を、少なくとも棚卸資産会計に関する限り満足せしめるもの如くである。

しかしながら、この立場においては後入先出法は必ずしも許容されない。このことは主として、後入先出法において算定された

価格水準調整について

費用は一般に収益を得るために実際に消費した資本の費用を示さない、即ち、作爲的な物の流れの仮定に立つていないということ、および、それが必ずしも一般物価水準を反映した費用でないということの理由によるものである。例によつて、まず A A A 会計基準委員会の説くところをみれば、次の如くである。すなわち、後入先出の流れの仮定が現実の財の流れと一致するという例はごく稀である、……しかし、価格水準の変動が著しい期間においてかかる作爲的な後入先出法を以て当期の原価(その一般購買力の変動を反映するよう修正せられたドル価値原価)を当期の収益に対応せしめようとする手段であるとして歓迎する者もあるが、このような作爲的な対応の正確性がその結果生ずる現実からの背離をも正当化しうる程であるか否かについては大きな疑問が残るとし、要するに、これは過渡的なものと考えられるべきであつて、一般物価水準の変動の影響を示す諸技術が一般に受入れられるようになつたあかつきには、これを全く断念して現実的な流れの仮定を採用すべきであるとするのである。このことは委員会が、収益を得るために「費消した」資本のコスト、ということ、いいかえれば、収益と費用との即物的一体化ということを重視することの当然の帰結でもある。したがつて、ここでは、一般物価水準と対応した動きが、後入先出棚卸品の価額についてみられるときに

価格水準調整について

のみ許容されることとなるようである。^(二)次に第二の点に関して、いま、ムーニッツの説くところを聞けば大要次の如くである。すなわち、「後入先出法は損益計算書において、価格水準の変動を衡平には調整しない。(すなわち) 後入先出法は売上原価として、扱つた特定商品に支払われた最近の原価を反映するものであるが、この最近の原価は、季節買の場合にみられるように、当該商品の現在の取替原価に近いものでない場合があり、……よしんばそれが特定商品の物価変動を排除するものとしても、ある特定商品の価格の動きは一般物価水準またはその逆数たるドルの購買力の動きとは何らの必然的な関連をもたないものである」^(三)としてこれを非難するのである。

かくて、一般物価指数調整論の立場からは、後入先出法は本来的には否定されることになるのであるが、このことは、まさしく、それぞれのよつて立つ所得概念に本質的な差異のあることに起因するものでなければならぬ。けだし、現象的、形式的には、既に指摘した如く両者は何ら異なるところをもたないからである。いうまでもなく、後入先出法は、既に我国において、渡辺進教授におかれて屢説されている如く、^(四)原価主義費用評価基準の一つであり、したがつてその限りでの制約を有しつつ、なおそこで、費用計

算方式である。しかして、期間後入先出法をとるものとして、そこで期首繰越高への喰込がない限り、それは現在の原価(カレント・コスト)を現在の収益に対応せしめるものであつて、したがつてまた、所得概念上は現在取替原価主義につながるものである。^(五)それ故に、これを指数の見地からみるならば個別物価指数調整法にこそつながるものとみられるのである。^(六)

これに対して、一般物価指数調整は既にみた如く、過去の歴史的原価について貨幣購買力の変動を修正するものであつて、この場合に収益に対応せしめられるもの現在の原価ではなくしてあくまでも過去の原価である。ペイトンも指摘している如く、原価は財貨取得時点における購入した主体にとつての価値を示すものであり、^(七)この意味で、現在の原価というのであればまさに現在の価値すなわち、現在の取替原価でなければならず、一般物価指数で換算されたものは依然として過去の原価の修正されたものにほかならないのである。

かくして、後入先出法は現在の原価を収益に対応せしめる会計方法として、実物的(現在の)な所得概念につながるものであり、一般物価指数で調整された原価は貨幣購買力的な所得概念につながるものであることは明らかであつて、一貫性の見地からいえば一般物価指数調整の主張は後入先出法を原則として否定すべきで

あり、もしも固定資産について一般物価指数調整法をとり、一方棚卸資産について後入先出法をとると説けばそこでは原理上一貫性は失われたものとして非難されなければならないこととなる。

以上によつて我々は一般物価指数調整論の主張ならびにそれによつてまつわる問題をのべ、しかしてここにおいて、過去の原価対現在の原価、一般物価指数調整対個別物価指数調整、と二つの立場のあることをみたのであるが、次にこの後者すなわち現在の原価—個別物価指数調整の立場を考察しなければならない。尤も、この他に、取替時点における実際原価を主張するいわゆる取替原価主義の立場も存するのであるが、これは、具体的な財貨用役の取替ということを重視するのあまり、時によつては、過去の期間の費用額の調整をまで主張するものであつて、我々のいう費用収益の同質的対応による正しい期間損益計算の目的には合致しないところの議論として、ここでは取上げないこととする。^(八)

(一) AAA, Committee, Supplementary Statement No. 6, "Inventory Pricing and Changes in Price Levels", 中島前掲書三八および一〇一一—一〇二二頁参照。

(二) A A A 会計基準委員会はサブメンテナンス・ステートメント第六号で「当該財の価格の変動が一般物価水準の変動と対応している限りでは、この方法(後入先出法を指す—筆者)によつて測定された利潤額は、価格水準の変動に対する修正を試みない場合の、現実的な流れの仮定によつて到達した

価格水準調整について

利潤よりも、理論上、優つてゐる」として、一般物価指数と一致する場合に採り得ることの可能性を示している。また、ペイトンも同様な考え方をとつてゐる如くであつて、「すべての物価が一斉に上昇する場合には、後入先出法成論者の立場は、収益に実際原価をチャージするために、収益測定に用いられるドルと同質のドルに記録された原価を換算する必要がある」といふ(統一ドル会計)の考え方に一致する」といふ。Paton and Paton, Corporation Accounts and Statements, 1955, p. 545.

(三) Maurice Moonitz, The Case against Lifo As an Inventory-Pricing Formula, J. of A., June, 1953, p. 688.

(四) 例へば、最近に書かれたものとして、渡辺進稿「費用配分」新会計実務講座第一巻・春秋社・一九五六年・第二章三八—四〇頁。同稿「後入先出法に関する非難」国民経済雑誌・昭和三十一年五月号一頁以下。

(五) ヒル氏が、喰ひのない場合を想定しつゝ、後入先出法は歴史的な原価法(historical cost approach)の適用と見なされ、取替原価法(replacement cost approach)の適用とも、何れとも述べることが出来るが、その目的の面より考へて、これは明らかに後者の範疇に属するものであるとしてゐることは、その点の述べたものであつて、Thomas M. Hill, An Analysis of Supplementary Statement No. 2, A. R. Jan., 1952, p. 21.

(六) AIA, Study Group of Business Income, Changing concepts of Business Income, p. 56. 渡辺進・上村久雄共訳「企業所得の研究」九五頁。参照。

(七) Paton and Paton, op. cit., p. 531.

(八) 価格水準の変動と取替原価主義の問題については、例へば A. R. Prest, Replacement Cost Depreciation, Accounting Research, July 1950, pp. 385—402. In: Mary E. Murphy (ed.), Selected Readings in Accounting & Auditing, pp. 271 ff.) を参照されたい。

三

ここに、われわれのいう現在の原価による調整方法は、イギリスのチャータード会計士協会によつて、時価法 (current value method) として取上げられており、そこでは次の如くのべられている。すなわち、「資産の費消に対する費用賦課を、当該費消された資産の貨幣原価ではなく、時価で表示しようとするものである。」⁽¹⁾と。したがつて、これは時価すなわち当期の原価を当期の収益に賦課しようとするものにほかならず、取替原価法の如く当該資産の取替費用 (資金) を留保することを目的としたものではなく、ただ、市場の変動から生ずる影響を損益から排除しようとするにすぎない。

ところで、第二節でものべたように、現在原価調整論の立場は、現在の収益に対するに、それに費消した資産の現在の取替原価をチャージするものであり、そこでは他の財貨との関連においての当該資産の個別的な価値変動を損益計算から排除するものである。この方法は、指数の面から見れば、個別物価指数調整論として把握することができる。

そこで、個別物価指数調整論ひいてはまた現在原価調整論はいかなる考え方に立つものであろうか。まずみられるものは、一般物

価と個別物価の変動態様の差異に関連するものであつて、一般物価指数の変動が単に個々の財貨用役の価格の変動と、率・方向とも相違し、それは単にこれらの諸々の相違の平均にしかすぎず、したがつて、特定企業が有する資産ならびにそれが購入する材料、労働、諸用役の価値の変動が必ずしも一般物価指数によつては反映されないという事実に着目するものである。例えば、コスト・アンド・ワークス会計士協会の一委員会はこの点に関して次のごとくべている。すなわち、「資本活動は収益活動と同じ要因によつて影響されるものでなく、また、或資本活動は他の資本活動と同じ要因によつて影響されるものでなく、更に、或収益活動は他の収益活動と同じ要因によつて影響されるものではないが故に——総合的な (一般物価—筆者) 指数を用いようとする試みが熟したものでないことは明らかである。それ故、個々の実情に応じて、その貨幣価値について調整をうける特定の資本乃至収益活動に適合した基準に基づいて作成される⁽²⁾ところの、個別またはグループ指数が使用されなければならない」と。すなわち、これは個々の企業或はまたそこの各種の活動がそれぞれ個別的な特殊な要因によつて支配されているものであるところ、これについて画一的な処理を行うことの不合理を指摘したものと説取ることができるのであるが、これに対しては事業活動が常に固定的なものではな

く事情に依じて選択的活動を行いうるとの非難が起るかもしれない。しかし、この点についてはレーシーの説くところは注目すべきものがある。彼は一般物価指数論からの個別指数論への非難に答える形で個別指数論の考え方を披瀝し、これを簡単に次の諸点に要約してのべている。(1) 企業は特定タイプの事業を営む目的のために資本を獲得したものである。(2) その資本の大部分は当該事業に適当した財貨用役に固定される。(3) 特定の時点におけるそれら財貨用役の価値は「財貨一般」のそれに比して余程大となるかもしれないが、企業は、その存在理由を失い、かつまた廃業することなしには、その幸運を実現することはできない。(4) 他の活動へ切換えたならばといった事情は余り起らず、しかもいかなる場合でも、現存の財貨用役に關する利潤を実現するようになりきつかりにそれが起るとは考えられない。(5) 材料の現在の原価が高ければ必ずや生産を誘發し、価格は究極的には下落するのであつて、それ故に、価格利益 (price premium) は一時的なものと考えられる。⁽ⁱⁱⁱ⁾かくして、彼は一般物価説には同意せず個別物価を支持するわけである。しかしこれらは、いうまでもなく、費用収益の同質的対応は、企業の立場からして個別物価によつてこそ達成されるものであるとの考え方を示すものに他ならず、かかる立場の所得概念こそが眞の所得概念であるとするものであつ

価格水準調整について

て、ペイトンが「個々の原材料または商品の価格は、しばしば一般物価水準の指数よりも大巾に変動する、そしてここに、眞正の所得を決定するために、収益には個別の現在の原価—取替原価—がチャージされなければならないとの見解には広汎な支持がある」^(四)と説いたのはまさしくこの点をのべたものに他ならない。かかる調整論の立場はまた以上の考え方も関連して企業を持続—継続企業の見地から主張される。すなわち、かのデイクシーは夙に一八九二年に永続性の仮定に言及しその必然的系を挙げているが、これはまさしく現在の取替原価乃至個別指数法によつて費用計算を行つたところの複会計制度の会計方法に着目したものであつて、ここでは継続企業公準が個別指数調整論に導く所以が明らかにされているのである。^(五)この他、個別物価を主張するものは少なくないが、これらは次節のわれわれの個別物価への賛成論との関連においてみていくことにする。

(一) the Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Recommendations on Accounting Principles, XV., Accounting in Relation to Changes in the Purchasing Power of Money.

(二) Research and Technical Committee of the Institute of Cost and Works Accountants in the Accountancy of Changing Price Levels, p.

59.

(三) K. Lacey, Profit Measurement and Price Changes, p. 62.

(四) Paton and Paton, op. cit., p. 544.

価格水準調整について

(五) の点については、AIA, Study Group of Business Income, Changing Concept of Business Income. 渡辺進・上村久雄訳「企業所得の研究」一五、九五—九六。George O. May, Business Income, In: Murphy, (ed.) op. cit., p. 330. 拙稿「継業統業概念に関する一考察」国民経済雑誌、昭和三十一年十二月号、参照。

メイは複会計制度の基礎をなしているところの・固定資産に関する正しい費用賦課額は資産の原価とは無関係に投下資本の能率を維持する現在の費用額とするという・利益概念をリアルなものであるとしてこれをとる態度を明らかにしてゐる。G. O. May, Business Income and Price Levels, p. 81.

四

以上において、主たる問題点を中心としつつ、一般物価指数論と個別物価指数論とを対蹠的に素描してきたわれわれは次に何れがより企業所得計算の見地からみて妥当なものであるかを吟味することにする。

まず一般物価指数論の立場についてみるに、ここでは、原価主義費用計算を伝統的な権威をもつて固執する基本的な態度から貨幣価値の変動についてののみこれを修正するという考え方がとられたのであるが、原価主義とは果して本来如何なるものであるうか。サンダースは減価償却に関連して、その生成の事情を次のようにのべている。すなわち、(1) 時折物価変動はみられたが、固定資産の長い耐用期間にわたつては、減価償却費を平均化するに足

るだけの(物価の)上昇下降運動があつたこと、(2) 長期的な騰貴の趨勢傾向は近年に至るまで漸進的なものであつて、会社に余り大きな苦痛を与えずして、平均化の過程と融合して調整が可能な程度のものであつたこと。(3) 取替が同一の設備単位で行われることは極めてまれであつた。すなわち、生産技術の恒常的な進歩によつて、より能率の高い設備を利用することが可能ならしめられ、したがつて、相対的に少ない設備原価支出で生産能力を維持できる関連がみられたこと、がこれである。⁽¹⁾ なおこれに関連して、棚卸資産についても斯る考え方が正当に妥当するものであることを合わせ考えなければならぬが、ここにおいて明らかなのは、原価主義のもとでも現在の取替原価の回収が予定され、それが可能なるが故にこそ原価主義が実際上確立される根拠があつたものと考えることができるということである。けだし、物価安定時においてさえも、原始取得原価は、それが現在の原価(=消費した物質資本を現在取替えるに要する原価)を用いることによつて得られる結果と実質上同じ結果をうるという事実によつてのみその使用が正当化されるといわれる所以である。伝統的な原価主義に内在する意味をかく解する限り、ここでは、物価水準の変動時において一般物価指数調整をとる必然性は存せず、むしろ、現在原価乃至個別物価指数調整こそが採られるべき方途であると

も考えられる。しかして我々は他の角度から吟味を続けることとしよう。いうまでもなく、今日の企業会計はその一つの公準として継続企業概念に立脚し、しかしてまた企業は一応その所有者乃至出資とは別個の実体として把握される如き性質のものである。更にこのような企業は既にレーシーにおいても指摘された如く特定の事業目的をもつてその経済活動を行っているものであり、その限り、当該企業の有する施設乃至財貨、用役はあくまで特定の個別目的達成のための手段として理解されなければならない。ところで、原価主義は周知の如く特定の継続企業にとつての価値を重視するものであり、原価とはかかる価値の尺度として主たる意義をもつものである。かく考えるとき歴史的な原価は他ならぬ個別物価たるの性格をこそもつものである。もつとも、この点については原始投下資本が選択性資金であるとの批判が起るのであるが、しかし尚それが企業活動にとつて目的的、機能的な源泉であることは周ねく認められるところであつてみれば、また企業が持続すべきものである限り、経営における選択的使用の余地は殆んど存在しないものといわなければならない。^(三) かくして、企業の立場に立つ限り、そこでいう原価はあくまで特定企業経済活動との関連における個別物価の表現として把握されなければならない。さらに、企業が特定の事業活動を継続するところのいわゆる継続

価格水準調整について

企業である限り、かかる企業が保有する資産は原則として企業活動継続のために常時保有されなければならない、みだりに処分しえないものであり、それ故、かかる資産に関して生ずる価格変動は企業の継続する限り実現することのできないものである。したがつて、特定の永続企業にとつては個別の現在原価こそが真の原価であり、かかる原価を補償してあまりある収益の部分こそがかかる企業にとつての真の所得として理解されなければならないことになるであろう。しかし、この考え方に対しては起りうる反論として、企業を以て投資家の代理人企業と解する場合、そこでは一般的購買力資本を維持した後の余剰を以て利潤であると考へなければならぬという主張が予期される。果してそうであろうか。なるほど、投資者の立場からすれば自己の提供した購買力が維持されておれば足りるが、しかしかかる投資家の資本の維持が問題となるのは直接には企業の解散に伴う残余財産の分配時においてである。しかるに今日の企業は無限の継続の仮定の上に立つており、その限りかかる投資家見地からの資本維持の問題は無限の将来にくりのべられるべき問題となり、むしろ、投資家の直接の関心は継続的な配当、しかも、一般的には、長期的にみて最大となる配当にこそあるといわなければならない、これがまた今日の実情でもであろう。ところで、かかる長期的にみて可及的最大限度の配当

価格水準調整について

を持続する途はいうまでもなく、企業の収益力の元本としての生産力の維持、物的資本の維持に他ならない。けだし、一般購買力資本の維持によつては特定企業の生産力は必ずしも保証されないからである。また、今日の投資家は証券の形で企業に参与するものであり、それが維持されるならば投資家の資本は維持されたものと考えられるが、かかる証券の価値は長期的平均的には企業が実物的資本を維持し一定の収益力を維持することによつて正当に維持されるものと考えられる。したがつて、現在原価による費用計算の考え方がむしろ、企業の立場からも又投資家の立場からもより正しいものであるといえよう。

次に、調整論の基本的問題であると共に、現代企業会計の根本原則でもある、費用収益の同質的対応の見地から考えるとき、一般物価指数で修正された原価よりも現在の原価の方がより正しい実質的関連をもつ対応関係を達成するものである。何となれば、費用が対応せしめられる収益は、当該費用との関連において社会的平均的に決定された個別価格に他ならず、しかして、グレハムも指摘している如く、収益たる販売価格と原価との間に何らかの関係があるとすれば、それはむしろ販売価格と現在の原価との間に見出されるべきものであるが、一般物価での修正原価は実質上収益とは直接の関係をもたないのである。したがつて、そこではも

はや企業とは直接の関係なき費用額が収益に対応せしめることになるのである。^(五)

最後に有用性の観点から問題を考察しよう。

個別物価指数調整は会計の基本的要請である一貫性の点において優れたものであると考えられる。すなわち、価格水準調整に際しては、従来の会計方法にできるだけ重大な影響を与えることなく、かつ、一貫した方法で行わなければならないが、ワーバートンも既にのべているごとく、企業会計上、一般に、固定資産の消耗費以外のすべての収益費用項目は、(特に棚卸資産に対して後入先出法が用いられている場合)、自動的に当該損益計算書の関する年度における収益・費用構成項目、すなわち特定種類の財貨または用役、の平均価格を基礎として評価されているのであるから、^(五)個別物価指数調整によつて固定資産の消耗費を計上することによつて、会計は容易に、かつ一貫的な価格水準調整を行うことができる。しかるに、一般物価指数調整を行おうとする場合、固定資産をのぞきまた仮に棚卸資産については先入先出法の如きがとられていたとしても、他の費用は現在の原価で表わされ、これについては調整の余地がないところから、そこでは、一貫性ある費用計算が阻害されるという欠陥をもつものである。

(一) Thomas H. Sanders, *Depreciation and 1949 Price Levels*, In: *Mir-*

phy (ed.), op., cit., p. 256.

(1) W. J. Graham, The Effect of Changing Price Levels upon the Determination, Reporting and Interpretation of Income, A. R. Jan., 1949, p. 16.

(三) Paton and Paton, Asset Accounting, p. 322. Thomas, M. Hill, op., cit., p. 20. 參照。

(四) W. J. Graham, op., cit., p. 15.

(五) 渡辺・上村著「前掲書」106頁。

価格水準調整について

キー・ソート・メソッドと

その適用方法

難波 恒治郎

は し が き

会計事務処理の合理化は会計機械の導入によつて戦後著しく進められつつあるが、他方、事務量が少く会計機械を導入するに至らない事務領域あるいは事務処理内容が簡単で機械化するに至らない事務領域が多々あることは衆知の通りである。これについてはたとえ中小企業における会計事務のほとんどがこれに属するものであると云つても過言ではないであらう。

一般にこれらの機械化するに及ばない事務は合理化し得ないものとして看過され勝ちであるがかかる事務領域についても充分研究の余地があり、合理化しうる面が多いと考えられる。事務の合理化は、そこに用いられる書式、事務の流れ、そこで行われる事務作業について総合的に研究されねばならないことは云う迄もないが、本文ではこの事務作業のうちの分類作業の能率化のための一方法として欧米諸国において古くから使用されているキー・ソート・メソッド (key sort method) についてふれてみたいと思う。

一、キー・ソート・メソッド

キー・ソート・メソッドとは、キー・ソート・カード (key sort card) 又はホール・ソート・カード (hole sort card) と呼ばれる多数の孔 (hole) を有するカードと撰別針 (sorting needle) を使用して分類作業を迅速且正確に行う方法である。

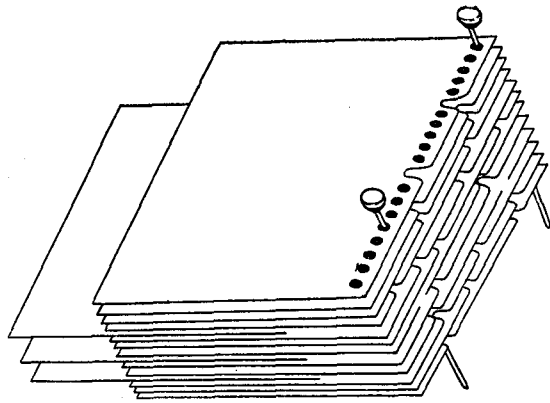
先ずキー・ソート・メソッドによる分類の一例をあげてこれを説明すると次の通りである。

今、販売伝票を得意先別、販売品名別、販売金額別に分類する

金 額				
昭和31年12月10日			No. 314	
得意先名		甲 (05)		
品名	数量	単価	金額	
A (23)	10	15	150	

第 1 図

場合を仮定する。販売伝票として使用されるキー・ソート・カードは次図 (第1図) のごとき形式であるとする。この販売伝票に所定の事項が記載されると、それと同一事項が図のごとく販売伝票の周辺の孔に切り込みの形で示される。(ここでは得意先名、および品名は数字コードによつて記されるものとする。第1図では得意先甲は05、商品Aは23で示されるとする。)

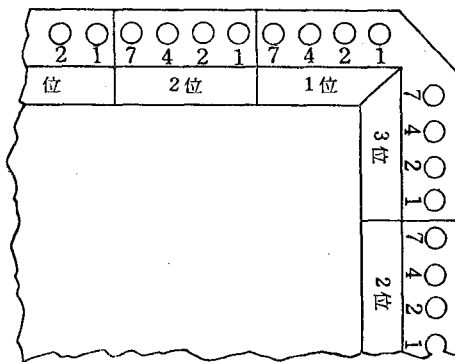


第 2 図

れる。たとえば得意先別分類に当つて第1位の0の孔に、第2位の5の孔に撰別針を通して、針を持ち上げると得意先名甲05に関する販売伝票には切り込みが行われているから下に落ち、他の販売伝票は針と共に持ち上げられ、05の伝票が撰出される。(第2図)これと全く同様の要領で品名欄・金額欄について分類を行うことができ、所要の分類作業が完了する。この撰別作業は撰別針を用いて行うほか手動式又は電動式の撰別器(tumbler)によつて行われることがある。

上例では例示のため特にキー・ソート・カードの3辺に一列づ

この切り込みは鉄によつても簡単に行うことが出来るが、通常鉄道切符の改札鉄に類似した切り込み鉄によつて行われる。こうして逐次の販売伝票は、撰別針を使用して、任意の項目について分類さ



第 3 図

いカードは掛売によるものであり、両者の撰別が容易に行われる。

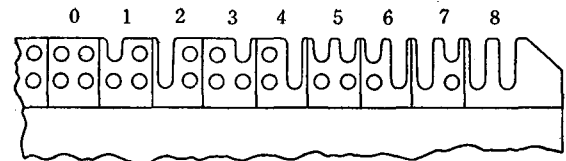
つ0から9までの十個の分類孔を1桁とする2桁又は3桁の分類孔を設けたが、通常、このように分類孔が設定されることは少ない。すなわち、分類孔は各数字について必ずしも一箇を当てる必要はなく多数の分類孔の組合せによつても示すことができるから、カードの分類能力を増加させるため、四箇の分類孔によつて1桁の数字を示すことが多い。(第3図)この場合では1、2、4、7についてはそれぞれその数に該当する分類孔に切り込みが行われるが、3は1と2、5は1と4、6は2と4、8は1と7、9は2と7、の2箇の分類孔に切り込みが行われる。(0は全く切り込みを行わない。)この場合では上例と異り1桁の分類に二本の撰別針が使用される。

これらの分類孔は単に数字を示すものとして使用されるのみならず任意に意味付けることができる。たとえば上例の販売伝票に特定の分類孔を設け現金売と掛売の別に使用すれば、そこに切り込みが行われたカードは現金売切り込みが行われな

又分類孔に英字又は仮名文字の意味をもたせ、英字分類、仮名文字分類をも行うことができる。

以上はカードの周辺に二列に分類孔を設けたカードであるからこれを単列式キー・ソート・カードと呼ぶことができるが、これをさらに拡大して二列以上の孔を設けたものがある。これを複列式キー・ソート・カードと呼ぶが、分類孔の列は切り込みを行う関係上二列乃至三列が限度である。

先ず二列の分類孔を持つカードを考えると第4図のように四箇の分類孔を用いて1から8までの数を表す



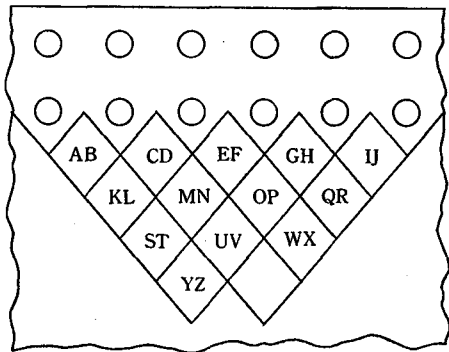
第 4 図

示す

ことができ、数字の表示については単列式カードに比較して約二倍の分類能力を有することとなる。

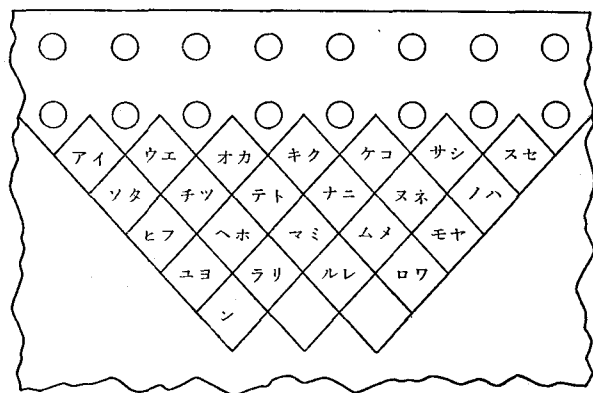
今ここに二列の分類孔で英字および仮名文字を示す一例をあげると次の通りである。

(第5図)



第 5 図の 1

キー・ソート・メソッドとその適用方法



第 5 図の 2

用いて分類孔を拡大し、楕円孔にすることによって数字又は文字を表示する。

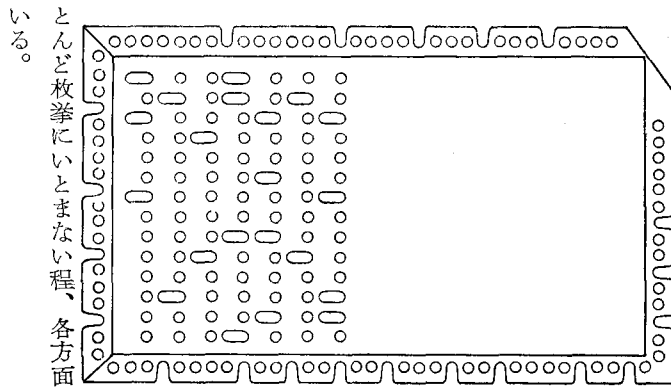
このカードの撰別はもはや撰別針のみによつて行うことは困難で二面に分類孔に相当する孔を有する箱を撰別針のガイドとし使用し、楕円孔のあるカードのみを右又は左又は左えへずらせることによつて撰別する。この方法はカードの分類能力を極度に増加させる必要ある場合に用いられるが、穿孔および分類に若干の特殊器具を要することから一般的ではない。

複列式カードのなかには、上述のカードの周辺に二列乃至三列の複列の分類孔を有するもの他に、カードの全面又は一部分に複列の分類孔を有するものがある。(第6図)このカードでは、周辺の分類孔は切り込みをつけることによつて分類できるが、カード中心部の分類孔に切り込みを行うことができないので、特殊の穿孔器具

キー・ソート・メソッドとその適用方法

二、キー・ソート・メソッドの特長とその適用領域

キー・ソート・メソッドは既述のごとく簡単な器具を用いて高効率に分類作業を行う点にその著しい特長を見ることが出来る。



第 6 図

この方法は、販売伝票の例から推察されるように分類作業を要する各種の事務についても容易に適用することができるからその適用領域がきわめて広い。たとえば、単に会計事務のみならず人事管理、株主名簿書換事務等、更に特殊事務領域として病院におけるカルテの整理、税務当局の個人台帳の整理等々、ほとんどの枚挙にいとまない程、各方面の事務に適用可能性を示している。

しかし、キー・ソート・メソッドにおける分類は、通常の手作業による分類と異り、切り込み作業と、撰別針による撰別と云う二段階を経て行われるものであるから、単に一回だけ分類すれば

足るものについて、これを適用することは不適であることは云うまでもない。したがって、これが適用される事務は次の二種に限定される。

(1) 一枚の書類を幾通りにも分類・整理して使用する必要がある事務領域——たとえば、販売伝票が会計処理のために得意先別、品名別に分類され、更に販売管理のために金額別、販売員別既売地域別等に分類されるがごとくである。

(2) 一枚の書類を経常的に反復して分類又は撰出して使用する必要のある事務領域——たとえば得意先元帳に日々記帳する場合、日々取引が発生した得意先元帳カードを撰出して記帳する際その撰出の作業をキー・ソート・メソッドによつて行うがごとくである。

キー・ソート・メソッドは簡単に実施しうる事務合理化の方法として、特に我が国のごとき特殊経済事情の下にある多くの中小企業に適用しうる余地を多分に有するものである。

又、すでに相当高度に機械化された事務についても、キー・ソート・メソッドの適用の可能性は散見することができる。たとえば穿孔カード式会計機を使用している場合、特定のマスター・カード (master card) の撰出は手作業ないしニドル・ソーテング (needle sorting) によつて行われているが、マスター・カードをそのままキー・ソート・カードとして使用すればこの撰出は極めて容易となる。又、記帳式会計機によつて機械化されている事務にキー・ソート・メソッドを併せ用いることによつて記帳式会計機による

記帳の準備作業を合理化することができる。たとえば銀行の預金に關する出納業務に際して銀行會計機による記帳に先立ち預金者元帳の撰出が為されるが、この撰出にキー・ソート・メソッドを採用することによつて預金に關する出納業務の円滑化が期待される。

しかし乍ら、このキー・ソート・メソッドに使用されるカードには相当良質な紙質（適當の厚さを有し特に紙面の滑りのよいもの）が要求される關係上、キー・ソート・メソッド採用によつて事務経費が若干増大することが考えられ、この意味からキー・ソート・メソッド採用に當つて経済的考慮が払われねばならないことは云うまでもない。

三、キー・ソート・メソッドの適用例

キー・ソート・メソッドの適用に當つて先ず考慮されなければならぬ問題はキー・ソート・カードの設計である。このカードの設計は分類を要する項目の数によつてカードの寸法、分類孔の数が定まり更に単列式カードを使用するか、あるいは複列式カードが使用されるかが決定される。このカードの寸法・型式は全く任意に定められてよいわけであるが、キー・ソート・メソッドが各種の事務領域に採用されている場合、なるべくこれを予め標準化しておき、標準カードを各種の事務領域に使用することはカード作成費の節減のためから望ましいことは云うまでもない。

分類孔を任意の分類目的にしたがつて区劃するに當つて、通常切り込みが切り込み缺によつて一箇づつ手作業で行われるため、

キー・ソート・メソッドとその適用方法

その能率化のため出来るだけ切り込みを容易に行いうるようにすることが望ましい。したがつて、理論的には一枚のカードが有する分類孔の数の「組合せ」の数だけ数字又は文字の表示が可能であつても余りに複雑な分類孔の組合せによつて数字又は文字を表示することは避けねばならない。一般に一枚のカードの分類能力を大にすればするだけキー・ソート・メソッドの分類能率が高まることはいうまでもないが実用の面においてそこには自ら限界があることが諒承されねばならない。

(A) 販売伝票

本例における販売伝票は単に會計事務処理のみならず販売管理にも用いられるものとする。ここでは特に掛売に關する伝票のみを取扱うものとする。

この伝票は、先ず會計処理のため得意先別に分類され、得意先元帳記帳に使用された上、品名毎に再分類され商品元帳の記帳に使用されるものとする。この記帳完了後販売管理のための統計資料の作成に用いられるものとする。

- (i) 地域別、得意先別、品名列、販売統計表
- (ii) 地域別、品名別、得意先別販売統計表
- (iii) 販売員別、得意先別、品名別販売統計表
- (iv) 販売員別、品名別、得意先別販売統計表

以上の目的に合致するようキー・ソートカードを設計するには

- (a) 販売月日 (b) 伝票番号 (c) 地域
- (d) 得意先名 (e) 品名 (f) 数量 (g) 金額 (h) 販売員

キー・シート・システム式の適用方法

12 4 7	1 2 4 7												
7	地域		得意				先名				販賣員 A ○ B ○ C ○ D ○ E ○ F ○ G ○ H ○ I ○ J ○ K ○ L ○ M ○ N ○ O ○ P ○		
4													
2													
1													
7	年月日												
4													
4													
1	No.												
7													
1													
7	地域		得意先名										
4													
2													
1													
7	品名		數量		單價		金額						
4													
2													
1													
7	日												
4													
2													
1													
7	月												
4													
2													
1													
7	品名		數量		單價		金額						
4													
7													
1													
2													
4													
7													
1													
2													
4													
7													

第 7 図

について分類孔の欄を設ける必要がある。ここでは地域、品名について数字コードを使用し、得意先名はカナ文字を用いて上から三字のみキー・ソート・メソッドによつて分類されるように設計されたカードの一例を示す。(第7図)

尚、このカードに決済条件、送り状番号、運送方法、(鉄道、海運自動車(の別))等についても記入欄および分類欄を設けて、売掛金決済に関する照合、運送方法の分析資料等の作成等に使用することが出来る。

これと全く同じ要領で購買伝票、入庫伝票、出庫伝票等をカード化し、購買管理、在庫品管理の強化に資することができる。

(B) 得意先元帳

得意先元帳カードにキー・ソート・メソッドを採用する理由は、(A)の販売伝票の場合と異り、記帳を必要とする所要の元帳カードを随時撰出することを目的とするものであつて分類項目も少く、キー・ソート・メソッドのもつとも簡易な適用方法と考えられる。しかし、キー・ソート・メソッドの採用によつてたとえは得意先名(仮名文字)、得意先名コード(数字コード)の何れからでも容易にカードを撰別出来る点はキー・ソート・メソッドを採用していない場合と比較してはるかに能率的である。(第8図)

これと同様の要領によつて仕入元帳、商品元帳等の各種の補助元帳に使用することができる。

(C) 在庫管理タッグ

キー・ソート・カードの特殊な使用法の一例であつて、商品又

キー・ソート・メソッドとその適用方法

は材料の受入の都度その材料の一単位毎に予め切り込みをなしたカードを付しておき、商品又は材料の払出の都度このカードを保管しておき、分類した上、原材料在高カードに記入し、在庫管理の能率化を計るものである。すなわちある材料一単位(たとえば鋼材一トン)につき一枚宛のすでに切り込み済みのキー・ソート・カードを用意しておき、当該材料が入庫したとき、入庫単位数だけ(一〇トン)入荷した場合は一〇枚)その材料にこのカードを添付しておき、出庫の都度、出庫単位数だけ保管しておく。各材料についてこれと同様の作業をすると、当日保管されたキー・ソート・カードだけ出庫されたことになりこのキー・ソート・カードを材料別に分類し枚数を計算すれば各材料の当日出庫高が判明する。これによつて材料在高カードへの日々の出庫高の記入は容易となり、在庫管理の強化を計ることが出来る。この在庫管理タッグは再び入庫材料に添付し幾回でも使用することが出来る。この場合、各材料に一定枚数のカード(たとえば鋼材について一トンのカード一〇〇枚)を準備しておく、 $\text{100} \times \text{60} \times \text{40} \times \text{100} \times \text{40} \times \text{100} \times \text{40} \times \text{100} \times \text{40}$ (鋼材のカードが在高カード記入係に六〇枚保管されているとすれば現在在高は $100 \times 60 \times 40 \times 100 \times 40 \times 100 \times 40 \times 100 \times 40$ となる。)

この一枚のカードの単位は必ずしも数量上の単位、すなわち一トン、一立方米、一米、一箇、等にする必要はなく材料受払についての最小単位でよく又同一材料について異つた単位たとえば一トン、一〇トン、一〇〇トンと数量を異にするカードに作成され

最近三年間における

わが國工業經營の主要立地動態

米 花 稔

一、開 題

この一兩年、輸出景気と並んで投資景気という言葉が一般化している如く、わが國工業經營は、欧米の最近における著しい技術革新の動向に呼応して、その設備の更新と新設拡張がかなり目覚しく進行しつつあることは、それが昨今の飛躍的な經濟の回復發展の重要な基盤の一となつてゐるものとして、広く認められつつある現象である。

このような設備投資の旺盛化は、一方において既存工場の旧式設備の新式へのとりかえ、或は設備の拡張とならんで、他方において、新工場の建設となつて具体的にみられることとなる。そのことは、特に後者において工業經營の立地現象の動態となつてつかまれる所のものである。その意味において、この小文は、いわゆる投資景気といわれるものの、一部分としての工場立地現象の動態を、最近三年間についてその主要なものを概観し、工業經營

の位置問題の研究の一資料たらしめることを目的とする。

以上のような目的の爲の工場の新設、移動、或は部分的にはみられるであろう休廃止等の位置に関する具体的な資料を、詳細に正確に集めることは容易でないので、ここには、昭和二十九年始より三十一年末に至る三年間、主要新聞（日本經濟新聞、朝日新聞、毎日新聞等）によつて報道せられたわが國の主要会社の工場位置の動態をとりまとめ整理することによつて、これにあてた。

従つて若干の脱漏を免れず、不完全であるが、別に自らの調査その他の資料によつて多少共これを補うことによつて、これを修正したので、一般的傾向と、特徴とを把握するには支障ないものと思ふ。従つて以下に表示する数字は、一応の傾向把握に役立てる爲に便宜集計したものであるから、数字自体に余り拘泥すべき性質のものでないことを附言する。又この三年間の工場新設については、既に完成換業したものと共に、着工中のもの並びに設置確定して準備中のものも含めてとりあげることとした。専ら経営位置の問題を考察する爲の資料たることを目的としているからである。以上を資料として、まずわが國工業經營の三年間の立地現象を一般的に概観し、次でこれを業種別にみ、更に特殊の問題に言及することとする。

二、概観——主要新設工場、休廃止工場の位置

〔一〕 新設工場の概観

わが國の主要製造会社の主要なる工場新設の、昭和二十九年始

最近三年間におけるわが国工業経営の主要立地動態

より三十一年末まで三年間における完成、着工ないし計画決定のもの、位置の分布状況を、業種別、都道府県別に、一覧表に示すと概数として次の如くなる。既存工場の増設拡張はここに含ま

(1) 最近三年間の主要新設工場（府県別）位置
(昭和29年～31年)

	織 維	窯 業	化 学	金属機械	パルプ紙	食 料	計
道		1	1				2
手		1	1				1
田		1	1				1
島			1		1		1
城		2					2
葉		2		2			4
馬	1		3			1	5
玉	1	3	1				5
京	1	1	1				3
川	1	1	1	1			5
渦	2	2	1				5
山	1	1	1				3
井	2	1	1				4
岡	1	1	1	1			4
知	2	2	1				5
重	1			1			2
賀	2			1			3
都	1	2	1				4
阪	1	1	1			2	5
庫	1	1	1				3
根	1	1	2		1		5
山	2	1	1				4
島	1	1	2	1			5
口	1	1	1				3
川	1	1	2	2			6
島	1	1	1		2		5
媛	1	1	1			1	4
岡	1	1	1			1	4
分	1	1	1			1	4
崎	1	1	1			1	4
本	1	1	1			1	4
島	1	1	1			1	4
計	15	20	22	7	8	9	81

(註) 完成、着工、計画決定の新設工場を含む。
日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞を資料として筆者が作成したものである。

……二九工場
その他の地方（二七道府県）……五二工場
即ち約六五%の工場が既成工業地帯以外の地方に設置せられつ

つあることを示し、この三年間にいわゆる地方工業化の成果が若干みられつつあることになる。本来わが国においては、各種工業が中心工業地帯集中化の傾向をもつていふことと考え合せて注意すべき点である。而してその中心となつて

いる業種をみると、化学工業、繊維工業（特に化繊、合繊）、窯業（特にセメント）、パルプ工業等である。これらの点については、後に再説する。

(2) これらに関東以北、中部、近畿以西に三大別してみると、
関東及び以北 二一工場
中部地方 一九工場
近畿及び以西 四一工場

即ち地方工業化の重点が中部以西、関西に重点がおかれていることが、新設工場の七五%をこの地方の占めていることに示されている。最

ず、業種別考察において、若干言及することとする。
(1) 八一の新設工場の都道府県別をみると。
既成工業地帯（東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡）：

近とりあげられつつある北海道、東北地方の開発問題について工業化に関する限り注意すべき点の一と思われる。殊に中部以西は、前表にみられる如く、新設工場の各業種を包含しているのに対し

て、関東以北の新設工場は、主として化学工業と窯業（セメント）に限られていることが顕著な特徴となつてゐる。

(3) 新設工場を業種別にみると、化学工業、窯業、繊維（化繊、合繊）工業を主とし、これに若干の食料品工業、パルプ工業、金属機械工業等の工場がみられる。設備投資を一般的にみると、既述の如く、一方に既存工場の設備増設、拡張が行われているのであるから、前表の新設工場の余りみられない業種においてこれに属するものも少くなく、金属機械工業等はその例になると思われる。従つて、新たな位置に工場が新設されるということは、新たな地方の市場指向、或は原材料所在地指向として工場が設けられ、又は新たな技術或は製品の為の工場、即ち多少共従来の既存工場と異なる業種の発展等にもとづくものと考えることが出来る。化学工業、繊維工業等以後者の例が多く、窯業（セメント）、パルプ工業等に新たな原材料所在地立地、食料品工業、窯業（コンクリート）等に新たな市場立地の例がみられるようである。これらの点については更に再説する。

(二) 休廃止工場の概観

この間の主要会社の主要休廃止工場の位置並びに業種について概観すると、新設工場の場合とかなり対照的な特徴を示している。即ち新設工場八一に対して、休廃止工場はその約四割の三二二工場に止まる。工場数としては、新設工場に對比して、かなり多いけれども、休廃止工場の七割の二二二工場が、繊維工業に属して、

最近三年間におけるわが国工業経営の主要立地動態

その他の業種は一〇工場にすぎず、主要会社の主要工場といつても、新設工場に比し規模は相対的に小なるものを主とする。殊に休廃止繊維工場二二の内、一六工場が製糸関係に属しているのである。従つて実質的には主要会社の主要休廃止工場は、この三年間に余り多い数といふことはできない。

(2) 最近三年間の主要休廃止工場位置
(昭和29年～31年)

	織 維	そ の 他	計
山形	2		2
宮城	1		1
福島	1		1
群馬	1		1
埼玉	1	1 (製紙)	2
東京	1	1 (金属機械)	2
山梨	1		1
長野	1		1
新潟	1		1
富山		2 (金属機械)	2
石川		1 (金属機械)	1
福井	1		1
岐阜	1	1 (金属機械)	2
愛知	1	1 (化学)	2
大阪	2	1 (化学)	3
兵庫			1
山口	1		1
高松	1	1 (製紙)	2
徳島	1	1 (ゴム)	2
香川	1		1
高知	2		2
福岡	1		1
大宮	1		1
長崎	1		1
計	22	10	32

これを地方別にみると、二十二都府県にわたつては、主体の製糸関係工場が本来原材料指向立地であることが特にしかしめていふことができる。その他の業種については、休廃止工場が少数であるから、これを傾向的にとりあげることはいふ。

三、業種別考察

(一) 繊維工業（化繊、合成繊維を含む）

最近三年間におけるわが国工業経営の主要立地動態

繊維関係工場の主要なものの新設、休廃止状況を概観すると、既に示した如く、一五工場の新設、二二工場の休廃止となるが、これを業種の並びに地域的にみると、極めて興味深いものがある。

(1) 新設一五工場の内、九工場が化学繊維又は合成繊維工場で、そのあとは、スフ紡二、綿紡一、梳毛紡績一、製糸一工場である。

(ア) 化学繊維、合成繊維の九工場の内五工場が瀬戸内海沿岸諸県

(兵庫、岡山、広島、愛媛、宮崎)でその他琵琶湖岸の滋賀、

並びに三重、静岡、神奈川県等である。これら業種の会社は、

性格は本来の化学工業であるから、一社一工場といわないまで

も一社少数工場で(一社多数工場の綿紡会社の兼営にしてもこ

の部門に關する限り同様である)、従来その新設拡張は、既存工

場において進められ、現にこの三年間の人絹工場等の設備増加

も目覚しく進められているのである。しかも尚新たな位置にか

く工場新設が進められつつあることは、①一工場の製造上の経

済単位としての制約、②拡張を機会とする立地条件の再検討並

びに垂直的生産体系の整備等の企図、③又新繊維の既存工場内

におけるテスト時代を経て本格的生産への着手、④或は同じ化

織、合成繊維にしても多少共種類を異にする分野への進出、⑤

従つて又外国会社との技術提携による別会社の設立等が、その

主要な原因となつていようである。

(イ) 綿紡、スフ紡の新設工場は、いずれも一社多数工場制の会社の一工場として、主としては、同社内の他の諸工場との関連における市場指向的観点から立地が選ばれたものといふべく、愛

知、大阪、広島の諸県にみられる。

(2) 休廃止二二工場の内、既にふれた如く、一六工場が製糸関係(内三工場は蚕種製造所)で、これにつぐのが麻紡績関係三工場で、他は綿紡、染色加工等の諸工場である。

(ア) 製糸会社は、その工場が専ら原材料指向の為に、主要会社は

本来一社多数工場制を原則としていたのであるが、近年多数の

休廃止工場をみるに至つたのは、一方に原料事情の変化による

と共に、他方自動操糸機等を中心とする設備近代化による能率

向上と工場配置の合理化方策に原因するのである。従つて主要

製糸会社いずれも休廃止工場を生ずるに至つた。他方これと併

せて近代的設備による新工場を別に設置したものもみられるの

である。

(イ) 麻紡績に至つては、主としては需給関係からその生産を縮少

せざるを得なくなつたことからの休廃止である。

以上の如く、天然繊維関係工場の減少と、化織、合成繊維工場

の新設は、そのそれぞれの立地条件の異なることより、都道府県別に概観しても、その地域構造は相当な変化をもたらしつつあると

いふことができる。

(二) 窯業(セメント、コンクリート)

窯業関係の新設工場として、資料的に得られたのは、既述の如く、二〇工場で、主としてセメントとコンクリート関係である。大別して、都道府県を示すと次の如くである。

セメント工場 九

北海道、岩手、埼玉(二)、静岡、新潟、山口、福岡、大分
セメント会社の包装貯蔵所 三

新潟(二)、富山

コンクリート工場 八

東京(二)、名古屋(二)、大阪(二)、兵庫、岡山

一見して工場立地条件から、後二者が専ら、市場指向立地でありセメント工場が主として原材料指向立地、一部併せて市場指向立地であることがわかる。工場自体としては、新市場への接触、新原材料地への接近が明瞭に知られる。更にこれらは、経営の業態の観点からも注意せられる。

(1) 新設セメント工場九の内、五工場は本来のセメント会社(日本、小野田、磐城、宇部、秩父)で、特にその内の三社は一社多数工場制による原材料地並びに市場地立地の態様をもつものの新設である。

これに対して、他の四工場は、全く一社一工場の兼営的な新規開業である。具体的に示すと、北海道(室蘭)の富士セメント(富士製鉄の傍系)、岩手の東北興業、福岡(黒崎)の三菱化成、新潟の電化セメント(後に電気化学工業へ合併)等がそれで、製鉄業、化学工業ないし低品位炭利用等の関連産業的立地にもとづく設立である。セメント業界に新たな業態の相次ぐ参加は注意すべき傾向としてみられる。

(2) セメント包装、貯蔵所の設置は、近年タンカー輸送等の技術

最近三年間におけるわが国工業経営の主要立地動態

的改善に伴う輸送事情の変化が、工場に遠い競争市場における市場接触の為の方法として相次いで設置せられつつあるものである。セメント会社は複数工場、その立地事情を補正する包装貯蔵等のサービスマスターション等を一体とする経営内地的分化の典型的事例の一といえることができる。

(3) 新設コンクリート工場八の内、七工場までセメント会社の傍系として設立せられ、特に、日本セメントと小野田セメントが、各都市中心に競争的に設置しつつあるのが目立つ。その場合、それぞれ地域的に市場指向の独立の会社として設立せられつつあると共に、当該地方市場の大口需要者例えば電力会社等との共同出資の業態のものが若干みられる。これらを通じて、セメント会社の業務運営の方策が、垂直的結合 (Vertical Integration) を目的としていることが知られるのである。

(三) 化学工業(繊維関係を除く)

化学工業の新設工場の位置の問題を考察するには、当然に更に若干の業種の部類分けを必要とすると共に、化学工業は本来装置産業の多角的性格から、その新設拡張の場合も、既存工場を中心として拡張が行われることが少なくないから、既掲の新設工場の場合のみならず、資料の許す範囲において、既存工場の位置における拡張をも併せ対照的に示すことによつて、多少共より設備投資の実態を明かにしたいと思う。

主要業種別に、新たな位置における新設、既存工場の拡張の双

最近三年間におけるわが国工業経営の主要立地動態

方について、都道府県別を概観すると、次の如くである。化学繊維、合成繊維は既に示したから、ここには含まない。

(1) 新設工場として顕著なのは、いずれも新たに発展する業種に

(3) 主要化学工場の新設拡張（繊維関係を除く）
（昭和29年～昭和31年）

	工場数	計	肥料	製塩	合成樹脂	石油化学	天然ガス化学	その他
		新設工場	22	1	5	3	3	3
都道府県		山口	北海道 福島 香川 長崎 鹿児島	神奈川 井阪 大	神奈川 山 ^②	秋田 新潟 千	静富 三兵衛 徳福	岡山 重庫 島 ^② 岡
拡張	工場数	11	5	1	3	0	1	1
都道府県			神奈川 ^④ 福 ^④	福岡	奈良 京都 愛媛		富山	大分

設進行中の段階のものであり、後者は既に操業中のものを主とする。

(ア) 天然ガス化学工業は、文字通り原材料指向立地であり、その

属し、石油化学、天然ガス化学工業と、製塩工業とである。この内前二者は一年前二者からわが国において注目をせられ、業界の注目の一焦点となりつつあるもので、多くは計画決定なし工場建

業態は既存の代表的化学工業会社が新会社を設立し、或は石油会社と共同出資の形態をとっている。

(イ) 石油化学工業は、既に既存諸会社の石油精製工場においても、多少共着手せられつつあるものであるが、新設工場は原油輸入の交通上並びに関連産業の立地条件、或は戦時中の軍施設拡張等にもとづく立地決定が行われており、業態はいずれも、既存関連企業の新会社設立の形態をとっている。

(ウ) 製塩工業は、従来の電気製塩より、より能率的な加圧式製塩法によつて、相次いで北は北海道から、南は九州まで企業化せられてきたことは、この期間の一の注意すべき傾向である。炭坑地帯の低品位炭利用を主たる目的の一とするもの、電力利用を目的とするもの等関連産業的視点からの企業を主とする。従つて主要石炭会社の傍系として設立せられたものと、地元公共団体等によつて設立せられたもの等が含まれていることが特徴的である。

(エ) その他の新設化学工場としては、合成樹脂、肥料等の外、苛性ソーダ、硫酸、カーバイト、液体酸素、セロファン、農薬等の諸工場があげられる。これらの多くは、主として、①生産能力の増大に伴う新工場の設置か、②関連産業的發展に伴う多角化による新工場の設置を原因としているようである。

(2) 化学工業における拡張工場が、肥料と合成樹脂関係を主としていることが、前記傾向を更に裏付けているということが出来る。これらは、単に従来の製品品種の能力増大というより新分野、新

製品の為の拡張を主としているのである。それらの立地が特定の府県中心になつてゐることも、既存工場の立地事情にもとづいてゐるのであることはいふまでもない。

(3) 尚休廃止工場としては、化学工業の分野で、既にかかげた如く、二工場を数えている。これについては、一社多数工場制の化学工業会社が油脂部門二工場の合理化による集中生産の為のものである。

以上化学工業部門を通じて、既存工場の多角化を中心とする拡張と、新規分野の工場新設によつて、この期間に相当目立つた工場立地動態が形成せられてゐることが知られ、後者の場合、既存関連会社が、自ら或は他の関連会社との共同出資形態の新会社設立を主たる形式としてとつてゐるようである。

〔四〕 金属機械工業

この分野の工場新設、或は顕著な工場拡張は、その内にわが国代表的企業を含む為に、生産量ないし規模的にはともかく、単に工場数としては、前述の諸業種程多くはない。このことは、金属機械工業が戦時中著しく拡張され、戦後一時的に極端に縮少せしめられ、その後の十年間その回復過程にあつたということ、且機械工業にあつては、品種的転換が性格上その立地制約との関係において著しい変化なく行われ得る可能性をもつてゐること、製鉄製鋼等の新設拡張は規模的に大きくても、基礎産業として特定の代表的会社に限定せられてゐる為に、工場数としては限られてい

最近三年間におけるわが国工業経営の主要立地動態

ること等に原因すると思われる。従つて、金属機械工業全体としての立地動態においては、化学工業のような著しい変化が示されないこととなる。

同様の意味において、この分野の工場新設拡張工場数の実態を、立地問題として資料的にとらえることはとりわけ困難なので、極めて不完全であるが代表的なものを示すと次の如くである。

新設

金属工業 四 (愛知、広島、山口)
機械工業 三 (神奈川^①、京都)

拡張

金属工業 六 (北海道、神奈川^②、千葉、三重、兵庫)

具体的には、八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管、川崎製鉄等の拡張又は新設が目立つてゐるのである。その限り、立地決定地域にも亦、目立つた変化が認められないようである。前記各種業種と相当異なる点といふことができよう。

この間、休廃止工場として、資料的に目立つたものとして、金属工業には三工場 (愛知、富山) があげられるのは特殊鋼関係を主とし、機械工業として、二工場 (東京、静岡) があげられる。

〔五〕 バルブ製紙業

バルブ製紙工業においては、既に示した如く、主としてはバルブ工場の新設であるが、近年引続く傾向として、中国、四国、九州の木材資源指向立地による新設が目立つことは、次によつて明かである。

新設 八工場

最近三年間におけるわが国工業経営の主要立地動態

茨城、島根、徳島^⑥、熊本^⑦、大分、鹿児島

即ち、八工場の内七工場まで、前記地域に属している。戦後、樺太地方の資源を失つたあとのバルブ生産能力の復元と立地調整の傾向が続いているとみることが出来る。只これらの工場新設を企図した会社が、わが国における一社多数工場制の業界の代表的企業というよりむしろ中堅会社以下を主としている（八工場の内六工場までこれに属す）という点は特徴的である。

〔六〕 食料品工業

この三年間の主要な新設工場を大別して示すと次の如くである。

ビール 四（群馬、東京^⑧、大阪―但し内三工場は位置決定、

新設許可の段階）

乳業 二（東京、大阪）

その他 三（兵庫^⑨、岡山―飲料原料、砂糖、油）

即ち表示によつて明かな如く、その殆どが消費市場指向を立地条件として工場位置が決定せられ、特にビール、乳業の如くわが国代表的企業の一社複数工場制において、その競争市場接近方策として、当該会社既存工場の配置と関連的に決定せられているものである。

四、特殊問題

経営位置に関する動態の具体的態様は、最も顯著なのは工場の新設並びに休廃止、次で既存工場の拡張等であるが、工場自体或

は工場の位置に関しては変動がなくして、その所属する会社の態様における変化も亦、可能な限り注意しなければならない。この点はいわゆる立地論においては論及しないけれども、経営活動における位置の問題にあつては、工場のみならず、その所属する会社全体としての経営の空間的態様が本来とりあげられなければならない性質のものであるからである。しかも、この三年間において限られた資料から得られた若干の事例によつても、一の顯著な傾向がみられる。

即ち、工場ないし工場位置においては変更ないまま、その所属する会社における態様の变化としての具体的な例は、業種を異にする工場を既存会社から分離して、独立会社として運営させようとする場合が、特に目立っている。

(ア) 八幡製鉄が化工部門工場を八幡化学として独立し、

(イ) 大同製鋼が王子工場の伸鉄部門を独立して王子製鉄に、又荒川工場を独立して小台伸銅とし、

(ウ) 日立製作が、その有する多数工場の内、日立電線工場を日立電線に、戸畑、若松、安来、桑名、深川の五工場を日立金属工業に独立せしめ、

(エ) 片倉工業が製糸部門を主体として、他の部門を独立せしめる為に、松本農機具工場を片倉機器工業、多摩自転車工場を片倉自転車工業として分離した如き、

等の事例があげられる。これらがその会社の業種的構成との関係から、営業活動上、経営管理上、資金管理上等それぞれの業態の

特殊性と、経営政策上もたらされたものであろうが、同じような傾向の事例群のみられることは注意せられる。

尤もこの期間に、反対に同系会社を合併した事例も、金属機械工業にはみられたようであるけれども、この期間に得られた資料による限り、後者の例は前者程顕著に認められなかつた。勿論いわゆる企業系列化の問題としてみた場合における企業間の連携については、相当促進せられつつあるようであるが、この小文ではそこまで言及しないこととする。

五、結 語

以上概観して、この期間にかなりの新設工場をみたが、その主体が繊維関係を含む化学工業であり、これを地域的にみると、このような地方所在原材料指向ないしその関係における従来と異なる新たな業種の工場の設立によつて、地方工業化がかなり進められつつあるということである。又新設工場の内には、食料品工業、一部の窯業、紡績工業等において、若干の市場指向立地工場がみられるけれども、その市場は、主として従来からの中心工業地帯ないし人口集中の京浜、阪神地方を主としており、地方市場を対象とする市場立地工場については、今日尚多くを期待できないようである。このような新設工場の進行と、一部の休廃止工場によつて、産業構成がかなり顕著に変更されつつある。特にいわゆる技術革新がその一因となつてゐることが具体的に知られる。

而してこれらの諸工場の新設休廃止が、それぞれの会社の業種

最近三年間におけるわが国工業経営の主要立地動態

業態との関連において特徴づけられていることが、既述の如く知られるのであるが、この関連についての考察こそ経営位置論の中心課題の一なのである。従つて、この小文においては資料としてこれを示すに止め、これが考察は他の機会に、且別の角度からとりあげなければならぬ問題である。(三二、一、一一)

成長経済と減価償却

能 勢 信 子

は し が き

ハロッド R. Harrod に始まる成長経済学が、経済の趨勢的成長と投資及び資本高度化 capital deepening の関係を取扱つて以来、近代経済学の関心の一つが、成長モデルによる資本 capital の分析に向けられ、之を契機として、従来近代経済学において比較的関心の薄かつた減価償却と資本蓄積の問題が、成長理論の立場から提起せられるに至つた。その典型を、我々はドマール E. Domar 及び、アイズナー R. Eisner の夫々時期を接して出現した論文に見ることが出来る。すでにアイズナーの論文については固定資産会計の立場から阪大・木内教授によつて紹介がなされているが、その全貌についてはなお検討すべき余地があるものと思われる。小論はドマール・アイズナーモデル及び、E・シッフ E. Shift によるモデルの修正を要約し、之等成長理論による減価償却へのアプローチの効果を検討するものである。

二、ドマール・アイズナー・モデルの性格

ドマール・アイズナー・モデルは「*Depreciation Allowance, Replacement Requirements, and Growth*」, *American Economic Review*, XLII, Dec. 1952 及び「*Accelerated Amortization, Growth, and Net Profit*」, *Quarterly Journal of Economics*, LXVI, Nov. 1952 及びドマールによる「*Depreciation, Replacement, and Growth*」, *Economic Journal*, LXIII March, 1953 及び「*The Case for Acceleration Amortization*」, *Quarterly Journal of Economics*, LXVII, Nov. 1953 に夫々前後して発表せられた。彼等の論旨は、一言に云えば減価償却資金が固定資産更新資金を超過する又は之に不足する条件を投資（微視的な企業のそれであると、巨視的な国民経済全体の投資であるとを問わず）の成長率と物価水準の変動率及び償却期間の種々の組合せの下で検討するものであり、その証明方法において類似して居るところから、彼等のモデルをドマール・アイズナー・モデルと呼ぶ。後述するシッフのモデルがドマールの符号及び方程式を原型として用いているので、我々は以下ドマールに従つて彼等のアプローチを要約することにする。

先づ、ドマールは単純化のために次の事項を仮定する。

- (1) 全固定資産は同一耐用年数をもつ。なお残存価格はゼロである。

- (2) 全固定資産は同一償却期間をもつ。
- (3) 粗投資は一定比率 γ を以て成長する。

成長経済と減価償却

(4) 減価償却費の計算は、取得原価を直線法によつて行つたものとする。

(5) 減価償却は、固定資産取得の翌年初頭から実施される。

(6) 全固定資産について「一頭立て馬車の仮定」One horse shay assumption をおく。即ち、固定資産は、耐用年数が終る前迄の間は取得時と同じ生産能力を維持し耐用年数が終ると同時に生産能力はゼロにおちると仮定する。

以上の前提の下で、先づ、物価が一定である場合、減価償却資金は成長率、耐用年数が夫々上昇するに依つて更新資金を超過することが証明される。

今、ドマールの符号に従つて G, R, D, m, K を夫々粗投資、固定資産更新価額、減価償却費、耐用年数、償却さるべき粗固定資産価額、 r, u, i を夫々粗投資の成長率（時価による）、同実物成長率、一般物価上昇率とする。なお G の初期値 G_0 は一であるとする。ドマールは R/D の関係を規定する上で以下のごとく方程式を定義する。

$$G_t = (1+i)^t = e^{rt} \dots \dots \dots (1)$$

$$R_t = G_{t-m} = e^{r(t-m)} \dots \dots \dots (2)$$

$$K_t = \int_{t-m}^t G_{dt} = \frac{e^{rt}(1-e^{-rm})}{r} \dots \dots \dots (3)$$

$$D_t = K/m = \frac{e^{rt}(1-e^{-rm})}{rm} \dots \dots \dots (4)$$

故に $\frac{R_t}{D_t} = \frac{rm}{e^{rm}-1} \dots \dots \dots (5)$

なお粗投資成長率 $r = u+i$ である。今物価が一定であるから投資成長率は実物成長率 r にひとしい。故に更新資金の計算に当り、

物価変動率を顧慮する必要は存しない。 R/D は、もし成長率がゼロであれば、物価が一定である時には一に等しい。併し、正の成長率はこの比率をより減少せしめる。一円で始まつた投資は m 期末には $(1+i)^m$ 円、減価償却資金は、 $\frac{1}{m}[(1+i)^m - 1]$ 円であるが、更新資金は最初の1円で足りるから、 m 期末の減価償却費が更新資金を超過することは明かである。この事は、 m 及び r が大なる程、著しいことは云うまでもない。この事は、又、(7) 式を r, m, rm で偏微分することによつて示される。

$$\frac{\partial(R/D)}{\partial r} < 0, \text{ as } r > 0, m > 1$$

$$\frac{\partial(R/D)}{\partial m} < 0, \text{ as } r > 0$$

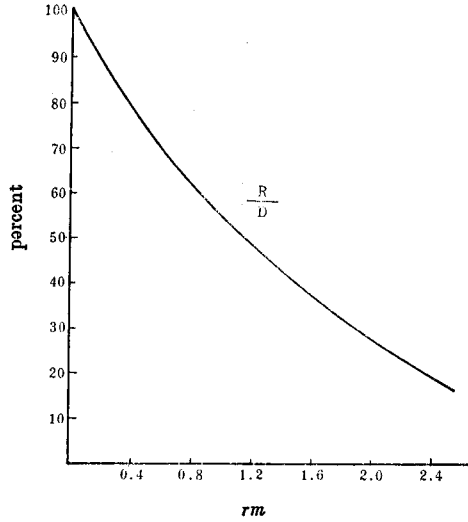
$$\frac{\partial(R/D)}{\partial(rm)} < 0, \text{ as } r > 0$$

即ち成長率、耐用年数、及び両者の積が夫々増加するとき、減価償却費に対する取替価額の比率が減少してゆくことが知られる。ドマールは、投資の成長率三、三%、耐用年数三十年、 rm が1にひとしい固定資産の R/D は約六〇%であると述べている。このモデルから、物価安定期には取得原価主義による減価計算が更新資金の不足を齎さず、むしろ更新費に比して減価償却費過大を齎す事実が認められるとアイズナーは推論している。

次に物価が上昇する場合、取替価額は取得原価時の物価によらず時価で計上することを必要とする。故に

$$R_t = G_{t-m} e^{i t m} = e^{r(t-m) + i t m}$$

rm に対する $\frac{R}{D}$ の変化



Source ; Domar, " Depreciation, Replacement & Growth ", p. 8, Chart II.

D は相変わらず取得原価に基いて計上されるから先の例と交らない。

$$\therefore \frac{R}{D} = \frac{rm e^{im}}{e^{im} - 1} = \frac{(u+i)m}{e^{im} - e^{-im}}$$

物価の上昇率は R/D を上昇せしめる。かくて、 u をこえる i の上昇により R/D は 1 にひとしくなり、更に 1 より大となる。

このことは、耐用年数が大なるほど強められる。即ち物価上昇がつづく時には、減価償却費を更新資金にひとしくせしめ更に不足せしめる。何となれば R/D は i, u, m の変動に応じて変化するがその変化の方向を見るに

$$\frac{\partial(R/D)}{\partial i} > 0, \quad \frac{\partial(R/D)}{\partial u} < 0,$$

$\frac{\partial(R/D)}{\partial m} < 0$ as $i < \frac{r}{2}$ であり、 i, u は反対方向に作用する。 R を D に等しからしめる物価上昇の一定比率 r を i が越えるとき

成長経済と減価償却

R と D を等しからしめる年物価上昇率

u percentage m 年	i percentage				
	1	2	3	4	5
10	1.05	2.1	3.3	4.6	6.0
20	1.07	2.3	3.8	5.5	7.5
30	1.11	2.5	4.3	6.6	9.8
40	1.16	2.7	5.0	8.3	13.5

による期間減加償却費とする。

$$K' = \int_{t-m}^t e^{rt} dt = \frac{e^{rt}(1-e^{-rm})}{r}$$

$$D = \frac{K'}{m'} = \frac{e^{rt}(1-e^{-rm})}{rm'}$$

$$\frac{D}{D'} = \frac{1-e^{-rm}}{1-e^{-rm'}} \cdot \frac{m'}{m}$$

なお $\frac{D}{D'} < 1$ である。

又 $\frac{D}{D'}$ は r, m, m' の変動に応じて変化する。その変動の方向を見るに、

$\frac{R}{D}$ は一より大となる。この p は、 u が大なるほど、又、 m が大なるほど大である。

(上図参照)

次に、加速償却が行われる場合、減加償却費と更新費の比率はどの様になるか。ドマール・アイスナーは、先の正常償却の場合と同じ前提の下で次の事を説明する。 R, D, K は先の定義と同じで、之に加えて m', K', D' を夫々、加速償却を行う期間、加速償却による償却総額、加速償却法

成長経済と減価償却

$$\frac{\partial \left(\frac{D}{D'}\right)}{\partial r} < 0, \quad \frac{\partial \left(\frac{D}{D'}\right)}{\partial m} < 0, \quad \frac{\partial \left(\frac{D}{D'}\right)}{\partial n} > 0, \quad \text{as } r > 0$$

$$\lim_{r \rightarrow 0} \frac{D}{D'} = 1$$

即ち、耐用年数の上昇加速償却期間の短縮は、 D 対 D' の比をより小に、即ち、加速償却による減価償却費を正常減価償却費より大にすることが分る。 D/D' は加速比率である。 D/D' から、更新費用対加速償却費の関係は、更新費用対正常減価償却費の関係を更にアクセンチュエートしたものであることが分る。何となれば、

$$\frac{R}{D} = \frac{R}{D} \cdot \frac{D}{D'}$$

$$= \frac{rm}{e^{rm} - 1} \times \frac{1 - e^{-rm}}{1 - e^{-rnm}} \cdot \frac{m'}{m}$$

今、物価を一定とすると R について i を顧慮することを要しない。第一項 R/D は正常償却の際に見られた通り、 m 、 r の上昇が R/D を減小させるが、之に加えて第二項が作用する。即ち、 m の上昇、とくに m' の短縮による D/D' の減小である。かくて、物価安定期において R/D が一より少である傾向は、加速償却によつて一層強められる。

このことから、 D/D' の存在は、物価上昇期にも更新資金不足に対して横杆となることが予想される。 u をこえる i の上昇が続くとき R/D は 1 に漸次近づきついに 1 をこえ、遂に更新資金の不足が生じるが償却期間の急速な短縮によつて、 R の上昇にもとづく R/D' の上昇は疎止される。加速償却は、物価上昇期に取得原価主義をカヴァーすることがこの成長モデルからも説明される

ことが理解される。

以上を要約すれば、次の如くである。

一、物価安定期において、成長経済又は成長企業では、減価償却費が更新費用を超過する傾向がある。このことは成長率が高いほど、又、固定資産の耐用年数が長い程著しい。加速償却の実施は一層この傾向を強める。衰退経済又は縮小的企業の場合には逆である。

二、物価上昇期において、成長経済又は成長企業では、静態経済又は静態的企業に比して取得原価主義による更新資金不足の現象は發生を抑えられる傾向がある。更新費用が減価償却費を超過する物価騰貴率の高さは、国民経済又は企業の実物の成長率、耐用年数に依存する。又加速償却の実施によつて、取得原価主義的減価償却の更新資金不足傾向が相当に緩和せられる。

この二点を基準として、ドマール及びアイズナーは、直ちに夫々別途の政策的結論を引出している。我々は彼等の政策的結論に入るに先立つて、まづモデル自体に対するシッフの修正意見を次に一瞥しよう。

三、シッフによるドマール・アイズナーモデルの展開

シッフは "A Note on Replacement, Depreciation and Growth", The Review of Economics and Statistics, 1954, No. 1 の「ドマール・アイ

ズナー・モデルをとり上げ、その前提の一つである「一頭立ての馬車の仮定」が非現実的であると、この仮定を除いた場合のドマール・アイズナー・モデルを発表している。シッフによれば、固定資本が耐用期間中一定の生産能力を保持することは特殊の場合であり、一般には期間中に漸次その能力を減じ、之に応じて部分的に更新が行われ、かくて耐用命数終了時には、もとの固定資産の特定部分のみが更新対象として残存するにすぎないと解されている。

シッフのモデルは、 D については先のドマールのモデルと交りはないが R については異なる。シッフは k を固定資産の耐用年数終了時に更新を要する部分の、全固定資産に対する比率とし、 $k \leq 0$ 、 $k \geq 1$ とする。 k が 1 に等しい場合、期間中全く更新の行われない「一頭立て馬車」の仮定——ドマール・アイズナーのケースに一致する。他方 k がゼロである場合、耐用年数終了時には已に更新が全部行われて居り、之はドマール・アイズナーのケースと正反對である。シッフは k がゼロと 1 の中間にあることが最も一般であると考へ、又、償却期間中に更新が進行する方式は一様でなく従つて夫々異なる R/D がそれに対応することを示す。償却期間中に行われる更新の進行状態、即ち $(1-k)$ のタイム・パターンは、A、期間中一率に分布する場合、B、期間の経過に比例して更新分布が増加する場合、C、期間の経過に比例して更新分布が減少する場合の三つに大別されるが、之を考慮するとき、アイズナー・ドマール・モデルは次の如く修正される。

成長経済と減価償却

$$G_t = e^{rt}$$

$$K_t = \frac{e^{rt}(1-e^{-rm})}{r}$$

$$D_t = \frac{e^{rt}(1-e^{-rm})}{rm}$$

$$R_t = R_k + R_c(1-k)$$

所^レ $R_k = ke^{rt(1-k)}$ とせよ。

$$R(1-k) \text{ 是 } A \text{ の場合 } \frac{(1-k)e^{rt}(1-e^{-rm})}{rm}, \quad B \text{ の場合 } \frac{2(1-k)e^{rt(1-k)}}{r^2m^2} (e^{rm}-rm-1), \quad C \text{ の場合 } \frac{2(1-k)e^{rt(1-k)}}{r^2m^2} [e^{rm}(rm-1)+1]$$

では R/D について之等三種の答が出ることになる。

$$A \text{ の場合 } \frac{R}{D} = \frac{krm}{e^{rm}-1} - k + 1$$

$$B \text{ の場合 } \frac{R}{D} = \frac{kr^2m^2 + 2(1-k)(e^{rm}-rm-1)}{rm(e^{rm}-1)}$$

$$C \text{ の場合 } \frac{R}{D} = \frac{kr^2m^2 + 2(1-k)(rm e^{rm} - e^{rm} + 1)}{rm(e^{rm}-1)}$$

k が 1 にひとしい場合、A、B、C 何れも $\frac{R}{D} = \frac{e^{rm}-1}{rm}$ になり之はドマール・アイズナーの R/D に一致するが、 k がゼロのときには三者は背離する。即ち、

$$A \text{ の場合 } \frac{R}{D} = 1$$

$$B \text{ の場合 } \frac{R}{D} = \frac{2(e^{rm}-rm-1)}{rm(e^{rm}-1)} < 1$$

$$C \text{ の場合 } \frac{R}{D} = \frac{2(rm+e^{rm}-1)}{rm(1-e^{-rm})} > 1$$

$k \parallel 0$ の場合、A、B、C 何れにおいてもドマールの R/D より

大である。更にシッフは、 k がゼロより大で1より小なるときのA、B、C三つのケースを夫々計算し、それが $k \parallel 1$ を前提するドマールの R/D よりも大であることを結論している。かように「一頭立て馬車の仮定」をはずした場合、更新実施のタイミングの相異は R/D に夫々異なる影響を与えるものであるが、シッフが就中強調する点は、 $\sqrt[0]{V}$ なる一般の場合 R/D は常にドマールの R/D よりも大であること、換言すれば、減価償却費が更新費用を超過する程度は、ドマール・アイズナーが考えるよりも一般に小であることである。

以上は物価安定期について考えたのであるが、物価上昇期を問題とする時、先の説明から、シッフのモデルでは、更新費不足を生じる物価上昇率は、ドマールの場合に比してより低い水準にあることが予想される。物価上昇期には、ドマールのモデルと同様にDについては物価安定期のDと同じであるがRについては時価に修正しなければならない。 k が1より小なるときRは R_k と $R_i(1-k)$ に分れる。この各々について夫々物価上昇率 i を考慮すれば、

$$\begin{aligned} \text{Aの場合} \quad \frac{R}{D} &= \frac{(u+i)[kum+(1-k)(e^{um}-1)]}{u(e^{um}-e^{-um})} \\ \text{Bの場合} \quad \frac{R}{D} &= \frac{(u+i)[km^2u^2+2(1-k)(e^{um}-um-1)]}{u^2m(e^{um}-e^{-um})} \\ \text{Cの場合} \quad \frac{R}{D} &= \frac{(u+i)[km^2u^2+2(1-k)(um+1)]}{u^2m(e^{um}-e^{-um})} \end{aligned}$$

シッフはこの三つを、一般化された R/D 方程式と解している。

今 $\sqrt[0]{V}$ であるとき R/D を1ならしめる i は、A、B、C何れの方式によるも $k \parallel 1$ の場合に比して遙かに小さい。 R/D を1にする i の最高限は $k \parallel 1$ によつて条件付けられる。シッフの計算によれば $k \parallel 30$ 、 $k \parallel 3\%$ の場合 $k \parallel 0.9$ になるときAの方式ではみぎの i は22%、B、Cでは何れも29%、1.5%であるが $k \parallel 1$ になるときはいつの方式によるも43%である。(iの高さが u 、 m にも夫々依存することは、ドマールと同じである。)

シッフの右の分析は、償却期間中に発生する資産の更新という事情を考慮することによつて、ドマール・アイズナー・モデルを一步現実に接近せしめたものであるが、見落し得ない点は、かかる程度の現実化によつて、直ちに R/D についての一義的な説明が困難になるということ、従つて又、ドマール・アイズナー理論から直ちに減価償却を支ずる命題を設定し、或は政策的結論をひき出すことには当然危険を伴うということである。

四、ドマール・アイズナー・モデルと減価償却

ドマール及びアイズナーは、二節で示した R/D に関する理論から夫々異なる政策的結論をひき出してゐる。以下それを要約しよう。

先づ、ドマールは、企業財務視点から、減価償却費に対する更新費用の比率が小なるほど企業投資決意にとつて望ましいこと、従つて、 R/D が上昇する事を防ぐ上で、加速償却の実施、 rm の上昇が必要であること、かかる手段で不十分である時、例えばインフレーション期には、企業所得留保分を増大することを提唱す

る。他方、彼はかかる観点は国民経済についても企業と同様に貫かれるとしている。即ち、国民投資（又は企業投資）を増大する必要がある後進国民経済（又は若い企業）では、加速償却政策が資本蓄積の手段として唱導されるべきであると考へる。ドマールによれば、減価償却と更新費用の問題は企業財務政策及び国民経済伸長政策の立場から提起されるのである。

次に、フェイスナーにおいては、同じく経済の成長に視点を置き乍ら政策的命題としてはドマールのそれと異なる。彼は、一般に主張される償却不足の問題は厳密性を欠くこと、投資の成長を考慮すれば、償却不足の事実は一定の条件においてのみ存在するが、かかる事実は加速償却の実施によつて緩和されること、又加速償却実施によつて企業に生じる利点について、企業の利益関係集団たとえば労働組合、一般株主はこれを看過すべきではないと提唱する。

なお、企業会計の立場からするドマール・アイズナー・モデルの解釈は次の二点に要約される。即ち、投資成長理論から一、減価償却に対する取得原価主義の立場の一の擁護論が与えられ、二、加速償却は取得主義による償却不足の問題をカバーすることが立証されると解する。

所で、二節で見た如く、ドマール・アイズナー・モデルは、それ自身極めて抽象化された成長経済なる条件の下での単純な理論構造をもつものにすぎず、かかる条件の一つでも変更するとき直ちに R/D が一義的に決まらないものであることは、三節で示

成長経済と減価償却

したシッフの修正意見から明白である。勿論シッフは、「一頭立ての馬車の仮定」のみについてドマール・アイズナーの仮定を変更したにすぎず、ドマール・アイズナーモデルを更に現実化するためには、複数の物価水準の動き、減価償却費再投下から生ずる問題の処理、ホモジニアスなものと仮定されている固定資産の、異質かつ多数の固定資産への具体化等の諸問題が存在している。その時には R/D がドマール・アイズナーの想定した如き単純なものでは無い事は明かである。故に、ドマール・アイズナーのモデルから直ちに減価償却に関する命題を設定し、或は更に減価償却政策を云々することは抽象——具体の関連を認知せざるものと云えよう。我々は、減価償却の経済学的説明がこの程度に留まることなく発展することを切望するものである。

經濟經營研究所企業經營科定例研究會

第一〇〇回研究会（昭和三十一年十一月二十八日）

川崎製鐵株式會社神戸工場見學

当社は昨年三月よりRR穿孔カード式會計機によつて事務の機械化を実施しているが、RR機械の採用は關西地区では当社が京郡の第一工業製藥株式會社につぐ二番目の會社である。したがつてRR機械の導入にあつては、IBM機械の数多いユーザーの中にあつて、多くの調査と決断を要したことであらうと思われる。

当社の事務機械化は実施以來日も浅く、また最初は小規模の段階より始め、機械の増加と共に次第にその範圍を拡大する方策がとられているとのことであるので、現在は約二千種に上る資材の数量的、金額的管理のみの機械化を実施している状態であつた。

当社では、近々機械を約二倍に拡充し、同時にUNIVAC電子計算穿孔機も導入することであつた。

第一〇一回研究会（昭和三十一年一月十三日）

社會會計の方法について

能 勢 信 子

社會會計は、國民所得計算を會計的接近によつて行ふ經濟分析の一例

具である所から、國民會計、又は巨視的會計と名付けられる。會計的接近による価値計算は、個別資本の會計としての企業會計において高度に利用せられ、事実、勘定設計技術について社會會計が企業會計に負う所は少からぬものがあるが、それにも拘らず、企業會計と全く相異なる社會會計の方法的特徴が嚴存する。社會會計の方法上の特徴は、対象の相異に基く。即ち、社會會計の対象である社會的總資本は国内のすべての異質會計主体によつて担われ、担い手たる會計主体が価値生産物を生産する基本的部門と之に依存する不生産的部門の様に國民所得の生産機能において差異をもち、會計主体間の一定の価値移転取引が總資本全体の循環を可能にし、かつ次期の國民所得の大きいと内容を規定するものであるに比して、企業會計の対象である個別資本は単一の會計主体によつて担われ、自らの運動以外の資本の運動に關心をもたず、専ら貨幣収入として収納された個別資本の運動成果とするのみで足る。従つて社會的總資本のための価値計算が、個別資本のそれに比して、単にその運動の産物である価値の流れの局面を「勘定」を以て計算するのみでは足らず、總資本を担う會計主体群の間の価値生産物の移転關係を、會計主体の特定「部門」への統合を介し、部門別勘定体系間の取引連関の追及を必要とするとは特記されるべきである。かくて、部門設定——価値生産物の流れの方向を知る——と勘定設計——価値生産物を流れの局面で見ると——は社會會計の方法上の特徴を形成する。右の観点から現在のストーン方式による社會會計デザインを觀察すると、先ず國民所得分析から殆ど飛躍を見せなかつた初期の社會會計に比して、個別會計主体か

ら出発しこの勘定群の部門への統合を介して部門別勘定群によつて一國の所得循環構造を把えるアプローチである点に著しい進歩が見られる。但し問題は、部門設定及び勘定設計を指導するエコノミックデザインがケインズの所得循環に基礎を置き、ために社会的総資本内部の独自の循環、生産的資本と不生産的資本との、生産財部門と消費財部門との、政府と独占資本との、労働者家計と全企業部門との間に見られる社会的大量取引が、統合過程で消去されること、かくて単に企業部門、政府部門、家計部門の各勘定群が経済循環を説明するに過ぎないということにある。かくてストーン方式によれば、社会会計の用具である「部門」と「勘定」を用いるとはいへ社会的総資本の本質規定に立ち入ることなきために、有効な分析結果を齎しえないことが理解される。故に用具としての「勘定部門」の使用に先立つ、対象の正当な認識が要請されるべきことが理解せられるのである。

第一〇二回研究会（昭和三十一年二月一日）

在外會社の經營問題

米 花 稔

在外会社の經營問題は、経営内の地域的分化の問題の、特殊な場合として考えることができる。今日の経営は、経営内部における地域的分化がむしろ原則となつていてと考えることができ、そのことが直接間接経営の組織並びに運営上少なからず問題を生ぜしめている。この如き地域的分化が國を異にする地域にまで及ぶ時には、前述の如き一般問題と共に、多くの特別の問題を処理しなければならない筈である。

又今日わが國において外資導入は、種々の観点から注意せられて重要な問題の一つであるが、これを反対の側からみると、在外事業所の問

題として考えられるべきものがその中に多い。而して外資導入の受入側からの立場の研究、或はその経済学的研究等は、既にわが國において少なからず発表せられつつあるが、これを反対の側面から、しかも専ら経営問題としてみることは、その実態の理解をより深めるのに役立つであらう。

更にわが國も亦、最近きわめて小規模に、且遅々としてではあるけれども、若干の企業が国外に工場、事業場を設けて、海外発展を進めつつあるので、このような研究は、将来直接役立つこととなるであらう。

以上の理由で、本報告では、アメリカ企業、特に製造工業会社の在外事業所（工場等）の經營問題を、主としてメキシコのそれを事例として考察したハーヴァード大学の経営学大学院助教授 E. R. Barlow 氏の調査研究 "Management of Foreign Manufacturing Subsidiaries" 1953 を紹介した。

經營問題各般にふれているが、例えば在外製造販売活動の組織問題の問題点の如きをあげれば次の如くである。

- (1) 在外活動に対する親会社の組織
 - (ア) 在外事業所の活動の監督
 - (イ) 在外事業所の活動と本社の輸出業務との関係
 - (ウ) 諸在外事業所活動相互間の調整
 - (ニ) 親会社と在外事業所間のインフォメーションの円滑なる交流
 - (ト) 本社の最高経営者に、在外事業所の事情をよく知らせること
- (2) 在外事業所の存立形態

第一〇三回研究会（昭和三十一年二月八日）

社會會計におけるモデル設計の問題

能 勢 信 子

最近発表されつつある社会会計のためのモデルは、ストーン方式に見

られる様に、ケインズの国民所得循環をヤクター勘定群の取引連関で表現することを特徴としている。報告は、ケインズ的な所得循環モデルと対比しつつ、マルクス理論を基軸とする所得分配モデルを設計し、かつそれを具体的な社会会計デザインとして構成することに向けられる。

第一〇四回研究会（昭和三十一年二月十八日）

會計事務における電子計算機の特性 (I)

木 谷 秀 雄

電子計算機の会計機械としての特性は、これを機能的な面よりみれば機械に入られた資料の処理速度が従来の機械に比較して著しく迅速であつて、一般にその結果を印字する印刷機構の作動速度によつて制約を受ける程に高速度であることによつて特徴づけられるが、これは(一)電気パルスに符合化された原票の数字及び文字の分類、計算、比較、組合せ等の個々の動作に要する時間が数千分の一秒といわれる程度のいわゆる電子的高速度であることと、(二)これらの個々の動作を行う一連の過程が全く人間の判断及び手操作の介入を必要とすることなく、予め定められた処理順序にしたがつて自動的に行われることのためである。

すなわち会計機械としての電子計算機は、個々の動作が迅速であるといふだけでは穿孔カード式の分類機、照合機、計算穿孔機等がそれぞれ高速化されたものと交りないのであるが、このように一連の動作を自動的に進めてゆくために機械が記憶機能と判断機能をもっている所に従来の会計機と比較して本質的な相違がみられるのである。

記憶機能とは記憶装置に資料を貯え、必要な時に必要な項目を読出しで再現し、或いは消去することを用いのであり、また判断機能とは計算結果の正負によつて次に行うべき処理方法を選択する機能で、例えば給

与計算にさいして、各人の所得額に対応する税率を、或いは商品の注文量に應ずる種々の割引率を記憶装置から自動的に選択して計算を進めるとか、誤動作の検出、表示をするとか、既定の演算順序を変更して例外的な処理に切換える等の動作を機械に行わしめるものである。このように計算結果を判断して、これに対応する種々の動作を行うことを条件転換といひ、電子計算機はこれらの機能によつて會計事務に対する総合的な適応性をもつことになるのであつて「考える機械」とか「電子頭脳」といわれる所以である。

第一〇五回研究会（昭和三十一年二月二十九日）

會計事務における電子計算機の特性 (II)

木 谷 秀 雄

電子計算機の特性を會計の分野における操作運用の面からみれば次の通りである。

機械の構成は資料の入口である入力部と最終結果を記録する出力部と、その間の記憶、制御、演算の合計五つの部分が相互に電氣的に結合され有機的に一体となつて動作するものであるから、操作運用の方法には、間接操作法と直接操作法とが考えられる。

前者は原票の資料を予め穿孔カード、磁気テープ等に記録しておき、これらを媒介として連続的に機械に資料を挿入する方法である。この場合カード、テープ等は所定の作業順序を指令するテープと共に機械にかけるだけでカード式会計機のように一つの機械から他の機械にカードを移すというような操作を要しないで最後の会計報告書が作成されることになる。なお記憶装置に貯えられた資料は、これを幾回でも任意の順序配列で読出すことができるために、これらの資料を用いて各種の会計表

が指令テープの取替のみによつて自動的に作成され、カード式会計法におけるカードの組替を必要としない。

後者はカードまたはテープを用いないで、資料を打鍵することによつて電子計算機を直接、動作せしめる方法をいう。打鍵によつて分類、計算、記録が同時的に行われる点では、記帳式会計機と類似しているが、この場合、打鍵された資料のうち、必要な資料は記憶装置に順次貯えられて、これらから更に爾後の各種の処理を行うことができる特徴がある。

直接操作法は、打鍵の結果が直ちに表われるため、例えば棚卸資産、売掛金残高等を刻々知る必要があり、その残高が繰越されるような会計事務を処理する場合に最も有効である。カード式会計機では、このような事務に対しても一定の縮切時間を設け、この間に作成集積されたカードを一括して、機械作業に移すために、例えば販売が行われる毎に仕切書、出荷伝票が印字されること及び時々刻々の正確な在庫残、売掛金銭等を知ることが不可能であり、特に商品の動きの激しいときには実際の在庫残と帳簿上のそれとの相違の大きいことは免れず、業務の円滑な遂行に支障をきたす場合も考えられる。

また一連の会計事務を行うために、同一の資料が複雑かつ多面的に利用されるにたがつて、合計カードの作成、複写、照合のための再編成、再分類等、機械にカードを挿入する手順、手数も極めて複雑になり、この間に誤りをも生じやすいことになる。

以上のことから電子計算機は、穿孔カード会計機に優る自動的、高速度の機能と共に、記帳式会計機にみられる個別的、直接的な機能の長所をも併せもつものであるといふことができる。

第一〇六回研究会（昭和三十一年三月十九日）

モルガンによる産業會社支配の特徴について

井 上 忠 勝

一、J・P・モルガン（1837-1913）は、株式所有に主たる基礎をおくことなく、もろもろの産業会社に對し力を獲得しかつこれを行使した。一、モルガンは、株式所有は主たる基礎をおかずとも、産業会社に力を獲得しうる、そのような能力を有していた。

三、モルガンは、右の如き能力を背景に、産業会社に力を獲得しかつこれを行使すべき理由を有していた。

四、モルガンが産業会社に力を獲得せんとする場合、そのような力の獲得にとくに好都合なある種の機会が存在していた。すなわち(1)株式が集中的に所有されている会社の所有者が、その株式を一般大衆に譲渡せんとする場合、(2)会社が急速な拡張のために証券を発行せんとする場合、(3)会社が財務窮迫に直面する場合、就中その更生が必要とされる場合、および(4)会社の統合が企てられる場合。

第一〇七回研究会（四月十八日）

イギリスの税法における棚卸資産會計

渡 辺 進

イギリス税法は課税所得算定のための棚卸資産評価の方法について何等明確な規定を設けていない。棚卸資産評価の問題は納税義務者と税務当局との間で解決せらるべき事実上の問題であると考えられている。

先ず低価法は実業界における長年の慣行であり、税務計算においても認められている。低価の事実を判定する場合に総括法によるべきか区分法（乃至選択法）によるべきかは疑問とされていた。税務当局は最近に至るまで総括法の適用を主張して来たが、一九四九年に裁判所は選択法の適用を認めた。

棚卸資産評価方法のうち税務当局に承認されているものは先入先出法である。恐らくこの方法が実業界において一般に承認されている方法であり、課税目的上利益の算定は、法令に別段の定めのない限り、一般に承認された商業会計の慣行に合致すべきものであるとの考えに立脚しているものである。

基礎在高法はイギリスでは古くから若干の業種で用いられていた。またこの方法の採用が当該業界にとつて一般的の慣行である限り税務計算でも承認されていたといわれる。併しながら一九五三年十二月控訴裁判所は基礎在高法を否認している。後入先出法は未だ裁判上の問題となつたことがなくまた実業界においても殆んど用いられていないようである。他面先入先出法と低価法のみでは価格変動時に棚卸資産費用の計算上諸種の矛盾が生ずることが実業界において意識されつつあり、棚卸資産評価方法改正に関する諸種の提案が行われている。価格変動準備金の設定、基礎在高法及び後入先出法の承認に対する要望がこれである。これらの要望は先入先出法的棚卸資産費用計算にあきたらず、よりリアルな棚卸資産費用計算への関心を物語るものとして興味がある。

第一〇八回研究会（昭和三十一年五月十六日）

減価償却論争について

能 勢 信 子

近著“Realistic Depreciation Policy”に於て、Teboughは、減価償

却が固定資産資本価値の減少の進行度を反映して行われるべきこと、このため一般に初期償却が必要であること、又インフレーション期には、資産再評価を行うか思い切つた加速償却をいうか何れかの方法を採用すべきことをも話している。このデータとして、Teboughは、直線法による償却と、資本価値減少を反映し耐用期間の二分の一以内にその価値の三分の二を償却する自らの償却方法（之を彼は realistic depreciation method と名付ける）との夫々の結果をアメリカ産業につき比較している。インフレーション期における償却問題についての彼の意見には疑問はないが、一般に初期償却が主張せらるべきであるか、又その根拠が、彼の如く固資産の資本価値（即ち固定資産の将来のサーヴィスヴァリューの割引価値）減価に求められるべきであるかは未だ疑問があると思われる。

第一〇九回研究会（昭和三十一年五月二十三日）

労働生産性について

置 塩 信 雄

(1) 労働生産性の概念規定の規準
労働生産性の概念は次の三つの規準を充さなくてはならない。(a) 労働生産性は生産における物理的、技術的要因以外の要因を含んではならない。(b) 労働生産性は生産において用いられた生産手段の種類および量を考慮しなくてはならない。(c) 労働生産性は代替的な(multi-situational)複数の生産方法が存在すると否にかかわらず規定されなくてはならない。

これらの規準に照してみると、労働量で、総生産価値や附加価値額を除く方法や、労働量で生産高を除く方法、および労働の限界生産力などで労働生産性を規定するのはいづれも不適格であることがわかる。

(2) 労働生産性の概念規定

上述の規準をみたと労働生産性の規定は「その生産物一単位当りの投下労働量の逆数」である。ここで投下労働量というのは、直接労働量のみならず、生産において消耗した生産財（労働生産物である生産手段）に投下された労働量をも含む。従つて労働生産性測定の問題は投下労働量測定の問題となる。

ある生産物単位当りの投下労働量の測定は次のようにして行われる。
第 i 生産物の生産係数を

$$(a_{i1}, a_{i2}, \dots, a_{in}, \tau_i) \quad (i=1, 2, \dots, n)$$

とする。但し、 a_{ij} は第 i 財一単位生産のために必要な第 j 生産財の量（生産財の種類は1個、 $1 \leq j \leq n$ ）、 τ_i は第 i 財一単位生産のために必要な直接労働量。

各種生産物の単位当り投下労働量は、次の連立方程式で決定される
 (l_1, \dots, l_n) である。

$$\sum_{j=1}^n a_{ij} l_j + \tau_i l_i = k_i \quad (i=1, 2, \dots, n)$$

(3) 労働生産性測定の問題点

(a) 一つの生産物の単位当り投下労働量を決定するためにも、その生産のために直接、間接に必要な生産財の単位当り投下労働量と同時に決定しなくてはならない。そのため、各生産物についての生産係数の調査と極めて多数の連立方程式を解くための計算能力が必要である。

(b) 第 i 生産物単位当り必要な直接労働量 τ_i はいろいろの労働からなるが、これらを同質のものに還元して、 τ_i として通算する問題。

(c) 第 i 生産物単位当り必要な生産財 a_{ij} を決定するに当つて、耐久的生産財については、その消耗高をどう決定するかの問題。

(d) 結合生産物 (Joint Product) についてどうするか。
これらの諸問題は、いづれも原理的には解決可能である。

第一〇回研究会（昭和三十一年六月六日）

複會計制度の利潤計算論的意味

上 村 久 雄

利潤計算原理の観点からみて、複會計制度は半発生主義の會計制度、いいかえれば、現金主義會計と発生主義會計との橋渡的な地位にある會計制度である、といわれることがある。報告は、かかる議論に関連して、半発生主義の意味を吟味するとともに、若干の疑問を提起することを目的とした。

いわゆる半発生主義は、要するところ次の如く理解される。すなわち①費用・収益認識の一基準であること。しかして、②現金収入・支出のみならず将来の現金収支を伴う権利義務をも損益計算にとり入れること。③固定資産會計に取替法を導入して現金主義からの脱却を図っている。しかし乍ら④発生主義會計の微表たる経過勘定、減価償却等の導入がみられない限りにおいて、未だ発生主義の前段階に位置する。しかしてこの場合において複會計制度は、資本勘定（資本的収支の勘定）および収益勘定（収益収支の勘定）は現金主義によりながら、なお取替法の導入によつて固定資産について現金主義から脱却し、また、一般貸借対照表を用いることによつて、運転資本、短期信用の計理および棚卸評価の問題を解決している會計方式として理解される。

ところで、かかる議論については次のような疑問が生ずる。いま資本勘定については特殊の原則が作用するものとしてこれを除くとしても、かかる意味の費用収益認識の基準を前提とするときは棚卸資産の貸借対照表能力を説明しえないのではなからうか。もつともこれに対しては一般貸借対照表から説明をされるかもしれないが、その場合には既に収益勘定が現金主義に立つているとの議論とは矛盾することになる。資本勘

定と収益勘定とがそれぞれ現金主義に立つといわれる場合、その現金主義とは必ずしも同一の意味内容を有するものではなく、一元的には説明されえない。したがって、この場合には固定資産に対して取替法が適用されている点が特質であるに止まることとなるが、取替法それ自体は費用・収益認識基準とは無関係の別個の問題であり、しかも、取替法が損益法の会計方法であるか財産法のそれであるかには若干の疑問が存する。しかして、複会計制度を半発生主義の会計制度として一元的に説き、したがってこれを損益法の会計理念の線で説明するには尚問題があり、また、歴史的にはむしろ当時の事情からいつて純財産増加所得概念からの脱却を図つたものとも理解される。したがって我々はこの観点から今後、細かい検討を行う必要があるように思われる。

第一二回研究会（六月十三日）

原価差額の性格

渡 辺 進

企業において発生する原価のうちあるものは製品等の原価を構成するものとして処理せられ、他の原価は製品等の原価に関連せしめることなく処理される。前者は生産物原価（プロダクトコスト）であつて、それは通常当該物品が販売された期の費用として販売収益に賦課される。プロダクトコスト以外の原価は、製品等の販売に関係なく、その発生期の（当該支出によつて齎らされる用役を享受した期）の費用として処理せられ、期間費用（ピリオッドコスト）と呼ばれる。期間費用は一体として当期収益に賦課されるものであるから、ある原価が製品等の原価を経路として収益に賦課せらるべきものとするか、または期間費用として取扱われるべきものとするかによつて、期間損益額は当然異なるものとな

る。従つて如何なる原価をプロダクトコストとして集合するかは、棚卸資産原価配分の問題と共に、期間損益計算上重要な問題であつて、通常プロダクトコスト性の問題として論議されている。

原価差額とは、かくあるべき製品等の原価と、企業の計算による原価との差額である。従つてかくあるべき原価を如何なるものと考えるかによつて原価差額を構成する内容及び数値は異なるものとなる。税法はかくあるべき原価として実際原価の立場をとつているのであるから、製品等の実際原価と企業の計算による原価との差額が原価差額となる。

原価差額調整通達（昭和二十八年五月十八日）が発表されて以来これに対して多くの批判が行われている。しかしその多くはプロダクトコスト性の問題と原価差額処理の方法の問題とを混淆している。例えば標準原価計算において生ずる原価差異を原価外に置くべきものとする主張は、実は期末棚卸資産の評価方法として税法が実際原価の外に標準原価による評価を認めるべきものであるとする議論であつて、かかる批判は原価差額調整通達とともに発生すべき筋合のものではない。標準原価による評価を税法が認むべきものであるかどうかは、原価差額調整とは別個の領域に属する問題である。

第一二回研究会（昭和三十一年七月四日）

電子計算機による分類

木 谷 秀 雄

会計事務では資料の分類は量的に大なる割合を占める基本的な作業であるが、電子計算機を用いたデータ・プロセッシングにおいては機械の規模によつて、分類機能に種々の制約を受ける結果、その効率的な運用の観点から、実際には穿孔カード式分類機、照合機を用いて分類照合作業

の一部または全部を予め機械的に行う場合が多い。したがって会計事務における電子化の程度は、採用される電子計算機の種類機能の如何によつて決定されることになる。このことは当該計算機が磁気テープを用いた一般的な強力な分類方法すなわちコレクション法を技術的、経済的に適用することのできる機能を整備しているか否かに帰着する。

この問題について最近、多量の内部記憶容量と複雑な制御機構をもつた高速度大型汎用機を分類作業のみのために、その稼働時間の大部分を費すことは不利であるとの見地から、分類作業専用の特定目的の電子分類機の採用が提案されている。これによつて大型機の作業負荷を軽減し、あるいは更に当該事務に小型の機械を充当することを可能にし、同時に分類費用を低減せしめることができる。

第一一三回研究会（昭和三十一年七月十八日）

農業簿記について

田 中 修

我が国の農業に於て組織的な簿記が導入されたのは、そう遠くない以前であるが、それと殆んど期を同じくして、しかも理論的体系を具備した簿記組織として産み出され、今日も尚最高水準をゆくものとしては、何人も京大式簿記を挙げるであらう。以下之について簡単な説明を行い、それによつて農業簿記の目的、特色を明かにしよう。

先づその目的であるが、之はいうまでもなく農家の農業経営及び農家経済の改善・合理化を農家自身のために自らの手で行わしめるというにある。従つて先づ第一に専門家の手を借りることなく、農家自らが記帳集計をなしようとするところの「自計主義」であることが要求される。第二に

は実際に経営改善に役立つべき資料の整備乃至提供が最小限の努力でなされうるのでなければならぬ。ここに簿記組織が単記式複計算簿記の更に簡単化したものとなつた所以がある。

ところで農業簿記を記録計算の組織によつて分類すれば、

- 一、農家経済単一簿記
 - 二、農家経済所得簿記（又は単に農家経済簿記）
 - 三、農家経済経営簿記（又は農家経済収益簿記）
 - 四、農家経済農業兼業別経営簿記
 - 五、農家経済生産部門別経営簿記
 - 六、農家経済生産費簿記
- となる。容易に明かな如く、一、は到底現代の農家経済の簿記としては採用されないが、二、から六、までは何れも現実に極めて必要とされるものである。そこで簡単のために、農家経済を所得経済と家計経済の両面に分離するに止まる、二、を採用し、その他の諸計算は決算後に得られた諸数字に各種の加工を加えるという所謂拡張計算として行いうる仕組みとなつてゐる。之が京大式農業簿記の組織上の特色であつて、いうまでもなく、農業経営改善のための諸目的達成に必要な計算は、各農家自らが夫々の場合に簡単な加工計算を施すこととなしえるという「自計式」の目的にも充分応ずるものである。

第一一四回研究会（昭和三十一年十二月三日）

事務會計機械化特別講義

本学、経営学部の要請によつて当研究所協力のもとに学生を対照とする會計機械化に関する講義を左記の日程によつて行つた。この講義は昨年度より実施しているが漸を追つて拡充してゆきたいと思う

十二月三日	事務会計の機械化	経済経営研究所 米花教授
〃 四日	会計機械の種類と特性及び適用領域	〃 木谷技官
〃 五日	一、記帳式会計機 二、パンチ・カード式会計機	
〃 七日	三、電子式会計機・其の他	
〃 六日	経営の近代化と会計機械化の諸問題	経営学部 (研究所兼任教授) 平井教授
〃 八日	一、機械の实地操作 二、映画とスライドによる研究 映画 IBM七〇五型電子計算機 RRユニバック電子計算機 ナショナル会計機による「経理事務の機械化」 スライド IBMパンチ・カード式会計機	経済経営研究所 担当

第一一五回研究会 (昭和三十一年十二月二十二日)

映畫による會計機械化研究會

最近、オートメーション等の技術革新による生産性の向上とともに会計事務機械化による経営合理化の問題も、とくに重要視されるにいたつ

ている。今回はその研究の一助として新しく作製された会計機械化に関するフィルムを用いて研究会を催した。使用したフィルムは次の通りである。

- 一、IBM 705 EDPM (七〇五型エレクトロニック・データ・プロセスング・マシン)
 - 二、「電子頭脳」RR. UNIVAC Electronic 電子計算機
 - 三、ナショナル会計機による「経理事務の機械化」
- なお本会は本学教官並びに学外からの参加者も多数であった。

企業経営研究(既刊) 目次

- 第一号** 昭和二十六年刊
 我国の監査役の現状とその批判
 税法における減価償却
 労働組合と賃銀のインセンティブ制度
 交通機関の発達と土地の利用転換
 工業地帯形成の条件
- 第二号** 昭和二十七年刊
 株式額面金額の引上げ
 税法における棚卸資産評価
 経営位置の競合と地帯構成
 G・Cアレン著
- 「バーミンガム及びブラック・カントリの
 産業発展一八六〇—一九二七」研究
 産業構造の統制原理
 統計カードの摩擦係数について
- 第三号** 昭和二十八年刊
 再評価に関する若干の基本問題
 内部牽制・内部監査の構造
 会計事務の分析について
 我が国における
- 会計機械採用の限界とその段階
 貸借対照表分析に関する一考察
第四号 昭和二十九年刊
 産業規模の計画経済的原理
 地方産業存立条件の事例研究

久保田音二郎
 渡辺 進
 古林 喜楽
 野村寅三郎
 米 花 稔

平井泰太郎
 渡辺 進
 米 花 稔

井上忠勝
 宮田喜代藏
 其阿彌辰雄

渡辺 進
 久保田音二郎
 戸田 義郎

大塚 俊郎
 古林 喜楽
 米 花 稔

山下 勝治
 宮田喜代藏
 米 花 稔

- 岡山県農業用発動機工業について——
 グラアスの経営発展段階説
 アメリカ税法におけるLIFOの成立
 社会会計論の基本的性格
 会計の機械化とその監査
- 第五号** 昭和三十年刊
 後入先出法の根拠
 地域的集中度と経営の業態
 アメリカ紡織機工業成立期における
 請負組織制工場制度
 機械化会計の意義とその限界
 戦後化学肥料工業の復興過程とその意義
 価格変動と財務諸表分析
 使用者費用と資本消費
- 第六号** 昭和三十一年刊
 基礎 在高研究
 経営の地域的分化とその理論
 社会会計と勘定設計の理論
 (研究) RR: UNIVAC File Computer
 じいじ

井上忠勝
 渡辺 進
 能勢 信子
 増崎 宗弘
 米 花 稔

井上忠勝
 久保田音二郎
 新野幸次郎
 増崎 宗弘
 能勢 信子

渡辺 進
 米 花 稔
 能勢 信子
 木谷 秀雄

柴田銀次郎
 川田富久雄
 宮下 忠雄
 佐々木誠治
 藤田正寛
 片野彦二
 山本 泰督

(併刊) 国際経済研究 第七号 目次

- カナダの経済構造と外国貿易
 米比通商協定の研究
 新中国の対外貿易
 欧州航路競争史
 国際決済制度の新展開
 国際均衡について
 マルクスの Nutzfakt について

R É S U M É

The Development of the Retail Method

The dollar pooling method as an inventory pricing method has exercised a great innovating influence on business accounting. By the term dollar pooling method we understand as embracing the retail method, retail Lifo method and so-called dollar-value method. These methods have in common the use of the dollar unit as a common denominator in inventory pricing. In the retail method, items of merchandise A, B, C, . . . , N, in spite of their difference in quality, type, nature etc., are treated as homogenous and fungible because these different items are considered alike in terms of dollar units. \$ 1 in article A is homogenous with and equivalent to \$ 1 in article B, so that articles A and B are deemed identical in that they are both part of capital invested in inventories.

The retail Lifo method and the dollar-value method measure changes in physical quantities of inventories on the assumption that \$ 1 at base year prices equals 1 unit. These methods use the dollar unit as a common denominator in 'horizontal' relations in the same sense in which the retail method uses it as such in 'vertical' relations.

The quantity method becomes more difficult of practical application with the increase in the variety of merchandise dealt in by the business. This difficulty, however, has been overcome by the dollar-pooling method, which has made inventory accounting procedure more practical for retailers, wholesalers and manufacturers handling a wide variety of items.

The idea of dollar pooling is useful indeed, but the question remains whether it is possible to widen without limit the scope of an inventory pool by the application of this idea. It is the purpose of the present article to find technical limits by a thorough study of the respective techniques with reference to their meaning.

These three varieties of the dollar pooling method are not yet recognized in Japanese tax law, although they are already accepted in U. S. Income Tax Regulations. The introduction is earnestly urged of the dollar pooling method into Japanese tax law which still lags behind at the stage of the quantity method.

Susumu Watanabe

Professor of Accounting

Staff Member of the Research Institute

Kobe University

Single-Industry Town in Japan

—Plant-Local Community Relations—

In our country, most industrial activities are concentrated on the few central districts; especially Keihin (Tokyo and Yokohama), Hanshin (Osaka and Kobe),

and Chukyo (Nagoya), accumulate many classes of industries. Therefore, the local industries consist of several large-sized factories of large enterprises, and of many localized industries of small scale businesses. But recently the factories of the former type have considerably developed, and been constructed newly on several local regions, especially in apparatus or chemical industries.

These large factories in the local towns have various important effects on the local communities; those are the problems of the single-industry town. When one large factory of a certain scale of enterprise is founded in a local town which had few or no industries before, the economic and social activities of the factory exert not only a considerable weight economically in the local community, but also usually produce characteristic features in its social life.

In such a town, the concerned factory necessarily have many types of community relations; the relations to the many other local small or medium sized firms, to the local wholesalers and retailers, to the neighbouring agricultural farmers, and to the general lives of the town residents. Accordingly, the concerned large factory in the single-industry local town, necessarily shall have many different special problems from the fact that the factory found its situation in the central industrial districts, and must be conscious of the importance of the effects by the local policies of the factories. Especially the factory must have good local community relations. The good sentiment and attitude for the factory in the local community is to be one of the important locational factors. Moreover the factory inevitably should have the characteristic business features because of the community relation policies in the single industry town.

In our country, the representatives of these single-industry towns are about 30 or a little over, which have respectively about 30,000 to 60,000 population, with the exception of a few towns having 100,000 or over.

Each core factory in the towns has about one fifth to one tenth workers of their population, and chiefly belongs to the apparatus, chemical or mining industry.

Minoru Beika
Professor of Plant Location
Kobe University

The Nature of the Morgan Control

1. An investigation of the Pujo Committee in 1912-13 shows the concentration of the control of banks, trust companies, railroads, and public-service and industrial corporations in the hands of J. P. Morgan & Co. The Morgan partners and the directors of the First National and National City banks and the Bankers Trust Company and the Guaranty Trust Company together held 341 directorships in 112 corporations with aggregate resources or capitalization of over 22 billion dollars. Of these 341 directorships the members of the firm of J. P. Morgan & Co. held no less

than 72.

2. The Morgan domination over these corporations, excluding the financial institutions, was not acquired through stock ownership. Power by the Morgan firm arose in its financial services as an investment banker.

3. Certain occasions were particularly favorable for the acquisition of power by the Morgan firm. Firstly, the firm established intimate relations with a corporation when owners of a closely held corporation sought to transfer ownership to the public. This was true when W. H. Vanderbilt asked J. P. Morgan to sell part of his holdings of New York Central stock to the public. Secondly, the Morgan firm acquired power when a corporation was undergoing rapid expansion. Such was the case in the flotation of bonds of the Northern Pacific Railroad Company in 1880. Thirdly, the banking house extended its influence in the case of a consolidation or merger. This was true, for example, in the formation of the United States Steel Corporation in 1901. Lastly, the banker acquired power when a corporation found itself in financial difficulties. The wholesale railroad reorganizations of 1890's resulted in putting the Morgan firm into an extremely strong position in a number of important railroads.

Tadakatsu Inoue

Assistant Professor of Business History

Kobe University

Sorting Function under Electronic Data Processing

In the electronic data processing system, the general pattern of processing shows how much such systems are depend upon the function to sort information. Because sorting is a basic operation for all commercial applications of a computer. The method of sorting may be relatively inflexible, compared to the method of performing other clerical operation. Since sorting is of a high volume operation, and since the method is not likely to be changed radically, it is important to reduce processing costs with a electronic processing machine. In a punched card sorter, the cards themselves are physically moved to the various pockets. In a electronic computer, there is nothing that corresponds to the punched card: the information is read from one magnetic tape and deposited on another magnetic tape.

There are a number of methods of performing the sorting operation when using electronic processing machines and tape units. Some of these are similar to the method used by punched card equipment: looking at one digit at a time and sending the complete number to one of the tapes, depending on the value of the digit. At present, however, the most popular sorting method for electronic machines uses the merging or comparison principle, and this method provides an efficacious general sorting function.

Hideo Kitani

Engineer of Business Machinery

Kobe University

Social Accounting and the Business Enterprise Sector

It is apparent that we must distinguish the economic accounting for the business sector from the private accounting, as the former is of different dimension from that of the latter. First : as for the accounting for the business sector—the concrete from of ‘gesellschaftliches Gesamtkapital’—, it will be possible to estimate not only the flow of aggregate notional capital but the industrial structure of one economy, which is composed of every ‘einzelnes Kapital’. But, the private accounting, will only measure the flow of ‘einzelnes Kapital’. Second : just like the social accounting in general, in the economic accounting for the business sector, we must measure the economic values (i. e. added value, real capital formation, etc), and in doing so, we are free from some restrictions which condition the private accounting. On the other hand, based on the many postulates, the private accounting relies on the institutional—sometimes unreasonable—conditions.

This paper observes and criticizes how Mr. F. S. Bray’s theory and opinions as shown in his recent works deal with the difference of the social accounting approach for the business sector from the private accounting.

Nobuko Nose
Assistant Professor of Accounting
Kobe University

On Price-Level Adjustments

The costs charged against revenues under the conventional method of measuring business income are incorrect, if not entirely misleading, during periods of changing price levels. Under such circumstances, therefore, costs of fixed assets and inventories should be adjusted so that appropriate costs may be charged against revenues in any period.

In this paper, the writer intended to study which of the two methods on the adjustment of costs, i. e. general price index method (purchasing power cost method) and special price index method (current cost method), is the more correct from the standpoint of business income determination.

The main argument of advocates of the former is based on the insistence that the method carries out the objective implicit in the cost approach—matching revenues with applicable costs incurred properly measured. This argument, however, is not necessarily proper, since the use of original cost has essentially been justified only by the fact that the results are substantially the same as those that would be secured by the use of current costs—current replacement costs. Thus we must approach to this matter from another point of view. And then, we think that the latter is preferable to the former for reasons as follows : the present undertakings are of course the going concern which has obtained the capital for the purpose of carrying on a particular type

of business, and, so far as that is assumed, real costs to the particular going concern should be current replacement costs ; if the prime objective of accounting is to relate revenues to costs on the same time-dimension, the only correct costs chargeable against revenues in any period is current cost in that period, because, insofar as there is any relationship between selling prices (=current revenue) and costs, it is between selling prices and current costs : and the current cost method is the more useful from the view-point of consistency principle, since practically all other items of revenue and cost are automatically valued on the basis of average prices for their respective components for the year covered by an income statement.

Hisao Kamimura

Research Assistant in Accounting Section,

Kobe University

執筆者紹介 (執筆順)

渡 辺 進……教授・産業経営科長・
経営経理部門

米 花 稔……教授・企業経営部門

井 上 忠 勝……助教授・企業経営部門

能 勢 信 子……助教授・経営経理部門

木 谷 秀 雄……技官・企業経営部門

上 村 久 雄……助手・経営経理部門

難 波 恒 治 郎……助手・企業経営部門

(昭三二、三三三)

THE RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

Director: Ginjiro SHIBATA
Secretary: Toshio HARA

GROUP OF BUSINESS
ADMINISTRATION RESEARCH

Susumu WATANABE Professor of Accounting
Minoru BEIKA Professor of Plant
Location
Yaoutaro HIRAI Professor of Business
Administration
Tadakatsu INOUE Assistant Professor of
Business History
Nobuko NOSÉ Assistant Professor
of Social Accounting
Hideo KITANI Engineer of Business
Machinery
Hisao KAMIMURA Assistant in
Accounting
Section

GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH

Ginjiro SHIBATA Professor of International
Trade and Marine
Economics
Fukuo KAWATA Professor of International
Trade
Kiyozo MIYATA Professor of Economics
Hiroshi SHINJO Professor of
International Finance
Torasaburo NOMURA Professor of
Transportation
Taro KAWAKAMI Professor of Private
International Law
Jiro YAO Professor of
International Finance
Tei-ichi YAMASAKI Assistant Professor of
Area Study on Latin
America
Seiji SASAKI Assistant Professor of
Marine Economics
Hiroshi SAITO Assistant Professor of
Area Study on Latin
America
Masahiro FUJITA Assistant Professor of
Area Study on Latin
America
Hikoji KATANO Assistant in International
Trade Section
Hiromasa YAMAMOTO Assistant in Marine
Economics Section

Office: The Kanematsu Memorial Hall,
THE KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和 32 年 3 月 20 日印刷
昭和 32 年 3 月 25 日發行

編集兼發行所

神戸市灘區六甲台町
神戸大學經濟經營研究所

印刷所

奈良縣天理市川原城
天理時報社

KOBE UNIVERSITY
Business Review
ANNUAL REPORT

VII

CONTENTS

The Development of the Retail
MethodSusumu WATANABE

Single-Industry Town in Japan
—Plant-Local Community Relations—.....Minoru BEIKA

The Nature of the Morgan Control.....Tadakatsu INOUE

Sorting Function under Electronic
Data ProcessingHideo KITANI

Social Accounting and the
Business Enterprise SectorNobuko NOSÉ

On Price-Level AdjustmentsHisao KAMIMURA

Résumé (in English)

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

1 9 5 7